

目 次

6月11日(金曜日)第1号

| | |
|-------------------------------|----|
| 議事日程..... | 1 |
| 本日の議会に付した事件..... | 1 |
| 出席議員..... | 2 |
| 欠席議員..... | 2 |
| 説明のために出席した者の職氏名..... | 3 |
| 職務のために出席した事務局職員の職氏名..... | 3 |
| 開 会(午前10時00分)..... | 4 |
| 休 憩(午前10時00分)..... | 4 |
| 再 開(午前10時00分)..... | 4 |
| 日程第1 会議録署名議員の指名について..... | 4 |
| 日程第2 会期の決定について..... | 4 |
| 日程第3 報第7号及び日程第4 報第8号..... | 4 |
| 平野市長提案説明..... | 4 |
| 日程第5 議第30号..... | 6 |
| 休 憩(午前10時07分)..... | 6 |
| 再 開(午前10時08分)..... | 6 |
| 平野市長提案説明..... | 6 |
| 質疑..... | 6 |
| 討論..... | 7 |
| 採決..... | 7 |
| 休 憩(午前10時13分)..... | 7 |
| 再 開(午前10時14分)..... | 7 |
| 日程第6 発議第1号及び日程第7 発議第2号..... | 7 |
| 19番 小森英明議員提案説明..... | 7 |
| 日程第8 報第9号から日程第16 議第38号まで..... | 8 |
| 平野市長提案説明..... | 9 |
| 散 会(午前10時31分)..... | 11 |

6月16日(水曜日)第2号

| | |
|---|----|
| 議事日程..... | 13 |
| 本日の議会に付した事件..... | 13 |
| 出席議員..... | 14 |
| 欠席議員..... | 14 |
| 説明のために出席した者の職氏名..... | 14 |
| 職務のために出席した事務局職員の職氏名..... | 15 |
| 開 議（午前10時00分）..... | 16 |
| 日程第1 質 疑（発議第1号及び発議第2号、報第9号、議第31号から 議第38号まで）..... | 16 |
| 13番 寺町知正議員質疑..... | 16 |
| 19番 小森英明議員答弁..... | 16 |
| 13番 寺町知正議員質疑..... | 17 |
| 19番 小森英明議員答弁..... | 17 |
| 13番 寺町知正議員質疑..... | 17 |
| 19番 小森英明議員答弁..... | 18 |
| 13番 寺町知正議員質疑..... | 18 |
| 19番 小森英明議員答弁..... | 19 |
| 15番 中田静枝議員質疑..... | 19 |
| 19番 小森英明議員答弁..... | 19 |
| 13番 寺町知正議員質疑..... | 19 |
| 船戸企画部長答弁..... | 21 |
| 休 憩（午前10時28分）..... | 23 |
| 再 開（午前10時29分）..... | 23 |
| 13番 寺町知正議員質疑..... | 23 |
| 船戸企画部長答弁..... | 24 |
| 13番 寺町知正議員質疑..... | 24 |
| 船戸企画部長答弁..... | 25 |
| 13番 寺町知正議員質疑..... | 25 |
| 船戸企画部長答弁..... | 26 |
| 13番 寺町知正議員質疑..... | 27 |
| 休 憩（午前10時44分）..... | 28 |
| 再 開（午前11時05分）..... | 28 |

| | |
|---------------|----|
| 船戸企画部長答弁 | 28 |
| 13番 寺町知正議員質疑 | 29 |
| 船戸企画部長答弁 | 29 |
| 16番 藤根圓六議員質疑 | 29 |
| 船戸企画部長答弁 | 30 |
| 13番 寺町知正議員質疑 | 30 |
| 船戸企画部長答弁 | 31 |
| 13番 寺町知正議員質疑 | 32 |
| 休 憩（午前11時19分） | 32 |
| 再 開（午前11時20分） | 32 |
| 船戸企画部長答弁 | 33 |
| 13番 寺町知正議員質疑 | 33 |
| 船戸企画部長答弁 | 33 |
| 13番 寺町知正議員質疑 | 33 |
| 船戸企画部長答弁 | 36 |
| 13番 寺町知正議員質疑 | 37 |
| 休 憩（午前11時40分） | 38 |
| 再 開（午後1時00分） | 39 |
| 船戸企画部長答弁 | 39 |
| 13番 寺町知正議員質疑 | 39 |
| 船戸企画部長答弁 | 42 |
| 15番 中田静枝議員質疑 | 43 |
| 休 憩（午後1時16分） | 43 |
| 再 開（午後1時19分） | 43 |
| 船戸企画部長答弁 | 44 |
| 15番 中田静枝議員質疑 | 44 |
| 船戸企画部長答弁 | 44 |
| 15番 中田静枝議員質疑 | 44 |
| 船戸企画部長答弁 | 44 |
| 13番 寺町知正議員質疑 | 45 |
| 平野市長答弁 | 45 |
| 13番 寺町知正議員質疑 | 45 |

| | |
|---------------------|----|
| 平野市長答弁..... | 46 |
| 13番 寺町知正議員質疑..... | 47 |
| 平野市長答弁..... | 47 |
| 15番 中田静枝議員質疑..... | 47 |
| 船戸企画部長答弁..... | 48 |
| 散 会（午後 1 時35分）..... | 49 |

6月21日（月曜日）第3号

| | |
|-------------------------|----|
| 議事日程..... | 51 |
| 本日の会議に付した事件..... | 51 |
| 出席議員..... | 51 |
| 欠席議員..... | 51 |
| 説明のため出席した者の職氏名..... | 51 |
| 職務のため出席した事務局職員の職氏名..... | 52 |
| 開 議（午前10時00分）..... | 53 |
| 日程第1 一般質問..... | 53 |
| 1. 9番 影山春男議員質問..... | 53 |
| （1）産廃不法投棄による施策は | |
| 長屋市民部長答弁..... | 53 |
| 9番 影山春男議員質問..... | 54 |
| 長屋市民部長答弁..... | 55 |
| 9番 影山春男議員質問..... | 55 |
| 梅田水道部長答弁..... | 55 |
| 2. 5番 田垣隆司議員質問..... | 56 |
| （1）山県市有線テレビ放送加入料について | |
| 平野市長答弁..... | 56 |
| 5番 田垣隆司議員質問..... | 57 |
| 平野市長答弁..... | 58 |
| 5番 田垣隆司議員要望..... | 58 |
| 3. 10番 後藤利利議員質問..... | 58 |
| （1）保育所の駐車場整備について | |
| 土井保健福祉部長答弁..... | 59 |

| | |
|-------------------------------|----|
| 10番 後藤利利議員質問..... | 60 |
| 休 憩（午前10時33分）..... | 60 |
| 再 開（午前10時33分）..... | 61 |
| 土井保健福祉部長答弁..... | 61 |
| 10番 後藤利利議員質問..... | 61 |
| 土井保健福祉部長答弁..... | 61 |
| 4 . 4 番 宮田軍作議員質問..... | 62 |
| （ 1 ）山県市内における産業廃棄物処理施設の状況について | |
| 長屋市民部長答弁..... | 62 |
| 4 番 宮田軍作議員質問..... | 63 |
| 長屋市民部長答弁..... | 63 |
| 4 番 宮田軍作議員質問..... | 63 |
| 平野市長答弁..... | 64 |
| 休 憩（午前10時49分）..... | 65 |
| 再 開（午前11時10分）..... | 65 |
| 5 . 2 番 尾関律子議員質問..... | 65 |
| （ 1 ）子ども読み聞かせ運動の推進について | |
| 室戸教育次長答弁..... | 66 |
| 土井保健福祉部長答弁..... | 67 |
| 2 番 尾関律子議員質問..... | 67 |
| 室戸教育次長答弁..... | 67 |
| （ 2 ）文化・芸術の振興について | |
| 室戸教育次長答弁..... | 68 |
| 2 番 尾関律子議員質問..... | 68 |
| 室戸教育次長答弁..... | 68 |
| 2 番 尾関律子議員要望..... | 69 |
| 6 . 11 番 谷村松男議員質問..... | 69 |
| （ 1 ）伊自良川改修期成同盟会の設立について | |
| 長野基盤整備部長答弁..... | 70 |
| 11番 谷村松男議員質問..... | 70 |
| 長野基盤整備部長答弁..... | 71 |
| 11番 谷村松男議員要望..... | 72 |

| | |
|----------------|----|
| 休 憩（午前11時44分） | 72 |
| 再 開（午後零時30分） | 72 |
| 平野市長報告 | 72 |
| 延 会（午後 3 時08分） | 73 |

6月22日（火曜日）第4号

| | |
|---------------------------------|----|
| 議事日程 | 75 |
| 本日の会議に付した事件 | 75 |
| 出席議員 | 75 |
| 欠席議員 | 75 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 76 |
| 職務のため出席した事務局職員の職氏名 | 76 |
| 開 議（午前10時00分） | 77 |
| 日程第1 一般質問 | 77 |
| 7.15番 中田静枝議員質問 | 77 |
| （1）学童保育・みちくさクラブの児童受け入れ不手際の件について | |
| 土井保健福祉部長答弁 | 77 |
| 小林教育長答弁 | 78 |
| 15番 中田静枝議員質問 | 78 |
| 土井保健福祉部長答弁 | 79 |
| 小林教育長答弁 | 79 |
| （2）介護保険料の引き下げで高齢者の生活支援を | |
| 土井保健福祉部長答弁 | 80 |
| 15番 中田静枝議員質問 | 80 |
| 土井保健福祉部長答弁 | 81 |
| 15番 中田静枝議員質問 | 82 |
| 土井保健福祉部長答弁 | 82 |
| （3）市北部地域に住民の日常生活を支える基本的な施設整備を急げ | |
| 船戸企画部長答弁 | 84 |
| 8.13番 寺町知正議員質問 | 85 |
| （1）高富中学校など京ヶ洞地域での大規模事業について | |
| 小林教育長答弁 | 85 |

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 13番 寺町知正議員質問..... | 86 |
| 小林教育長答弁..... | 86 |
| 13番 寺町知正議員質問..... | 87 |
| 室戸教育次長答弁..... | 88 |
| (2) 斎場建設事業と市土地開発事業指導要綱及び市長の姿勢について | |
| 長野基盤整備部長答弁..... | 89 |
| 13番 寺町知正議員質問..... | 90 |
| 長野基盤整備部長答弁..... | 91 |
| 13番 寺町知正議員質問..... | 91 |
| 平野市長答弁..... | 91 |
| (3) 地域情報化事業について | |
| 船戸企画部長答弁..... | 93 |
| 9 . 12番 横山善道議員質問..... | 95 |
| (1) 畜産環境問題の対応は | |
| 松影産業経済部長答弁..... | 96 |
| 12番 横山善道議員質問..... | 97 |
| 松影産業経済部長答弁..... | 98 |
| 12番 横山善道議員質問..... | 98 |
| 平野市長答弁..... | 98 |
| 休 憩 (午前11時22分) | 99 |
| 再 開 (午後 1 時00分) | 99 |
| 日程第 2 発議第 3 号..... | 99 |
| 19番 小森英明議員提案説明..... | 99 |
| 15番 中田静枝議員質疑..... | 100 |
| 19番 小森英明議員答弁..... | 100 |
| 質疑..... | 100 |
| 討論..... | 100 |
| 採決..... | 101 |
| 日程第 3 発議第 4 号..... | 101 |
| 19番 小森英明議員提案説明..... | 101 |
| 質疑..... | 102 |
| 討論..... | 102 |

| | |
|-----------------------|-----|
| 採決..... | 102 |
| 休 憩（午後 1 時13分）..... | 103 |
| 再 開（午後 1 時28分）..... | 103 |
| 特別委員会委員長、副委員長の報告..... | 103 |
| 散 会（午後 1 時29分）..... | 103 |

6月24日（水曜日）第5号

| | |
|---|-----|
| 議事日程..... | 105 |
| 本日の会議に付した事件..... | 106 |
| 出席議員..... | 107 |
| 欠席議員..... | 108 |
| 説明のため出席した者の職氏名..... | 108 |
| 職務のため出席した事務局職員の名..... | 108 |
| 開 議（午前10時00分）..... | 109 |
| 日程第 1 討 論..... | 109 |
| 13番 寺町知正議員反対討論..... | 109 |
| 20番 村瀬伊織議員賛成討論..... | 116 |
| 15番 中田静枝議員反対討論..... | 117 |
| 日程第 2 採 決..... | 118 |
| 日程第 3 発議第 5 号..... | 120 |
| 14番 渡辺政勝議員提案説明..... | 121 |
| 質疑..... | 122 |
| 討論..... | 122 |
| 採決..... | 122 |
| 日程第 4 発議第 6 号..... | 122 |
| 14番 渡辺政勝議員提案説明..... | 123 |
| 質疑..... | 123 |
| 討論..... | 123 |
| 採決..... | 123 |
| 日程第 5 議会運営委員会副委員長報告について..... | 124 |
| 日程第 6 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告について..... | 124 |
| 日程第 7 環境保全対策特別委員会委員長報告について..... | 125 |

| | | |
|--------|-------------------------------|-----|
| 日程第 8 | 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について..... | 126 |
| 日程第 9 | 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査について..... | 126 |
| 日程第10 | 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査について..... | 127 |
| 日程第11 | 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査について..... | 127 |
| 閉 会 | (午前10時59分) | 127 |
| 会議録署名者 | | 128 |

平成16年第2回

山県市議会定例会会議録

第1号 6月11日(金曜日)

-
- 議事日程 第1号 平成16年6月11日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報第7号 平成15年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報第8号 山県市土地開発公社経営状況について
- 日程第5 議第30号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第6 発議第1号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例について
- 日程第7 発議第2号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第8 報第9号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第9 議第31号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例について
- 日程第10 議第32号 地方独立行政法人法の施行に伴う法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第11 議第33号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第34号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第35号 平成16年度山県市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議第36号 平成16年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議第37号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議第38号 北山辺地総合整備計画の策定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報第7号 平成15年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

- 日程第4 報第8号 山県市土地開発公社経営状況について
- 日程第5 議第30号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第6 発議第1号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例について
- 日程第7 発議第2号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第8 報第9号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第9 議第31号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例について
- 日程第10 議第32号 地方独立行政法人法の施行に伴う法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第11 議第33号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第34号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第35号 平成16年度山県市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議第36号 平成16年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議第37号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議第38号 北山辺地総合整備計画の策定について
-

出席議員(21名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 吉田茂広君 | 2番 | 尾関律子君 |
| 3番 | 横山哲夫君 | 4番 | 宮田軍作君 |
| 5番 | 田垣隆司君 | 6番 | 村瀬隆彦君 |
| 7番 | 武藤孝成君 | 8番 | 河口國昭君 |
| 9番 | 影山春男君 | 10番 | 後藤利弘君 |
| 11番 | 谷村松男君 | 12番 | 横山善道君 |
| 13番 | 寺町知正君 | 14番 | 渡辺政勝君 |
| 15番 | 中田静枝君 | 16番 | 藤根圓六君 |
| 17番 | 村橋安治君 | 18番 | 藤垣邦成君 |
| 19番 | 小森英明君 | 20番 | 村瀬伊織君 |
| 21番 | 大西克巳君 | | |
-

欠席議員(1名)

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-----------|-------------|-----------|
| 市長 | 平野 元 君 | 助 役 | 嶋 井 勉 君 |
| 収入役 | 河 口 衛 君 | 教育長 | 小 林 園 之 君 |
| 総務部長 | 垣ヶ原 正 仁 君 | 企画部長 | 船 戸 時 夫 君 |
| 市民部長 | 長 屋 義 明 君 | 保健福祉部 | 土 井 誠 司 君 |
| 産業経済部長 | 松 影 康 司 君 | 基盤整備部 | 長 野 昌 秋 君 |
| 水道部長 | 梅 田 修 一 君 | 消 防 長 | 岡 田 達 雄 君 |
| 教育次長 | 室 戸 弘 全 君 | 総務部次長兼企画部次長 | 和 田 真 吾 君 |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|------|-------|-----|-------|
| 事務局長 | 林 宏 優 | 書 記 | 堀 達 也 |
|------|-------|-----|-------|

午前10時00分開会

議長（藤垣邦成君） ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、平成16年第2回山県市議会定例会を開会いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時00分休憩

午前10時00分再開

議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（藤垣邦成君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第120条の規定により、議長において2番 尾関律子君、21番 大西克己君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（藤垣邦成君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会は、本日より6月24日までの14日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より6月24日までの14日間と決定をいたします。

日程第3 報第7号及び日程第4 報第8号

議長（藤垣邦成君） 日程第3、報第7号 平成15年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第4、報第8号 山県市土地開発公社経営状況の提出について、2議案につきましては、地方自治法に基づく報告であります。

配付されております繰越明許費繰越計算書及び土地開発公社経営状況説明書のとおりでありますのでご承知おき願います。

ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成16年山県市議会第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には大変御多忙の中、早朝より御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

ここで、開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

先月の5月16日には議員各位を初め多数の関係者をお迎えし「山県市合併1周年記念式典」を盛大に挙行することができました。さらに、当日は、新市誕生1周年記念イベントとして「ふるさと健康まつり」が開催され、あいにくの雨天にもかかわらず内外から多くの方がおいでいただきました。これはまさに住民参加の魅力あるまちづくりの一つであり、今後更なる市の一体化への飛躍につながるものと思います。御来場いただきました議員各位並びに市民の皆様に改めて厚く御礼申し上げます。

また、先月20日から24日までの間、旧伊自良村が友好提携を結んでおりましたアメリカ合衆国オレゴン州フローレンス市を表敬訪問し、アラン・バーンズ市長を初め多くの関係者の皆様と会談をいたしました。今回の訪問によって、今後も友好関係を深めてまいりましょうという両市相互の思いは一つであると確信したところでございます。

皆様御存じのとおり、山県市はまちづくりの基本方針の一つである「豊かな心と文化を育むまちづくり」に国際交流の推進を掲げており、国際感覚あふれる人づくりを進めるとともに、生活・文化など幅広い分野で多様な交流促進を目指しているところでございますことから、今回の訪問が市民の国際交流のきっかけになったことと確信しております。

今後は、議員各位の御意見等も承りながら、具体的な方向性を示してまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

さて、先般「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、三位一体改革の要である税源移譲につきましては3兆円規模を目指すことと明記されたことは、皆様既に御承知のことと存じますが、一昨日開催されました第74回全国市長会議において、国は三位一体改革の原点に立ち返り、国の財政再建を優先して地方に負担を押しつけるのではなく、真の地方分権を推進することを基本として、地方財政の見通しを明らかにするとともに、都市自治体の意向を十分反映して、三位一体改革の全体像及び年度別内容・規模などの工程表を早期に提示することなどの実現を強く要請した「真の三位一体改革の実現に関する緊急決議」を決定し、政府へ要望することとしたところでございます。

このことを申し添えまして、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。よろしく願いします。

日程第5 議第30号

議長（藤垣邦成君） 日程第5、議第30号 山県市高富財産区管理委員の選任同意についてを議題といたします。

本件については、武藤孝成議員は地方自治法第117条の規定に該当し、除斥されますので退場を求めます。

〔7番 武藤孝成君 退場〕

議長（藤垣邦成君） 暫時休憩いたします。

午前10時07分休憩

午前10時08分再開

議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

平野市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（平野 元君） それでは、提案説明をさせていただきます。

資料ナンバー3、議第30号 山県市高富財産区管理委員の選任同意につきましては、山県市高富財産区管理委員会条例第3条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

山県市高富財産区管理会は、委員7名で組織され、委員は高富財産区の区域内に3カ月以上住所を有する者で、山県市の議会議員の被選挙権を有する者の中から市長が議会の同意を得て選任することとなっております。今回、久保田 均氏、杉山重男氏の辞任に伴い、新たに武藤孝成氏、杉山正樹氏の両氏を選任することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

武藤孝成氏は、山県市高富1547番地にお住まいで、山県市議会議員として御活躍いただいております、財産区の事業にも精通され適任者でございます。

また、杉山正樹氏は、山県市高富635番地にお住まいで、現在は高富地区自治会連合会長として御活躍をいただいております、まことに適任者であると考えております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（藤垣邦成君） 市長の提案説明が終わりました。御苦労さまでした。

ただいまより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 質疑はないものと認めます。これをもって、議第30号の質疑を終結いたします。

ただいまから、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

ただいまから、採決を行います。

山県市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時14分再開

議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

武藤孝成君の入場を許可いたします。

〔7番 武藤孝成君 入場〕

日程第6 発議第1号及び日程第7 発議第2号

議長（藤垣邦成君） 日程第6、発議第1号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例について、日程第7、発議第2号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者であります小森英明君に提案理由の説明を求めます。

19番（小森英明君） それでは、お許しをいただきましたので、提案説明をいたします。

発議第1号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例についての提案説明を申し上げます。

新生山県市が発足し1年余りが経過いたしました。また、本年5月からは在任特例による山県市の議員定数も改選により22名となりました。私ども議会議員は今後より一層精進し、議員活動を充実させ、市民の皆様の負託にこたえていかなければなりません。

今後地方分権がより一層進み、地方公共団体が行う権限が大幅に拡充されます。また、このことは本市の自主性、自立性の強化であり、その一環として本会議においても市民の信任のもとに選出された議会人として、市民の負託にこたえるために議会の機能強化、議員の活動基盤の充実を図る必要があります。

地方自治法第100条第13項には、普通地方公共団体は条例の定めるところによりその議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派または議員に対し政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付対象額及び交付の方法は条例で定めなければならないとあります。こうしたことから今回提案させていただくものであります。

続いて、発議第2号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則についての提案説明をいたします。

現在、本市議会の会議規則には、すべての会議録について議員及び関係者に配付することとなっていますが、配付利用の状況は行われていないのが現状でございます。また、このことに対し、私ども議員といたしましても、事務局において閲覧、コピー等が利用できますので、現状の利用状況が不都合だとか便利が悪いとかいった認識は持っておりません。こうしたことを踏まえ、今回の改正では、議長は必要があると認めたときは会議録を議員その他の関係者に配付することができるとするものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重な御審議のほどお願い申し上げます、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（藤垣邦成君） 提出者 小森英明君の提案説明が終わりました。

日程第8 報第9号から日程第16 議第38号まで

議長（藤垣邦成君） 日程第8、報第9号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について、日程第9、議第31号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例について、日程第10、議第32号 地方独立行政法人法の施行に伴う法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、日程第11、議第33号 山県市消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第34号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第35号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第1号）、日程第14、議第36号 平成16年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）、日程第15、議第37号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第1号） 日程第16、議第38号 北山辺地総合整備計画の策定について、以上の9件を一括議題といたします。

平野市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（平野 元君） それでは、先ほどに続きまして、条例案件を初めとする 9 議案の御説明を申し上げます。

それでは、資料ナンバー 4、報第 9 号の損害賠償の額を定めることについての専決処分につきましては、地方自治法第180条第 1 項に基づき専決処分し、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

続きまして、資料ナンバー 5、議第31号 山口市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例につきましては、現在高富地域のみで行っております有線テレビ放送のサービスを山口市全域に拡大するとともに、地上波デジタル放送や高速インターネット通信に対応するため、条例の全部を改正するものでございます。

また、より多くの市民に加入していただくため、加入促進期間を設けて、市民の負担する経費を軽減する措置などを講じておるところでございます。

次に、資料ナンバー 6、議第32号 地方独立行政法人法の施行に伴う法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、地方公営企業等の労働関係に関する法律の改正に伴い、山口市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例、山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、山口市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の 3 条例の規定整備を図るものでございます。

次に、資料ナンバー 7、議第33号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本市条例の補償基礎額等を改正するものでございます。

資料ナンバー 8、議第34号 山口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、本市条例の退職報償金支給額を改正するものでございます。

続きまして、資料ナンバー 9、議第35号 平成16年度山口市一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に3,588万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を176億588万4,000円とし、債務負担行為及び地方債の追加による補正をお願いするものでございます。

議会費につきましては、政務調査費交付金として176万円を計上いたしております。

次に、総務費につきましては、平成18年度から 3 力年の固定資産税標準宅地の評価額算定に向け、その資料となる平成17年 1 月 1 日時点の土地鑑定評価を実施するため、鑑

定評価委託料として1,348万1,000円を計上いたしております。

また、民生費につきましては、精神障害者のホームヘルプサービスの需要の増加に伴い、補助金の追加分として39万8,000円を計上いたしております。

次に、消防費につきましては、山県市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の改正に関連し、掛金が1人当たり990円増額したことに伴い、59万4,000円を追加計上いたしております。

次に、教育費につきましては、いわ桜小学校が県の「小学生健康・体力づくり推進事業推進校」に指定されたため、交付金として40万円を、また乾小学校が県の「豊かな体験活動推進事業推進校」に指定されたため、事業実施費として50万4,000円を計上いたしております。なお、いずれも財源的には支出額の全額が県支出金によるものでございます。

また、昨年度より実施しております「古田紹欽記念館」における抹茶サービスが非常に好評のため、賄材料費に30万円を追加計上いたしております。

一方、総合型地域スポーツクラブの運営補助金の財源として見込んでおりましたスポーツ振興くじ助成金452万円につきましては、配分枠の減少に伴い、今年度は助成採択されなかったため、全額を減額計上いたしております。

次に、災害復旧費につきましては、去る4月下旬の大雨により、神崎地内にある夏坂林道の法面が一部崩落したため、その復旧費として1,868万5,000円を計上いたしております。なお、財源として、県補助金1,047万2,000円と、将来の償還金の95%分が地方交付税として算入される有利な地方債を450万円計上いたしております。

以上の補正に加えて、老人保健特別会計からの繰入金を加減して生じる財源剰余分につきましては、当初見込んでおりました財政調整基金繰入金のうち6,151万8,000円を取りやめることといたしております。

債務負担行為の追加につきましては、当初予算にも計上してある道路台帳デジタル化業務につきまして、データの整合性の観点や委託業務経費の節減等を考慮して、市全域分を今年度まとめて発注するための予算措置でございます。

次に、資料ナンバー10、議第36号 平成16年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に8,570万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を28億9,304万6,000円とするものでございます。

平成15年度の事業費等が確定したことに伴い、審査支払事務費の返還分29万8,000円を、平成15年度の医療費に係る支払基金交付金、国・県の負担金の受け入れを計上し、補正により財源剰余となる8,540万2,000円につきましては、一般会計繰出金として計上

いたしております。

資料ナンバー11、議第37号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、高富地域の北町地内において、岐阜県が施工する河川改修工事に伴う橋梁添架の配水管布設替工事費を、資本的支出1,200万円計上いたしております。

また、この工事費と翌年度、本橋完成後に架設する工事費に対する県からの補償金として、資本的収入に1,500万円を計上いたしております。

次に、資料ナンバー12、議第38号 北山辺地総合整備計画の策定につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。旧美山町において、平成15年度から平成19年度までの計画を策定しておりましたが、今年度新たに策定することとしたものでございます。なお、この問題につきましては、知事との協議も整っておるところでございます。

以上をもちまして、提出案件の説明を終わりますが、よろしく御審議賜りまして、適切な御議決をいただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(藤垣邦成君) 市長の提案説明が終わりました。

議長(藤垣邦成君) 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明日12日より15日までは、議案精読のため休会といたします。

なお、16日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会といたします。

御苦労さまでした。

午前10時31分散会

平成16年第2回

山県市議会定例会会議録

第2号 6月16日(水曜日)

議事日程 第2号 平成16年6月16日

日程第1 質 疑

- 発議第1号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例について
- 発議第2号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 報第9号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 議第31号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例について
- 議第32号 地方独立行政法人法の施行に伴う法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第33号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第34号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第35号 平成16年度山県市一般会計補正予算(第1号)
- 議第36号 平成16年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第37号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第38号 北山辺地総合整備計画の策定について

本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

- 発議第1号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例について
- 発議第2号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 報第9号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 議第31号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例について
- 議第32号 地方独立行政法人法の施行に伴う法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第33号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ

いて

- 議第34号 山口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第35号 平成16年度山口市一般会計補正予算（第1号）
- 議第36号 平成16年度山口市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第37号 平成16年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第38号 北山辺地総合整備計画の策定について
-

出席議員（21名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 吉田茂広君 | 2番 | 尾関律子君 |
| 3番 | 横山哲夫君 | 4番 | 宮田軍作君 |
| 5番 | 田垣隆司君 | 6番 | 村瀬隆彦君 |
| 7番 | 武藤孝成君 | 8番 | 河口國昭君 |
| 9番 | 影山春男君 | 10番 | 後藤利弘君 |
| 11番 | 谷村松男君 | 12番 | 横山善道君 |
| 13番 | 寺町知正君 | 14番 | 渡辺政勝君 |
| 15番 | 中田静枝君 | 16番 | 藤根圓六君 |
| 17番 | 村橋安治君 | 18番 | 藤垣邦成君 |
| 19番 | 小森英明君 | 20番 | 村瀬伊織君 |
| 21番 | 大西克巳君 | | |
-

欠席議員（1名）

- 22番 久保田均君
-

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 市長 | 平野元君 | 助役 | 嶋井勉君 |
| 収入役 | 河口衛君 | 教育長 | 小林園之君 |
| 総務部長 | 垣ヶ原正仁君 | 企画部長 | 船戸時夫君 |
| 市民部長 | 長屋義明君 | 保健福祉部長 | 土井誠司君 |
| 産業経済部長 | 松影康司君 | 基盤整備部長 | 長野昌秋君 |
| 水道部長 | 梅田修一君 | 消防長 | 岡田達雄君 |

教育次長 室戸弘全君

総務部長兼
企画部次長

和田真吾君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林宏優

書記 堀達也

午前10時00分開議

議長（藤垣邦成君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

議長（藤垣邦成君） 日程第1、質疑。

質疑は、11日に議題となりました発議第1号及び発議第2号、報第9号、議第31号から議第38号までの議案に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

13番 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、まず議案の発議第2号 会議規則の改正についての議案ですけれども、提案者の小森さんに質問いたします。

内容を見ますと、合併して当初にできた市の会議規則が、当初は会議録は印刷して議員及び関係者に配付するというところだったのを、実態がそうではないので改めるといような説明もお聞きしました。それで、本来議事録は議員や関係者に配るといのが大原則なんですけれども、実態が配っていないからそれを改めるといのは、どうも趣旨にかなわないというふうに考えるんです。そこで、改善したいという提案があった以上検討するわけですけれども、確かに必要としない議員の方やそういった場合もありますので、会議録を図書室とか市の公的な施設、公民館とかいろいろなところがありますが、そういったところに配布するという前提であれば改正する意義はあると思いますが、そういうことがなければ、単純に実態が配っていないから配るのをやめますというふうになってしまう。そういう意味でおかしいと思うんですが、どのような提案をされているのでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 小森英明君。

19番（小森英明君） ただいまの寺町議員の質問にお答えをします。

今、質問の中で、終わりがけに言われましたように、議運においても、議事録については全員に配付するというようになっておりましたが、その必要というか、必要なものだけに議長が認めたときに配付するというように改正した件ですが、その中で伊自良、美山の支所、伊自良の図書館、高富と美山の図書室に置いておくと、そういうふうにしたので、御了承いただきたいと思ひます。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 従来より拡大するというので、これ自体は改正に実態が伴うというふうには理解しますが、ぜひ市の公的な公民館など施設全体に置いてほしいなど。印刷費はほとんど変わらないことはわかっていますので、そうしていただきたいということを思います。

続いて、政務調査費について、これも小森さんが提案説明ということで、質問いたします。

これは、実質的には議会の方が提案するというので議論も進めてきました。この中で2点お尋ねしますが、一つは、条例案の第1条ですが、地方自治法の100条の13項及び14項の規定に基づきということに始まっているわけですが、自治法の13項あるいは14項では、調査費については、会派または議員に対してというふうに表示されています。法律がそう表示されているのに、なぜ市の条例案では会派だけに限定をしたのかということ。そして会派に前提したことのメリットとデメリットはどういったことがあるのでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 小森英明君。

19番（小森英明君） 会派に対する交付なわけですが、この制度は平成12年の自治法の一部改正により制度化されました。全国的にはこの制度以前にも同様の趣旨で会派の交付金が支払われていたわけですが、旧高富町についても同じであります。

また、議員に対する給与以外の支給という理由で、給与条例主義に違反するのではないかという裁判で争われた経緯があります。こうした経緯を踏まえ、議員立法により制度化されたといえ、議員に対する交付よりも、1人会派を含めた会派ということに対する交付金が良いということで、この趣旨にいたしました。

今、この中でも言いましたけれども、要は交付する場合は会派または議員というふうにもなっておりますけれども、個人がもらうものでないから会派ということにしたわけですが、よいといえばそういうふうには思っております。悪いということ、デメリットについてはないと思っております。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 堂々巡りになるのでそこは置いておいて、続いて10条ですが、10条は収支報告書の保存というところで、議長が各会派から出された収支報告書等を保存するというふうになっています。そこで、収支報告書等というのは7条で決まっていますので、何かと見ると、いわゆる収支報告書及び調査研究活動の実績報告書というふうになっているんですね。ここには領収書あるいはそれに類するものが含まれていないわけですが、これも議員や執行者の皆さんも御承知のように、全国で市民の皆さん、

住民の皆さんから議会の調査費の使い方について多くの疑問が出され、実際に幾つも裁判が起きているということですね。そういう中で一番の争点が領収書などがあるかないか、その中身の問題なんです。ですが、山県市が今回設置しようとする改正案の条例では、領収書を議長に提出しないということなんです。ということは、市民の人が山県市の議員が何に使ったのか、一番の基礎の根拠である領収書を見たいというふうに情報公開請求をしても、議長は持っていないから条例の対象じゃないということなんです。市長も当然領収書は持っていませんから、条例の対象にならないということで、集計した結果しか市民が知ることはできないということの意味している条例なんです。それは明らかに市民の思いや期待に反するものだというふうに考えるんですが、その点提案者はいかがでしょう。

議長（藤垣邦成君） 小森英明君。

19番（小森英明君） 領収書の添付のことですが、山県市といたしましては、このような補助金と申しますか、一般市民に対するもの、例えば子供会とか自治会とかその他各種団体に対するものも含めて実績報告書に領収書の添付を求めているということと、同じ税金の質であるので政務調査費のみ特別扱いするのは不自然であるということと、こうしたことから領収書の添付は行わないと。必然的に今言われました情報公開の対象とはならないわけですが、使途の透明性を確保するためには、収入及び支出の報告書を議長に提出し、議長は必要に応じて調査を行うことができるということで、透明性は十分確保するということができると思います。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 一般の自治体が出す補助金と同じようにとらえていいのではないかと趣旨ですが、これは全く違うと思うんですね。通常はいろんな市民の方がいろいろな活動をする、それが公益上の必要があるから自治体側が地方自治法に基づいて補助金を出すということで、公益上の理由ということが問われるわけです。ところが、議会の調査費というのは、議員がその都度、この条例でいくと会派ですが、会派がその都度任意に発意、考えてこの調査をしたい、この視察をしたいと考えたときに、3カ月ごとに出るということですから、通常の補助金とは全く形態も手続も違うわけですね。ですから同じには決してできないということで、だからこそ市民の人は議員の活動の実態を知りたいと思ったときに、速やかに開示して市民の要請にこたえるという姿勢が積極的にされるべきだ。議員というのは選挙で当選した者ですから、市民に対して情報を提供するのは当然であって、初めから情報を議会が持たないような条例はつくるべきではないというふうに考えます。その点いかがでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 小森英明君。

19番（小森英明君） 先ほど後半に言いましたように、議長が十分会派の資料、そういうものを見ようと思えば見ることができます。あとは議長がそれをどのように報告されるかで決まるわけですが、資料については5年間保存をするという義務もありますので、これは十分透明性も確保できると考えております。

議長（藤垣邦成君） ほかに質問ございませんか。

15番 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 発議第2号なんですけれども、発案者の方に質問いたします。

寺町議員の方からも質問ありましたが、市議会の会議規則の一部改正の規則についてですけれども、今回の提案というのは、非常に大きく後退した中身になっているというふうに思います。本来会議録そのものをコピーして、だれでもがいつでも見れるような状況をきちんと条例、規則で決めておくということが必要でありまして、全国の地方議会の準則に従って、今までの規則は決められていたわけですが、今回議長が必要と認めた場合という、そういうふうに変えるということになっております。発案者の御答弁で図書室とか支所など公共施設にも印刷したもの、コピーはおくということとは御答弁されましたけれども、しかしそうしたことはこの条文そのものを見た限りでは全く理解できません。やはりこうした重要なことというのは、きちんと明文化をして規則の中に盛り込むべきであるというふうに思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 小森英明君。

19番（小森英明君） この会議録については、今まで全議員に配付するというようなことになっておりましたけれども、たまたまそうならなくて、現実的には議員に対して言えば必要な方が事務局へ行ってコピーされるなり何なりされておりました。また、そういうことだけでは不十分だということで、先ほども答えましたように、美山支所、伊自良支所、そして伊自良の図書館、高富、美山の図書室へも置くということで、これをまた置いておくことについて、今後皆さんに知ってもらえる方法をとっていけば十分住民の方たちも見ることができると思いますし、また需要が多過ぎるとかいろいろあれば、今後検討すればいいことだと思っております。

以上です。

議長（藤垣邦成君） ほかに質問ございませんか。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） 続いて、有線テレビの条例です。

議第31号ですけれども、山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例というところで、全部改正の条例ですけれども、これについて質問いたします。企画部長ですね。

これは、従来旧高富町にあった有線テレビを美山、伊自良地区にも拡大するということが一つ。それから新しくインターネットなどを始めるという、全く全市新規事業もあるということで、幾つかの要素がありますので、三つぐらいのブロックに分けて質問したいということで議長に申し出ました。

まず、全体事業ということで質問させていただきますけれども、まず一つ目ですけれども、基本的には部長にはおおむねお伝えしてあります。まず加入料ですけれども、5万2,500円という非常に高額な加入料、入会金ですね、これを取るということで、提供するサービスの中で非常に重要に期待されるものが出てくるというふうに考えます。まず、デジタル放送が始まるということが大きな理由の一つに説明されていますけれども、現在予定しているシステムでは対応できないということが一つの理由にされています。しかし、今のシステムではだめだからということですね。現在新規の予算で予定している市の計画では、テレビの事業ですね、こういう議会とか自主的につくる番組は除いてですが、他の民法などを流すということは、デジタルが始まったら結局は市の管理ではできなくなる、そういうふうに理解しているんですけれども、そうではないでしょうか。それから、その理由は何かということですね。それから、そうなるのはいつからかということ。そういった点というのは、住民の方の説明会に私も出ましたけれども、全く説明がなかったというふうに認識していますけれども、なぜ説明をしなかったのでしょうか。そして、そういった非常に重要なことを説明せずに入会者を募っているという状況が現在なんですけれども、そういったことは一般社会でもよく問題になりますが、消費者を保護する、あるいは契約の場合も幾つかの法規が最近厳しくなっています。こういった法令違反になるのではないかというふうに考えますが、市はどのように対応するのでしょうか。

それから次に、市の基本計画ということで、私たちもこの5月でしたか、議会前に山県市の地域情報化基本計画という冊子をいただきました。この中の63ページでは、方式としてF T T Hというような形がある。それからA D S Lというような形があるということをしていろいろ企画の中で述べて、63ページではF T T H、すなわち全部各戸まで光ファイバーを持っていくということ、あるいは現在民間が行っているA D S L、これとの価格競争に突入していくことは間違いはないという評価をして、このC A T V事業がその価格競争に耐えられるかが課題だというふうにはっきり書いてあるんですね。じゃあ

市としてはその競争に耐えられるというふうに考えているのかどうか。耐えられるとするならその根拠を示していただきたいというふうに思います。

それから、次の質問ですけれども、いろいろな問題が出てくると、それは住民の方の聴取料、利用料、そういった料金あるいは市の負担に直ちに反映してきます。そういったことで心配なので質問するんですけれども、現在の計画では、拠点まで光ファイバーでいって、その後は現在のテレビと同じ同軸ケーブルですね、これでいくというふうになっています。しかし、現在そういったことの運用をしている全国の業者のある方に聞いたら、同軸ケーブルの場合はインターネットについては非常にサポートが難しい。末端まで光がいっていいけれども、途中から同軸になると、その先は非常に難しい状況になってくるというような話が聞こえてきています。今回、そういうFTTCという変則的な方法でいくわけですけれども、市はインターネットなどの維持管理について問題が生じないと考えているかどうか。

それから、次に、こういったシステムを30億円以上のお金をかけてつくるわけですけれども、年間の維持費というのは何億円も要するというふうに指摘する専門家もいますけれども、市は毎年どのように維持費が要するのかという試算をしているのか。そこを明らかにしていただきたい。

次に、いろいろな機器をたくさん今回購入するというところで、インターネットでも仕様書など公開されていますけれども、機械の更新の時期ですね。これは何年ぐらいと見ているのか。そして更新の経費ですね、幾らぐらいの費用が必要かということ、それについての予定額を示してください。

さらに、今回光と同軸を含めて約700キロのケーブルを引くということも入札の仕様書に出ています。その更新というのは、何年後ぐらいに更新の時期が来るのかということをお答えください。

議長（藤垣邦成君） その辺で区切ってください。

13番（寺町知正君） じゃあ、とりあえずここで。

議長（藤垣邦成君） 企画部長。

企画部長（船戸時夫君） それでは、ただいま寺町議員から6点ほどの御質問をいただいたかと思えます。順次回答をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

まず1点目の、今の市の計画ではテレビ事業、自費放送を除かれるわけですが、市の直接管理から外れるのではないかという御質問でございますが、テレビ事業のうちアナログの再送信につきましては、平成23年のデジタルに完全移行するまで、今までどおりで市が行います。データにつきましては、テレビの世界も技術革新の早いデジ

タル機器を市独自で設置し、今後維持更新を行うには、市の後年度負担が大きくなるリスクを避けるためにも、経費のかかる部分につきましては、複数の事業者が共通で持つ機器を利用しまして、市としては最小限の費用で最大限のサービスができるようにという理由でございます。

続きまして、それはいつからかという御質問でございますが、これにつきましては、有線テレビ施設の整備事業が完了し、新サービスが提供できるときからと予定しております。

その点をなぜ説明会で説明しなかったかという御質問でございますが、今回の説明につきましては、市民の皆様には山県市の行います有線テレビへの加入についての説明でありまして、市の運営方法の説明ではありませんので、今後市民の皆様から御質問等があれば積極的にお答えしていきますし、現在でも御質問いただいておりますので、適切に答えていることとございます。

続きまして、重要なことを説明せずに入会を募った等々の問題がございますが、これにつきましては、市民にとって重要なことはすべて説明をさせていただいておりますし、質問にもお答えしております。御質問の運用方法を説明しないことにより、市民の不利益になるようなことは全くありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2問目の基本計画の中にありますF T T H等の関係でございますが、ここで山県市として耐えられるかという、その根拠についてでございます。山県市の南部地区の一部を除きまして、民間のブロードバンドサービスが提供される見込みはありませんので、山県市全域において価格競争になることは考えられません。また、価格競争になったとしても、市は非営利で実施するので、民間のような利益を追求しないため、十分耐えられると考えております。

続いて、3番目の同軸ケーブルでの問題点ということでございますが、どのような現場で携わっているお方にお聞きになられたのかわかりませんが、ケーブルテレビで余り実績のないF T T Hより、ほとんどのケーブルテレビが運用を行っている同軸ケーブルの方が問題がないと考えております。また、ケーブルテレビ、インターネットの運用、サポートで実績があり、問題解決も迅速に行われかつ料金に影響しない事業者を計画していますので、御質問のような同軸で整備することにより問題が発生するようなことはありません。また、今回当初からF T T Hで施設を整備すると、各家庭にすべて光ケーブルを引きまして、光変換機を設置することになり、現在の事業費では到底整備することができませんし、現在では各家庭まですべて光ケーブルを引く必要性がないと思いません。先ほど申し上げましたが、市として最小限の費用で最大限のサービスができ、事業

に計画いたしておりますので御理解賜りたいと思います。

続きまして、システム全体の年間実施等に係る市の試算はという御質問でございますが、これにつきましてもどこから御指摘をされているかわかりませんが、市の試算といたしまして、現在有線テレビ局には8人の職員がおりますので、その自主放送に当たっております職員の人件費を除いたものとして答弁をさせていただきますが、収入は利用料収入を見込んでおります。支出につきましては保守料、電柱使用料、電力使用料、そしてインターネットサービスプロバイダ契約料が主なものでございまして、収支はともに1億1,000万円程度を想定いたしております。

続きましての質問の機器の更新時期は何年ぐらいの見込みかということでございますが、機器の更新は大体10年から15年ぐらいを見込んでおります。また、その更新時期での必要経費という御質問でございますが、これにつきましては日進月歩でいろんな製品が出ておりますので、その機器更新時でない金額については出せませんので、今ここで幾らということは答弁できませんので、よろしく願いいたします。

最後の6番目の市内全域に700キロメートルの光ケーブルと同軸ケーブルを敷設するということの更新が何年ぐらいかという御質問につきましてでございます。伝送路のケーブルにつきましては、15年から20年と言われておりますが、実際はもっと長く使用できると思います。そして、その更新のための必要経費につきましてですが、こちらにつきましても伝送路の更新時でない金額は言えませんので、今回は金額を御説明できませんのでよろしく願いしたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時29分再開

議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） まず再質問としては、平成23年まではアナログについては市が行う、それからデジタルについては、負担が非常に大きいから行わないという趣旨だと思うんですね。そしたら、デジタルの放送が始まるからというような言い方とか、デジタルの放送が使えない設備などを市は購入する必要はないわけですけども、それは一切購入しないのか、デジタル関係は。そういうような今の事業費が前提の5万2,500円という加入料なのかということを確認したいです。

それから、私はこの議案が出るということで、県内機関をいっぱい行ってきましたけれども、例えば坂内は人口600人で光ケーブルを引いて、4人の職員テレビとインターネットでやっているわけですが、年間予算5,000万円使っていて、テレビ関係はずっと長く使えますが、やはりインターネット関係はもう2、3年で更新しなければいけない、そういう時代でびっくりしてますというようなことを職員が言ってみえましたけれども、先ほどの話、ケーブルは10年から15年くらいもつのではないかなというような趣旨ですが、じゃあ10年としましょう、あるいは15年としてもいいんですが、そのときに必ず更新しなければならないんですけれども、今は合併特例債とか過疎債があるという説明で出発している事業ですが、そのときはそういったものは一切ないわけです。そのあたりについてどのように考えて、今回この5万2,500円で会員を募るのかということ。その点についてお聞きしたいと思います。

議長（藤垣邦成君） 企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 再質問のまず1点目のデジタル関係でございますが、今回の有線テレビの事業におきましては、アナログの再送信の整備を行いますので、デジタルにつきましては、先ほど申し上げましたように、経費のかかる部分については複数の事業者へ委託したいということをお考えしておりますので、その経費は一切見込んでおりません。

そして、2点目に坂内村の例を御質問いただいたわけでございますが、今回、市としましては、合併特例債等で事業を行うわけでございますが、ケーブルにつきましては、先ほど説明いたしましたように、10年ないし20年ということでございますので、その時点でまた有利な補助制度または起債制度もあるかもわかりませんので、その時点でないとどうするかということは答えられませんので、御理解賜りたいと思います。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 光を10年というのは精いっぱいだと言われているんです。15年、20年なんていうのは性能が落ちて、初期のスピードも期待できないということは業界の人はみんな言っているわけで、こういう答弁のときだけ15年かもしれない、20年かもしれないというのは、一種のみんなの目を曇らせる答弁だというふうに思うんですね。そこで最初の答えて、F T T H、光ファイバーを全部家庭まで行くというのはとても経費的に無理だと、最小の経費で最大のサービスをという観点だということですが、例えば岩村は光ファイバーケーブルを50キロ、今回山県は120キロですが、50キロって、50キロごとに40数カ所のアンテナを立てて、あとは無線で送るという方式を今やっています。総経費3億円です。10分の1なんですね。光ケーブルは4割程度ですが、こ

の方式が春実際に行っているわけです。あるいは岐阜県は今年の8月ないし10月ごろに高山地域でテレビも含めたこういう方式の無線を使う、末端は。それを実証試験というのをやるんです。実証するわけです、岐阜県が。そういう段階に来ているとしたら、岐阜県がやる方式をとったら、これも事業費は一桁違う。一桁違うということは何を意味しているかということ、今回の事業費が少ないんですが、将来の10年後、15年後でもいいけれども、更新のときの費用も違うんですが、そういった他の方式との比較をされたのかどうか。現在、岐阜県の実際やっている方式、あるいは岐阜県が今年やる方式ですね。経済特区とかいろんな特区も取って、テレビも流すということを計画しています。そういう中で今回の方針が市としていいんだ、だから市民の人から5万2,500円取るんだという確たるものがあるかどうか。非常に安易な手法を選んだ上でやっているように思えてならないんですが、その点いかがでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 再々質問にお答えさせていただきますが、ケーブル等の耐用年数につきましては、一応製造メーカーの方で、製造メーカーも数社ございますが、確認した上での年数で答弁させていただいておりますので、御理解賜りたいと思います。

また、岩村町もインターネットサービスを始められておりますが、これは寺町議員も言われましたように無線LANでのインターネットで、テレビはまだやってみえないという状況だったと思います。これも光ケーブルは50キロということでございますが、公共施設等々まで引かれて、あとはハンザマストによる無線LANということでございますので、山県市内におきますとハンザマストの数も多いということも考えられます。そういうことをかんがみまして、今回皆様方に配付させていただいております山県市の地域情報化基本計画の中で、今回のFTTCでいくというのも、有線テレビによるこの事業が一番有効だということで計画の中でも掲げておりますので、これに基づき計画をさせていただきますので、御理解賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（藤垣邦成君） ほかに質問ございませんか。

寺町君、質問を変えてください。寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、再々質問までしましたので、今のテレビの条例関係で、次の部分ですけれども、要は事業全体のことについてお尋ねしますけれども、まず、従来の日本の法律では、通信事業者については第1種、第2種というようなことでかなり厳しい枠がありました。企画部長にちょっとお伝えしたときは、ちょっとその部分うっかり古い考え方でしましたけれども、今年の4月から届出制に変わっています。そ

こは承知していました。ですが、法の趣旨を調べると、届出制に変わったけれども、あるいは第1種、第2種の区別はなくしたわけですがけれども、通信事業者としての責務というのは、特別に軽くしたとか何ら変わっていないわけです。そうしますとこの事業を始めると山口市は通信事業者になるということですがけれども、その責務を一体どういうふうに理解しているのかということ。

それから、その責務をちゃんと果たすために、将来の人員の増加とか経費の増加、そういうことです。そういったようなことについては現行でいけるのか、あるいは増やさなきゃいけないのか。その辺どのようにお考えでしょうか。

それから、加入料が高いということは申し上げていますがけれども、市民への責任は非常に重大だということが裏返しとしてあります。例えば、水道などは断水したときに水が途絶えないようにループとって循環式にするというようなことは与えているわけですが、このケーブルの敷設についてはどういう方式でいくのかということ。一応ループという考え方があるということは以前説明を受けましたけれども、果たしてそれがインターネットという中でループという概念が成立するのかということ。あるいはループでいくとしたら、それはいつごろ完成するのかといったことについて質問いたします。

それから、説明会でも何度も質問が出て答えておみえでしたけれども、難視聴地域、ほとんどの地域なんでしょうけれども、共聴施設ということでアンテナを立ててやっておられます。この撤去費が五、六千万円みているというようなことも少しお聞きしましたけれども、では市がその撤去費用を投資するという形になります。それに対して、じゃあ撤去したことで市が得るメリットというのは一体何かあるのかということ。そしてそれは費用対効果として幾らとして評価できるのかといったことをお答えください。

さらに、今回は12月28日という期限までに加入の申し込みをしたという場合には撤去するけれども、その組合の1人でも期限までに申し込まないということがあったら撤去はしませんということでした。この点について私もいろいろ考えたんですが、やはり行政が公費で撤去をするというときに、そのようなやり方というのは職権の乱用、民法で禁止されていますけれども、自治体が余りに差別的なことをするのはよくないのではないかという懸念を持つんですが、そんな点についての見解を求めます。

以上です。

議長（藤垣邦成君） 企画部長。

企画部長（船戸時夫君） それでは、寺町議員からまた3点ほどの御質問をいただいた中で、順番に答えさせていただきます。

まず第1種通信、第2種通信関係につきましては、議員の御発言のとおりでございます。法律改正に伴いまして今回は電気通信事業者として市が届出を行うわけでございますので、当然市が事業主になるわけでございますので、ほかのすべての事業と同じように市が全責任を持ってこの事業に対処していくということでございますし、この事業者になることによって将来的に人員増等々についての御質問につきましては、現在、先ほど述べましたように、8人の職員で今の有線テレビを運営している状況でございますので、その人員で十分対応できるということも考えておりますし、経費の増も発生することなく、十分責務は果たせるのではないかと考えておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、ループの関係でございますが、インターネットでもループができるということでございますので、事故対策等を考えましてループを施工したいという計画であります。そのループの達成の時期でございますが、現在、旧伊自良村と旧美山町の境にあります主要地方道の岐阜美山線の平井坂バイパス工事が行われておりますが、こちらが完了しますと国道256号、418号主要地方道岐阜美山、関本巣線を使つてのループが考えられますし、またその中には別のルートもありますので、こういったものが完了した段階でこのループが達成できると考えておりますので、よろしくお願いたします。

3番目の共聴施設の撤去ということでございますが、寺町議員さんから今撤去の5,000万円ほどという御発言がございましたが、共聴施設の撤去としては約1,300万円ほどの金額がかかる見込みでございます。そしてその撤去としての投資額に対する市のメリット、またそれらに対する評価ということでございますが、市が得るメリットにつきましては、民間事業者の事業展開が見込まれない、先ほど申し上げましたこの山県市役所から奥の方の地域に対しまして、今回の事業で市民の皆さんに対する情報通信サービスが提供できることと思ひます。なお、このメリットは計り知れないものでありまして、金額の評価はできないと思ひますのでよろしくお願したいと思ひます。

そして、最後に、共聴施設への撤去の関係で未加入者の云々という問題につきましては、私どもは強制的に加入をお願いしてはおりませんので、共聴組合の皆さんの費用の負担を考慮して事業対象としておりまして、権利の乱用とは思ひておりませんので御理解賜りたいと思ひます。よろしくお願いたします。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、再度お尋ねしますけれども、まずループということについてですけれども、たまたま今、伊自良、美山間の平井坂のバイパスですね、ここはトンネルがありますよね。それでループをつくるには当然ケーブルが循環型が完成

して初めてできるわけですが、トンネルについては国が認定を極めて厳しくしているというふうに聞くんですが、そんな意味では安易にトンネルができるからケーブルを通せばいいというような感じに受け取るんですけれども、きちっとそれは国と協議の上で通せるという目途を持っているのか。そういう観点で、じゃあいつトンネルの中を通せるのかということについてお尋ねします。

それから、共聴の撤去の関係ですけれども、1,300万円ぐらいが撤去費用ということでした。今回撤去と買い上げというのがあるというふうなことも聞いたんですけれども、撤去費用と買い上げの費用ですね、それからどういった場合は撤去だけにして、どういった場合は買い上げてとか、そういった分類とその額についてお答えをいただきたい。

それと、先ほどの撤去費用と投資したことのメリットを比較されましたけれども、メリットは計り知れないということでしたが、撤去と、インターネットの恩恵を受けられるというようなこととかテレビの恩恵とは関係のない、比較にならないことじゃないですか。撤去費用を公費で持つ。それに対して直接市が得るメリットは何ですか。撤去したらケーブルが引けるわけじゃないんですから、そういう比較ではなくて、じゃあ撤去費用を出さなかったらどうなるのかということの中で答えていただきたいというふうに思います。

議長（藤垣邦成君） 暫時休憩いたします。

11時05分まで休憩といたします。

午前10時44分休憩

午前11時05分再開

議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） では、寺町議員の再質問3点につきましてお答え申し上げます。

まず1点目のトンネルのループの関係でございますが、平井坂バイパスのトンネルにつきましてのループにつきましては、関係機関と協議済みであるということで御承知賜りたいと思います。

2点目の撤去等の買い上げでございますが、一応買い上げの対象につきましては、10年未満の共聴施設ということにいたしております。これにかかる費用につきましては、約4,900万円ほどという見込みであります。

続きまして、3番目の市が得るメリットということでございますが、こちらにつきましては加入促進が得られるということで御理解賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 今のお答えについて再々質問しますけれども、1点ですが共聴施設を10年未満は4,900万円の予算で買い上げるといことですが、税金の使い方として、加入のメリットがあるということなんですけれども、4,900万円を買い上げて直ちにこれは壊す、廃棄する。捨てるもののために4,900万円払う、出すということなんです。本当に許されると考えてみえるんでしょうか。再利用するとか、以後継続して市が利用するというのならともかく、4,900万円出して直ちにそれは廃棄します。いわば4,900万円捨てるということだと思ふんですが、そのメリットにしては全く成立しないと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 企画部長。

企画部長（船戸時夫君） ただいまの買い上げの4,900万円、税金の無駄遣いじゃないかということでございますが、当然再利用はできます。伝送路等につきましては再利用いたしますので、すべて取り壊しということではございませんので、御理解賜りたいと思います。

議長（藤垣邦成君） ほかに質問ございませんか。

16番 藤根圓六君。

16番（藤根圓六君） ちょっと2点ばかり山県有線テレビのことについてお尋ねします。

まず私ども美山、特に……

議長（藤垣邦成君） 藤根君、第何号についてですか。

16番（藤根圓六君） 議第31号についてお尋ねします。

私ども美山地区奥周辺は高齢者が多くて、共聴テレビ組合の役員の皆さんも今回の加入料等の件についていろいろ説明で苦慮しているということを私の方の耳にも入っておるわけなんですけれども、高齢者で80越えた人たちにとってみますと、実際のところ加入してもそれまで生きていくかどうかという話もありますし、当初私も加入料の件につきましては、今回の場合は屋外の工事分と、説明書に書いてありますようにIP電話が使えるということで、市内の要するに電話が無料になります。6年後においてのデジタル放送化においては対応できるという形の説明なんですけれども、高齢者においてはその辺がどうもなかなか納得できないということで、問題は先ほど企画部長から説明があ

りましたように、既設の共聴テレビ施設の耐用年数が10年以上たっているところに対しては保証がないと、撤去費は、全加入ならばすべて市でやりますと、当然残った人たちは見えないということですから、当然ならないということで、お聞きしたい点は、例えば私ども30年前に自分たちで電柱を立てたわけですけれども、撤去に関してもし自分たちで取り払えればその費用は組合に対して払ってもらえるものかどうかということと、もう一つは、加入料に対して、5万2,500円というものに対しては、金額は変えないかわりに、そういったところに対しては補助金という形の中で対応できないかどうか、その2点についてお願いします。

議長（藤垣邦成君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） それでは、藤根議員の質問の2点ほどいただいた中、まず1点目にあります撤去費用は直接組合に払えないかということでございますが、これは私どもはあくまでも工事として発注いたしますので、現在のところ組合の方へは直接発注できませんので、御理解賜りたいと思います。

そして、加入料5万2,500円につきましては、現行の条例でも5万2,500円ということで、今回全面改正をいたしておりますが、料金加入料については改正いたしておりませんので、御理解賜りたいと思いますし、補助金は補助する予定はございませんので御理解賜りたいと思います。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、先ほどと同じテレビの条例案について、今度は主としてインターネットの関係ということで質問をしたいんですが、ちょっと数が八つほどありますので、二つに細分した方がいいという議長のお話もありましたので、そのようにします。

部長には先に要点は渡してありますけれども、Bの4というところからいきたいと思っています。

まず、同時接続率という言葉が今回公表されている入札の仕様書の中に出てきます。4ページの4の4項というところですが、これはインターネットに同時に何人が接続するかという想定の数値という意味で、入札では15から20%程度と考えて、濃度当たり最大接続数の算定を行いと、ここから実際の実現できるインターネットの速度を算定していくというふうになるんですが、この算定の結果というのがどういうふうだったかということです。

次に、Bの5というところですが、今回IP電話というものがあるわけですが、IP電話の帯域、一定の域によってインターネットの速度の環境が非常に制限

されるということが明らかです。場合によっては当初のインターネットの速度も達成できない、期待値が達せられないということもあり得ると聞きます。それで、I P電話の需要の見込み、何人ぐらいがどの程度利用するかということ、あるいは同時に利用するのはどのぐらいの割合かといったようなことです。これを専門的には呼量、アールンと言うそうですけれども、こういったことが非常にインターネットにも影響してくるということで、市はどのようなことに見積もっているのかという点を質問します。

それからBの6というところですが、今、民間では、全国I P電話ということでどんどん売り出されて利用者も結構増えているわけですが、今回山県市は市内だけをI P電話だというふうにして説明をしています。これは市外をまず含めていない理由ですね。市内だけとした理由。それから将来はどうするのかということ。それからその際に市あるいはユーザーである市民、ここに経費負担が生ずるのかどうかということです。

それから、次に、市の基本計画です。先ほどの分厚い本ですが、この68ページでは、今回市が最終的にやるというF T T Cという方式では、インターネットの速度が1.5メガから10メガ程度が標準だというふうにされています。しかしまた将来は30メガだというふうになっているんですが、先ほどの答弁でもF T T Hという全戸まで光というのは到底無理だということが明確になっているのに、この計画では将来30メガというのは何を根拠に30メガとしているのか。あるいはその達成のためには何が必要なのかということ。その点をお答えいただきたい。

それから、インターネットではプライベートアドレスというのとグローバルアドレスというのがあるんですが、プライベートというのは、本当に内部でしか使えないということで、山県市だけになってしまうアドレスの決め方ですし、インターネットは世界中に通じるからこそ意味があるわけですが、そのグローバルなアドレスでいくのかという、その市の方針によって全く利用価値が変わると思うんですが、その点についてどうでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） それでは、寺町議員からのインターネットに関する質問が5点あったかと思いますが、順次お答えさせていただきます。

まず第1点目の、これはちょっと専門的なことになって申しわけありませんが、1濃度当たりの加入者を100世帯とし、C A T V L A N接続者が30%の加入率を想定していますので、同時接続は30世帯程度を想定しています。

またそれ以上に接続者が増えた濃度がある場合、光ケーブルの予備信を分配し、濃度

の分割を行い対応いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、I P電話の待機の関係でございますが、I P電話の場合は回線を個人が占有するわけではないので、アールンでは求められません。I P電話の加入者を8,114戸と想定し、うちインターネット加入者を30%と想定した場合、同時使用率を20%として違和感なく利用できる環境を想定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、またI P電話の市外への通話の関係でございますが、今回は完全に通信料を無料にするため市内に限定をさせていただいております。将来的に市外へも使いたいという要望が市民の皆さんから多数あれば対応も検討いたしますが、なおその場合は、希望された利業者の方には何らかの費用負担が発生いたしますので、御理解を賜りたいと思います。

最後の質問でございますが、山県市のこの基本計画にあります30メガの関係でございますが、技術的に30メガは可能でございますが、現在も他ケーブルテレビがサービスを始めつつあるところでございますので、市といたしましては、計画書の方では1.5から10ということが標準ということにいたしてございまして、将来目標は30と定めておりましたが、現在他でも進んでいるということから、同時に進めた方がいいということから、30メガを通常のサービスに加えたということからでございますので、御理解賜りまして答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 答弁漏れ……、

企画部長（船戸時夫君） 申しわけありません。

プライベートアドレスとグローバルアドレスの関係でございますが、山県市としてはグローバルアドレスで実施いたしますので、御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） I P電話のことですけれども、将来需要があれば市外も検討するということでしたが、現在なぜ市内に限定しているのかについてはお答えがあったんですか。なぜ現在から市外を含めていかないのか。当初からですね。その点の理由をお願ひします。

議長（藤垣邦成君） 暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時20分再開

議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 先ほども申し上げましたが、市内を完全に無料化するためでございますので、御理解賜りたいと思います。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 市内を完全に無料化するために市外はできないということなのか。市外もできるけれども、とりあえず市内だけを無料化なのか、どういうことでしょうか。

それから、スピードについてはちょっとこの後の質問の方でいきますので。今再々質問しませんので。市外を現在当初から選択しない理由がどうしてもできないからなのか、政策選択でしないのか、料金上できないのかとか、その辺のことなんです。

議長（藤垣邦成君） 企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 市内に通話することによりまして基本料等が発生するために、今回、くどいようでございますが、市内を無料にということで限定させていただいておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君、質問を変えてください。

13番（寺町知正君） はい、質問変えます。

そしたら、部長に先にお願ひしていた、さっき一つ忘れたBの9というところですけども、先ほどのスピードの続きですけども、今回条例案ではスタンダードの10メガとハイスピードの30メガというふうに条例にも文言化されているわけです。説明会ではそれぞれにメールのアドレスとか、ホームページの容量もつくというふうなことが言われていました。自治体がインターネットを運営するというのはまだ本当に例が少ないわけですけども、メールなどのアドレスをどういうふうにするかというところが、市民の税金で、いわば公営で行うインターネットの場合に非常に強い関心を持つことだと思うんですね。通常、どうも今回見ていると、nifty 何とかとかいろんな名前が出てきますけれども、そういう通常の今の現在の民間のアドレスですね、商業用といいますか営業用のアドレスなのか、山県独自のアドレスでいくのかというようなところについて、方針あるいは市の考えを聴きたいと思います。

それから、セキュリティとか個人情報という関係も非常に重要な世界になってくるんですけども、市が直営でやるなら、市は現在も市民の個人情報をいっぱい持って公務員として管理していますから、そこはまあ一定の安心はできると思うんですが、仮に民間に委託するとなると、インターネットを運用するものはメールの中身すべて見ることができるような状況になるわけですけども、そういった意味で個人情報保護について

どのように考えているのかということです。

それから、Bブロックとしての1番に戻りますけれども、まずインターネットを外部に委託するということは、どうもいろんな話からありありとして聞こえてきているわけですね。実際この基本計画の85ページにも、公設、公営一部委託という言葉を使っています。そういう中で、基本的には設備は山県につくり、多くの部分は山県が運営する。しかし一部は民間に出すという基本方針がつけられたというふうに理解できます。そういった意味で、これがテレビ関係からつくられてきているので、ケーブルテレビの関係のことも連携があるのではないかとというふうに受け取れるんですが、しかしどうもやっぱり説明を聞いていると、いわば通常のインターネット関係の業者ではないのかというようなこともうかがえます。

そこで、質問するわけですが、条例には2段階出てますよね。月額2,100円と2,625円という料金体系が出ています。これは市の方がこういう提案をしているのか、それとも想定される業者が積極的にこうであるというふうに示してきて、定まっている、落ち着いた額ですか、そういったものなのかということです。

それから利用者、先ほどの8,100何人で30%云々という数字ですね。おおよそ2,500人かと思うんですけれども、利用予定者の想定が、2,500人と想定したときに、2,100円のうち幾らが市の方に、名目はともかく、使用料でもいいし回線使用料でも利用料でも何でもいいんですが、一部が市の方に来て一部は民間の委託先に行くのであろうと。通常はそうなんですけれども、そういうふうに想定されますが、この分割の割合といいますか、そのあたりはどういうふうでしょうか。

それから、その想定される業者というのが、私はありありとしてるという言い方をしましたけれども、それは契約が成立しているのか、契約をしたのかということ。あるいはまだならいつ契約をするのか。どこの業者と幾ら、例えば月額とか年額幾らとか、一利用者当たり幾らとかということですが、幾らで契約する予定なのかということになります。

それから、その契約は何年間、長期契約にするのか毎年度の更新にするのかということです。

それから、一定の間隔での更新なら、市の方に更新義務というのが発生する契約なのか、市の方からはいお断りですということが出来る契約なのかということになります。これはいろんな利用環境がどんどん変わっていく世界ですので、非常に心配をする点です。

それから、Bの2ということですが、仮に2,500人の加入者があるというふうにすると、先ほどのお答えも10メガと30メガというコースを設定しているということ

すが、じゃあ果たしてそれが達成できるのかということがちょっとインターネットやっている人はすぐにわかるわけですが、先ほども電話の関係でも言いましたし、利用者が同時に重なったときには通信速度は格段に落ちるとするのは当然のことです。先ほど30人ぐらいというような数字も出ましたけれども、私は詳しい人に聞く限り、10メガで数十人使ったら、一応市の説明では最大6メガを保証したいというような表現になっていますけれども、これより一桁か二桁速度は下がるというふうにいる人がいます。これは複数の専門家に聞いたんですけれども、ということで市が仮に30人と予定しているのなら、このパンフレットなどで説明しているのは明らかに誇大広告ではないかと思うんです。その程度のスピードが確保できない。もちろんこれは絶対にこれを確保しますという表現にはなっていないんですが、非常に巧妙だと思うんですけれども、通常の利用が重なった場合には、到底これは確保できない数字であって、それを条例で単なる10メガ、30メガという表現は、非常にこれは誇大広告。それを条例でやるということで、私は非常に強い疑問と懸念を持っているんですが、最終的に市として実際にどれぐらいの速度が達成できると考えてこのサービスを始めるのかということです。

それから、平均スピードというのも当然想定されているでしょうから、それぞれ10メガ、30メガで、どれぐらいの平均の値を考えているのかということ。

それから、市が俗にプロバイダーといいますけれども、インターネットを司るところですね、市から先は上流といいますけれども、上位、どこを想定しているのかということです。そこに接続する場合に、山口市というのは市のシステムから何ギガ、あるいは何メガで接続する予定かということです。

それから、このインターネットでは帯域保証、一定の範囲をきちっと保証しますという意味ですが、帯域保証をする接続という形でいくのかどうか。その場合に上位に払うお金ですね。まさにこれが一番高いと言われているんですが、要はスピードを確保しようと思えばたくさんお金を払わなきゃいけない。単純な世界だということで、スピードを確保するためには非常に多額な毎月の費用が必要じゃないかと懸案します。そこで、現在見込みをお聞きしたいということです。

それから、Bの3というところで質問しますが、先ほど言いましたが、10メガ、30メガといういわゆるキャッチコピーを使っているんですけれども、大抵の人がそれに近いものが出るだろうと受け取っているように私は感じ、時々市民の方からもそう聞くんですね。将来実際に運用が始まったら、これは違うんじゃないか、こんなはずじゃなかったという声が出そうで非常に心配なんです、不満があったからということで済まされないということを心配しています。

そこで、その場合には、先ほどありましたが、トラフィックを何パーセントまで増速するかですね、そういう作業は必ず必要になるだろうと見込まれます。その場合に、市はどういう段階でスピードを増やすような作業をするのか。

それから、その二つ目の費用ですね。これはどういうふうに見込んでいるのかということ。費用がかかるから市民の利用料を上げますでは市民は困りますし、市の税金から負担しましても困るわけですね。その辺をどのように見ているのかということです。そういうところを質問いたします。

議長（藤垣邦成君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） それでは、寺町議員の御質問に回答させていただきます。

まず、メールアドレス関係につきましては、開いていれば市の独自のものを実施するつもりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、セキュリティ、個人情報関係でございますが、当然上位の委託を考えているインターネットサービスプロバイダーにつきましては、国の審査をクリアして問題なく、さらに実績や最も多くの利用者に信頼されている一流企業を選択しています。最近設立されたばかりのベンチャー企業や個人企業と違いますので、個人情報等の遺漏などの心配はないと考えております。

続きまして、インターネットの外部委託等に関する関係でございます。その中のインターネットの利用料の関係につきましてはでございますが、議員の御質問のありましたように、インターネットの利用につきましては、2コースでございます、市の設定額であります。

続いて、委託先に幾ら支払うのかというようなことでございますが、市の維持費が賄えるような金額を予定いたしております、まだ交渉中でございますので、よろしくお願ひします。

また、市が施設を開放して、民間に営業させるものではありませんので、回線使用料を徴収することは想定いたしておりません。

続きまして、プロバイダーの契約の関係でございますが、業者につきましてはジャパンケーブルネット株式会社というところでございまして、一応現段階は仮契約をいたしております。本契約につきましては、まだいろいろ詳細の詰めがございますので、時期は未定でございます。金額につきましては、固定料なしの一接続の単価契約を行う予定で進めております。

何年間の契約にするのかという御質問につきましては、3年間の予定でありますが、その後は1年ごとの更新の予定を考えております。そして更新義務が市にあるのか相手

にあるのかというような御質問でございますが、これは市と委託を受ける業者と両方ということで考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

続きまして、質問が一たん飛びまして答弁が変わるわけでございますが、インターネットの接続関係のスピード等でございますが、上位回線につきましてはサービス使用上ハイスピードな1,000人当たり30メガ、スタンダードコースが1,000人当たり6メガとなっております。ただし、ジャパンケーブルネット株式会社では上位回線のトラフィックを日々監視しており、余裕がなければ増速していく運用体制をとらせる予定です。ジャパンケーブルネット株式会社が提供している事業者への実績としては、サービス費用で定められた耐久を大きく上回る上位回線を提供しております。提供開始当初は本市のシステムへ40メガから50メガで接続させる予定でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、10メガと30メガの平均スピードの関係でございますが、先ほど申し上げましたとおり、上位回線が原因で加入者側の速度が出ないということがないというように努めます。また加入者側の速度は、市のセンター装置へのスペックやCATV感染の状態、ユーザー側の要因によっても影響されますので、一概にどれぐらいとは申し上げることはできませんが、世の中で言うベストエフォートにて提供いたしますので、よろしくお願いいたします。

そして、上位のインターネットサービスプロバイダーはどこかということでございますが、@niftyでございます。そしてそこから本市へのシステムは何メガで接続するかということでございますが、提供開始当初は40メガから50メガで接続する予定です。

次に、帯域保証の関係でございますが、ベストエフォートにて提供いたします。その場合の月額金額でございますが、ジャパンケーブルネット株式会社は1加入者当たりのパーサー部で支払うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

続きましての御質問でございますが、委託先が全面負担いたしますジャパンケーブルネット株式会社、1加入者当たりのパーサー部で支払うこととなりますので、上位回線の増速費用、維持費用は、市や市民には別途かかりませんので御承知賜りたいと思います。

以上が、御質問いただいた回答だと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） まずスピードの関係のことですけれども、niftyが上位だということでしたね。niftyというのはインターネットで私も調べたんですけれども、1,000人当たり6メガを確保すればいいということのを売り物にして全国に今展開していますと

いう方針を、もう3年前に出して、全国に展開しているところなんです。初めから1,000人当たり6メガでいいと言っている業者なのに、なぜここに10メガなんていう言葉が出てくるのか。やはり先ほど誇大広告ではないかと言いましたが、10Mと書いてあることは、一般の人は10メガは基本的に何とかかなと思ってしまふんですね。ところが業者自体は1,000人当たり6メガでいいんだと、その展開をしますということで堂々とインターネットで世界で訴えている方針なんです。これはもしそれが事実であれば、初めから10メガじゃない、これは少なくとも6あるいはそれ以下に書くべきであって、条例に10Mという文言が出てくるわけですから、これは議会は慎重に考えなければいけないと強くここは懸念するわけです。いわばスピードが勝負のインターネットだと言いながら、初期の条例にもうたったものが達せられないと担当者の皆さんはわかっているのに、それを説明会でもきちっと正確な数字を言わない。こういう形で議会を通してはいけないと思うんです。その点についてスピードの観点から質問します。

それからもう一つ、料金というのが市民個人、それから市にとって非常に重要な課題になるわけですが、今の説明では、今の2,600幾らは市が設定したということ。しかしそのうちの内訳ですね、市の方に幾ら来て、向こうに幾ら行くのか、それはまだ交渉中だということでした。そういう理解でいいですね。いろんな業者があるわけですが、私は県や国が出資して運用している会社が今岐阜県にあるので、そこでちょっと調べてみたんですけども、そこが山県がやろうとしているような形態の場合に、月額の基本料金が10万5,000円でいいということ。それからサービス料は1利用者当たり525円でいいと。つまり525円掛ける2,500という想定で計算が成り立つんですが、それでいいという方式の形態もやっています。これでいきますと非常に市に入る分が多いです。仮に2,100円、2,625円というものでいきますと、たった525円を払えば残りは全部市に来るわけです。そういったようなことをやって環境は同じものを確保できますというところがあるわけです。そういったことの比較をされたのかどうか。そういったことを他と比較をせずにどこかとだけやっていたら、それはもう業者の言いなりになるというのは常に決まっていますので、その点についての現在の市が比較している相手方ですね、幾つもたくさんあって、ここと交渉しているのか、あるいはそれ以外のところはまだ検討していないので、これから価格差なども検討する、サービスの内容も検討するという段階なのかということについて質問いたします。

議長（藤垣邦成君） 暫時休憩いたします。

会議は1時再開ということで、よろしく願いいたします。

午前11時40分休憩

午後 1 時00分再開

議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 寺町議員の再質問にお答えします。

まず、スピードの関係でございますが、インターネットのスピードにつきましては、最大で10メガのスピードが出るというコースですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、チラシの中にも通信速度は上限速度で、通信速度を保証するものではありませんということで記述しておりますので、御理解賜りたいと思ひます。

2点目の料金に関してでございますが、こちらは6社と交渉いたしまして、品質を重視しまして、それと実績のある業者と交渉いたしておりますので、御理解賜りたいと思ひます。

以上です。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、再々質問いたします。

スピードとか価格については、細かい理論をしても切りがないと思ひますので、一つまず観点を変えてということで再度お聞きしますけれども、この説明会の資料のパンフレットですね、議員の皆さんにもこの議会の始まったときでしたか渡されましたけれども。この資料を開いた右側の中段あたりにインターネットサービスの内容ということでいろいろなサービスが出ています。ここの表の中の下に、その他@nifty の3,000種類以上の有料及び無料のコンテンツが利用できますというふうに明示されています。先ほどの答弁でも、上流のISPは@nifty だというようなお答えがありました。それからインターネットについては、ジャパンケーブルネット株式会社だと。仮契約をしているというお答えがあったんです。その点について質問するんですが、まず@nifty というのが富士通であるということはほとんど誰かが知っています。富士通という会社がやっているということです。実際にこの@nifty を運用しているのは、ジャパンケーブルネットという会社であって、そういう関係でインターネットを先ほど仮契約していると。ジャパンケーブルネットと仮契約しているというふうにおっしゃったんだろうということは想像します。じゃあ、ジャパンケーブルネットという会社を調べてみますと、本社は東京の日本橋ですが、主要株主はジャパンケーブルネットホールディングスという会社なんです。この会社は同じ住所に所在しています。同一なんです。その筆頭株主が富士通

株式会社です。代表取締役も富士通の代表取締役社長の黒川さんがやっておられます。ということでいわば富士通で全部固められてるわけです。現在、市が予定している、あるいは仮契約しているとまでおっしゃったところが富士通で全部占められているということです。

まず、この契約についてですけれども、仮契約とおっしゃったけれども、社会の契約法上の常識として、契約書を市長名で交わせないが、山田市がそこまで進めているということは、契約書があってもなくても契約しているということなんですね。ところが、山田市はこのケーブル関係、今年は物理的な機器を導入したりケーブルを張ったりという工事の発注を現在入札の段階という予算をつけていますが、運用関係については一切事業化していないわけです。これは来年の前半以降ということです。ということは、地方自治体の会計は、国もそうですけれども、単年度という大原則があって、予算も何も無いのに仮契約と言おうがそれは契約であって、仮に仮契約だと言ったとしてもそれは絶対許されない違法な行為のはずなんです。いわば来年予算をつけるであろうことに、特定の業者とあなたがそこをやりますよという前提で今交渉しているという事実自体が、これが違法であるというふうに言うしかない。ですから、これについてどのようにお考えかということです。

さらに、先ほど6社と話をしたということですが、それにしては先ほど例えば県と国が出資して第三セクターでやっている県内の事業者ですよ。この事業計画書の中にも地元業者を生かすというような趣旨のことがちゃんと報告されてまとめてあるにもかかわらず、県内の業者のことも考えずに全国展開している業者とやっていくということ。それはやはり自治体を選ぶべき方向として間違っている。どういう意味でかといいますと、地方自治法の234条の2項で、指名競争入札、随意契約は政令で定める場合に該当するときに限ってすることができる。よく御承知かと思いますが、随契の場合は特定の条件に当てはまったときだけ随契が許されます。その中の主なことというのは、2号として、その性質が競争入札に適さないというとき。今回はそういうものに該当しません。それから3号、緊急の必要により入札に付することができないとき。今回も緊急ではないから、この3号も該当しない。4号、競争入札にすることが不利と認められる。これは先ほどの例示もありますけれども、県内にははるかに市の取り分が多い、市民も有利にできるということを示しているインターネットの業者もあります。そういった意味からも競争入札に付することが不利になるということは絶対にあり得ない。それから5号として、著しく有利な価格で契約できる見込みがある。これも今の4号と一緒に、そうではない状況なんですね。にもかかわらず、特定の業者と既に仮契約

を結んでやっていますということ自体、これは明らかに特別な場合だけ随意契約ができるとした地方自治法及び施行令に反していると、違法なことだというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。それは先ほど申したように、ちゃんともう印刷物にはっきり書いてしまっているんですね。これは決定的であろうというふうに思います。

それから、富士通の関係者がこの山県市とどの程度の接触関係にあるかということで調べてみたんですけども、現在、6月1日からテレビの機器関係、高富と美山にセンターをつくってそこに機器を納めるという工事、それからケーブル関係で高富地区、それからもう一つは伊自良、美山地区と二つに分けた。合計3校区で一般競争入札が今告示中です。その資料もインターネットに出ていますし、それから閲覧もできるということで私も全部一応見せていただきました。そのときに思うんですけども、一般競争入札にする。6月1日に告示しましたというときに、6月1日にその資料を見に来た業者の人たちが結構あります。最初に富士通の西日本営業本部、次に富士通の東海支社、それからあと富士通関係じゃないところも幾つか来ています。6月2日になってまた富士通の岐阜支店、西日本営業本部が見に来ているというようなことです。どう見ても富士通ばかりなんです。確かに他の民間の業者も一応資料は見に来ていますが。それから光ファイバーの配線関係を見ても、やはり初日に富士通が来ている。初日に富士通が3社来ていますね。こういった状況の中で、余りにも富士通とべったりではないかと。かつて土木が業者の言いなりで非常に高い箱物だと批判されて、現在自治体はかなり厳しい査定をして予算を組み、業界もそこに合わせて低い入札で納めている。だからこそ入札差金が出て、自治体もどうにか回っていくという状況があります。現在の全国の指摘はインターネット関係に今公共がどんどん参入しているけれども、それを受ける業者は非常に高値できていて、自治体側は何も知らないから言い値でいくということが指摘されています。これは部長もよく御存じだと思います。そうやって考えますと、富士通がもう既に仮契約もしている。入札の資料も見に来ている。率先して見に来ているんですね。こういう構図を見ると、これはやはりどう考えても官製談合と言うしかないんじゃないかと。既に具体的な交渉をそことだけしているわけですから。ということをお私強く疑うわけです。官製談合についてはいろんな指摘があったので、昨年、2003年1月6日に官製談合防止法というのが施行されました。正式名称は「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」ということで、この法律は2003年1月6日ですが、それ以前の行為でも明らかになったら適用するという非常に珍しくて厳しい法律なんですけれども、とにかくこの件では現在進行形で官製談合に当たるのではないかと、非常に強く疑われるわけですが、そういった点についての当局のお考えをお聞きしたいというふうに

思います。

そしてさらに、7月16日に一般競争入札の実施ということで、今進んでいるわけですが、私はここで本当に富士通関係が落としたり決定的なもので、あとは公正取引委員会に行くしかないんじゃないかなというふうに見ているんですが、そういったような状況の中でこの条例案が出てきているということについて非常に懸念をしています。

議長（藤垣邦成君） 質問の範囲が大分逸脱してきましたね。

13番（寺町知正君） じゃあ、今のところは答えを求めず、先ほどの3点。いいですか。まず一つは契約しているという、仮契約であろうが本契約であろうが契約ですので、それは違法ではないかということについての答え。

議長（藤垣邦成君） そこまでにとどめてください。

13番（寺町知正君） 確認しているんです。それから二つ目は地方自治法の本法と施行令が定める随契に当たるというところには該当しないから、やはり違法ではないかということ。三つ目として質問したのは、富士通関係ばかりであるということで、これは官製談合防止法に違反するのではないかということですね。私はこういった観点の懸念を持っていますので、今回条例案で10メガ、20メガという額の設定もありますけれども、こういったことがすべて結局は無効になる可能性があるという意味で、この条例を今成立させることは極めて問題が生ずるといふふうに考えるんですが、その点についての提案者の考えをお聞きしたいというふうに思います。

議長（藤垣邦成君） 企画部長。

企画部長（船戸時夫君） まず第1点目の仮契約の関係でございますが、これは業者が準備段階のための仮契約をいたしているものでありまして、市はサービスを受けるといふだけでございますので、経費がかからないと思っておりますので、問題ないと解釈いたしております。

2番目の特定な業者ということでございますが、これは随契方式の入札に適さないということをお考えまして、各社から私どもの求めている条件を提案しまして、それを各社の方から回答いただいて選定いたしておるといふ状況ですので、入札に適さないという2号でいいんじゃないかという解釈をいたしております。

3番目の富士通という関係でございますが、現在は閲覧だけでありまして、今後入札に関する業者はまだ選定委員会が行われますので、そこではっきり業者が決まるということでございますので、富士通が入る、入らないということはわかりませんので、それだけの回答にさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

13番（寺町知正君） 条例については……。

企画部長（船戸時夫君） 申しわけありません。もう1回条例……

13番（寺町知正君） 最後に質問したのは、このような状態で条例を提案して成立しても、有効に成立した条例とは言えないのではないかというのが私の質問の趣旨です。

企画部長（船戸時夫君） 私どもが有効だと思ってお願いしておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（藤垣邦成君） ほかに質問ございませんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 今論議されています議第31号の有線テレビ放送の条例の全部改正についてですけれども、非常に市民に対する影響が大きな事業でありますし、そして事業費そのものも大変多額な事業費、これはこれから市民や国民が負担をしていくわけですけれども、この事業に対する市民の理解の状況についてよくわからないわけですけれども、市としてはこの事業に対する市民の理解の状況をどのように把握をされているのか。そしてまた説明会が、これは新規に拡張される地域において行われているようですけれども、その説明会の状況はどうなのかということも質問したいと思います。一体、説明会はいつからいつまで行われるのか、そして参加の状況はどうか、参加者からの質問の状況やらそれに対する回答の状況やら、そういった説明会の状況をまず知らせていただきたいと思います。

それから、この条例制定の目的ということで、地域情報や公共サービス情報の提供などを通じ、高度情報化社会に適応した魅力あるまちづくりを推進するためにこれを行うんだというふうな設置の目的があるわけですけれども、この目的が果たして多くの市民にこの目的が達成されるということについて、心配なことがありますね。やはり市民の中での格差が広がる部分があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、平たく言えばこういった問題から置いてきぼりをくう市民が生まれてくるのではないかなということで、そこら辺についての対応も市としては当然考えていかなくちゃならない問題だというふうに思うわけですけれども。

以上質問をいたします。

議長（藤垣邦成君） 暫時休憩いたします。

午後1時16分休憩

午後1時19分再開

議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 中田議員の質問の第1点目の市民に対する理解度のための説明会の状況でございますが、説明会におきましては、5月18日から26日までの間、それぞれ伊自良につきましては3会場、美山地区におきましては7会場で説明会をさせていただいております。一応全部で375名の参加者がいただいておりますし、なお、御承知のように美山地域におきましてはほとんどが共聴組合という状況でございますので、共聴組合の方へ説明会にも出かけておりますので、そちらの人数は把握いたしておりませんので御理解賜りたいと思います。

質問内容につきましては、皆様方に配付してありますチラシにつきましての内容説明をいたしまして、それに関する質問を受けております。いつごろできるのとか、また料金体系の内容等々いろいろ御質問いただきまして、その旨回答して御理解賜っているというふうに理解しておりますので、よろしく願いいたします。

2問目の設置目的の関係でございますが、これは先ほども寺町議員の御質問の中でお答えいたしましたように、民間事業者ができないところを市でカバーするというのが今回の目的でもありますし、町村合併によっての地域格差は解消するという意味から、今回の事業を計画いたしておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 今御答弁の中で、美山の方の共聴組合の方について把握をされていないということなんですけれども、共聴組合の方というのは、それこそ個人で選ぶということができない部分じゃないかなと思いますので、いわば強制的なことになりかねない部分があるわけなんですけれども、共聴組合の方についてなぜ把握しておられないのでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 美山にはたしか21の共聴組合がありまして、それぞれの共聴組合へ皆さん加入されておりますので、そちらへ説明会に出向いておりますので、人数を確認する必要はないと思いますし、共聴組合に強制的に加入をお願いしているわけはありませんので、これはあくまでも任意の個人加入ということでございますので、個人で選んでいただければ結構だということですので、よろしく願いしたいと思います。

議長（藤垣邦成君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 美山の方の共聴組合の方の説明会というのは、終わっているのでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 企画部長。

企画部長（船戸時夫君） まだ現在も共聴組合の役員さんの方から依頼がありまして、

担当職員が説明会に出向いておりますので、まだ今月いっぱいかかるかもわかりませんが、一応要請のあるところへ全部出かけております。

以上です。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 一つだけ質問しますけれども、市長をお願いします。

今回のテレビの条例の関係で説明会があったということで、こういう資料があります。この資料を開いた2ページ目の一番下に「加入料、テレビの基本料以外は市議会の議決を要するので予定とさせていただきます」というふうに書いてありますが、この議会には全く提案がないまま説明会が行われている、印刷物がつくられているんですね。

それから、これは6月の市の広報ですね、これも開いて2ページ目にほぼ同じ内容で、組み方は変わっていますが。料金、今回の条例案そのものの争点そのもの、それがどんと出ているわけですね。議会が始まってもないのに印刷に入って6月に早々配られている、議会は一体何をやっているのか。存在意義は全くないんですよ。これも広報の右下にも確かに「市議会の議決を要するので予定とさせていただきます」と書いてありますけれども、こんなふうにしたら自主的に市は決めている、議会はただ承認するだけというような流れをつくり上げてここに提案してきているんですね。これは全く市が議회를軽視しているというしかないんです。私はこんな形は決してよくないと、そう思うんですが、市長は提案者としてどうお考えなんでしょう、議会のことを。

議長（藤垣邦成君） 市長。

市長（平野 元君） 寺町議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

そもそも御案内のとおり有線テレビの今回の拡張工事といいますか、全市に拡大するという事は、合併の当初から3町村の申し合わせもございまして、旧来高富町にあった有線テレビを全市に拡大するという大前提があるということでございまして。それに基づいてなるべく早くこれをやる必要があるかということで、最初に手がけたのがこの事業で、大事業でもございまして。そして、今お話のございました議会軽視だという話がございましたが、そんな気持ちは私は毛頭持っておりません。議会で御審議いただいて、その結果によってこれは成立していくものだというのは当然のことでございますし、今回の議会にもそういった意味で御提案してこの議会でいろいろ御審議を賜るということでございまして、そういう考えでこれを進めておるところでございますので、その辺は御了承願いたいと思います。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 再質問いたしますけれども、議회를軽視していないとおっしゃ

いましたけれども、その事実は議会を軽視しているんです、客観的に見たら。市民の人から見たら議会は何だと言われてもおかしくないんです。市民には説明されて、広報ですべて周知されていますが、やっと今議会が審議の場についたわけです。こんな状況でしょ。どうして議会軽視じゃないんですか。こういうことをしておいて、気持ちは議会軽視ではありませんというのは、それは答弁じゃないと思うんですよ。

それで、現実には議会が始まって審議していますので、一つの方法として、私は企画部長とも前話しましたが、一応12月28日まで加入申し込みの締め切りということで事態は動いている。皆さんは説明されたということがあります。それに対してこの6月議会で説明をした、広報にも載せたというものが議会を通らない限り条例を成立しないけれども、これが9月になっても募集行為自体は残り10、11、12と3カ月ありますから間に合うというふうにお聞きしたら、それは確かに間に合わないわけじゃないと。市としては早目にPRしたいということでしたが、PR自体は既に進行しています。共聴組合とも個別の折衝も進んでいますから、ここで条例が成立しなくても何ら事務には滞りはしないわけです。

一方で、私以外の議員の多くの方が十分審議していないという不満の声は休憩中は聞こえますから、かなり持ってみえると思うんです。そういう状況の中で、あえてこの6月でこの成立を図るということじゃなくて、私は事業がいけないと言うつもりはないんですけれども、一つずつの検証が甘いのではないかと。先ほど申し上げたように、業者との密接な関係の中で、業者が提案するものにそっくり乗ってしまっているのではないかと。それから加入料の5万2,500円というのが十分検証されているのか。それから10メガとか30メガ、2,100円、2,625円という料金が最も適正なものとして、あるいはこれが一番下げられる精いっぱいだという検討がされたのか。この辺にも疑問がありますので、もっと十分審議を尽くすために、一つは、市長が今回はこれを取り下げただいて9月に再提案する、議会はその間審議をするとか、あるいは議会は委員会に付託をし、そこで審議をして、継続審査で9月に結論を出す。それでも十分間に合うと思うんですが、そういった点について市長はいかがお考えでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 平野市長。

市長（平野 元君） 寺町議員の質問にお答えします。

今、議会軽視でないというようなこと私申したんですけれども、そういうつもりで私やっておりますので言ったんですので、その辺は寺町議員と見解の相違が若干あるかと思いますが、いずれにしても、この問題につきましては重要な問題でございますので、議会の皆様方と十分協議を進めて、十分練っていただきまして、そして成案を得

たいというふうに思っておりますし、今いろいろ業者との癒着というような感じのことを申されましたけれども、私はそのことについて最も嫌う言葉でございますので、あえて申しますけれども、そういうことはございませんので、その辺はひとつよろしく願いしたいと思えます。

いずれにしても、この有線テレビの関係、前の高富町時代の条例もございました。それは十分御承知でございますし、その条例にいろいろ単価等も入っております。そういったものを見据えて、今回その条例を、一応全面改正の形になっておりますけれども、その高富町の条例を十分踏まえながら検討してまいったということでございますので、その辺も全く新規に条例制定するというわけではないということも申し添えたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、再々質問ですけれども、議会軽視であるかないかというのは多分水かけ論ですからやめますが、要は提案者として市長は出されたというのは客観的な議会手続の中の事実ですので、今ここにいます。それで、やっぱり先ほど申し上げましたが、客観的な状況で、この6月議会で成立しないと何も事務が進まないとか入札が止まっちゃうということであればともかく、そうではないわけですので、一つの方法、確かに提案者の市長が取り下げるということはほとんど前例がないからできないだろうと思えます、実質的には。だからあえてそれをしてはどうかというつもりもそうはないですけれども、じゃあ議会というのはやっぱり表と裏の話し合いがありますので、市長の方から議会に1回委員会に振るなりして継続審査にしてはどうかという形で十分な審議を尽くしてくれというふうに裏で言うてくだされば、議会だってやりやすいと思うんです。どちらの筋も顔も立つと思うんです。その辺も含めて十分検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

ただいま寺町議員からおおせになった点につきましても、今議会中ということでございますので、今私がここで即答するというわけにはいきませんが、その辺も踏まえて検討してまいりたいというふうに思えます。

議長（藤垣邦成君） ほかに質問ありませんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 先ほどの最初に質問しました議第31号の有線テレビの関係なんですが、結局部長のお話では、市民に対する新規に拡張する地域の住民説明会、十分集

約しないままでの今回の条例提案ではないかなということがわかってきたわけです。かつて、旧高富町で有線テレビを当局が計画してきたときも非常に大きな問題になりました。当局が行いましたアンケート調査でも非常に不評で、四十数パーセントという加入希望率が低かったわけです。当局は最初加入金を2万5,000円ということで提案し、そして月々の使用料を1,000円ということで提案をしましたが、結局このように不評な、住民が本当に欲しいと思っている施設じゃなかったということもありまして、しかし当局としては進めなくちゃならないというごり押しの部分があって、その加入金も期限を切って5,000円にし、そして使用料につきましても1カ月250円というふうに値下げをして始めたわけです。こういったことというのは住民説明会を行う中で出てきた結論でありまして、今住民説明会もその共聴組合とのあれもきちんとまだ終わっていない段階で、このようにして条例化をしていくということは、本当に住民無視、議会無視という声も出ておりますが、それも私もそう思いますけれども、両方の意味で非常に問題があるんじゃないかというふうに思うんです。いかがでしょうか。まず担当部長。

議長（藤垣邦成君） 企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 高富の経過につきましては、縷々述べられたとおりだと思います。住民説明会に入る前に、共聴組合の役員方に御説明申し上げまして、その後住民説明会をやっておりますし、またそれぞれの共聴組合へ説明をお願いしたいということで現在出向いておりますので、一応共聴組合の役員さんとしては御理解いただいているものと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

議長（藤垣邦成君） ほかに質疑ございませんか。

質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして発議第1号及び発議第2号、報第9号、議第31号から議第38号までの質疑を終結いたします。

議長（藤垣邦成君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。

明日17日より20日までは議案精読のため休会とします。

なお、21日は午前10時より会議を再開いたします。

また、6月24日最終日の日程で、会議時刻を午前11時と会期日程に明示しておりましたが、諸般の都合により午前10時より開会いたしたいと思いますので、御了承のほどお願い申し上げます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） ありがとうございます。

本日はこれにて会議を閉じ、散会といたします。

御苦労さまでございました。

午後 1 時35分散会

平成16年第2回

山県市議会定例会会議録

第3号 6月21日(月曜日)

議事日程 第3号 平成16年6月21日

日程第1 一般質問

日程第2 発議第3号 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会の設置に関する決議
について

日程第3 発議第4号 環境保全対策特別委員会の設置に関する決議について

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(21名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 吉田茂広君 | 2番 | 尾関律子君 |
| 3番 | 横山哲夫君 | 4番 | 宮田軍作君 |
| 5番 | 田垣隆司君 | 6番 | 村瀬隆彦君 |
| 7番 | 武藤孝成君 | 8番 | 河口國昭君 |
| 9番 | 影山春男君 | 10番 | 後藤利弘君 |
| 11番 | 谷村松男君 | 12番 | 横山善道君 |
| 13番 | 寺町知正君 | 14番 | 渡辺政勝君 |
| 15番 | 中田静枝君 | 16番 | 藤根圓六君 |
| 17番 | 村橋安治君 | 18番 | 藤垣邦成君 |
| 19番 | 小森英明君 | 20番 | 村瀬伊織君 |
| 21番 | 大西克巳君 | | |

欠席議員(1名)

22番 久保田均君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 町長 | 平野元君 | 助役 | 嶋井勉君 |
| 収入役 | 河口衛君 | 教育長 | 小林囿之君 |

| | | | |
|--------|-----------|-------------|-----------|
| 総務部長 | 垣ヶ原 正 仁 君 | 企画部長 | 船 戸 時 夫 君 |
| 市民部長 | 長 屋 義 明 君 | 保健福祉部長 | 土 井 誠 司 君 |
| 産業経済部長 | 松 影 康 司 君 | 基盤整備部長 | 長 野 昌 秋 君 |
| 水道部長 | 梅 田 修 一 君 | 消 防 長 | 岡 田 達 雄 君 |
| 教育次長 | 室 戸 宏 全 君 | 総務部次長兼企画部次長 | 和 田 真 吾 君 |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|------|-------|-----|-------|
| 事務局長 | 林 宏 優 | 書 記 | 堀 達 也 |
|------|-------|-----|-------|

午前10時00分開議

議長（藤垣邦成君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（藤垣邦成君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番、影山春男君。

9番（影山春男君） 御指名をいただきましたので、産廃不法投棄による施策について市民部長にお尋ねをいたします。

廃棄物関連業者による産廃不法投棄事件で問題となりました岐阜市椿洞、善商の問題に対して、よく調べてみますと、捨てる場所があるので、県外業者とは相場の半額以下で取引をしたのが原因ということであります。一般どのような業者でも、処理費用が格安であれば魅力であり、どこにでも持っていくがとの説明があったようであります。

そこで、当山県市でも、市民の目から見ると、多々捨てられているように見られますが、このまま野放し状態でなく、何らかの施策は考えているとは思いますが、その一端をお聞かせください。

先般も東深瀬中洞地区で不法投棄が行われ、新聞紙上をにぎわしたばかりであります。岐阜市の環境リヴァイブ社が、大野社長は岩脇氏に委託して、パチスロ台2トン車2杯、石膏ボード13袋、廃活性炭45袋を土壌内に一部埋没をいたしたことにより、あの雨降りに新川に油が流出をいたし、大変なことになったのであります。油による二次災害がなかったのが幸いかと思いますが、市民の方たちの不安は取り除かれておりません。その後どのように解決をしたのか、まだ市民には結果がわかっておりません。説明と、今後対処をどのように行っていくのか、質問をいたします。

議長（藤垣邦成君） 長屋市民部長。

市民部長（長屋義明君） 影山議員の御質問にお答えいたします。

廃棄物の不法投棄などの不適切処理対策としましては、未然防止、早期発見及び早期対応が最も重要でありますので、市は県と警察の連携を密にしまして、産業廃棄物の不適正処理の取り締まりやパトロール、通報体制の整備を行っております。県の主な事業では、年三、四回実施しておりますスカイ&ランド・パトロールで、ヘリコプターと自動車を使いまして、空と陸から同時にパトロールすることにより、不法投棄や野焼きの

監視強化を図っております。

また、市独自の対策としましては、山県市環境保全監視員25名による監視と、環境パトロールを山県市シルバー人材センターへ委託しまして、年に120日巡回パトロールを行い、不法投棄などのごみの撤去や看板の設置をするとともに、不法投棄の早期発見をお願いしております。また、郵便局外務職員が通常業務に支障のない範囲におきまして、廃棄物の不法投棄などの情報提供を市にさせていただくことになっております。

岐阜市における不法投棄事件以来、市民から過去における不法投棄などの情報をいただいておりますので、市は、県や警察と連携をしまして、情報をいただきました事業所について、今後検証を進めてまいります。

続きまして、東深瀬中洞地内の件でございますが、今年の3月15日に廃活性炭などが発覚した後に、県と市は生活環境の悪化を誘発することを考えまして、連携をとりながら、毎日のように撤去するよう指導いたしました。結果、業者は5月12日に廃活性炭の撤去を行いましたが、一部を埋めたままにしたため、13日の雨で油が新川へ流出いたしました。市は直ちに岐阜地域振興局、山県警察署、消防本部と協力しまして、オイルマットと吸着マットを河川に設置するとともに、廃活性炭の周囲に中和剤を散布いたしました。5月14日、油流出の原因である廃活性炭をすべて掘削いたしました。その量は、約38トンありました。また、県と市は、廃活性炭、廃石膏ボード、隣地の井戸水の検査を実施いたしましたが、異常はありませんでした。

現在、油が流出してから約1カ月経過しましたが、油の流出は少なくなってまいりましたが、現在も続いておりますので、全面解決には至っておりません。地元の自治会長へ随時報告はしておりますが、近々に中間報告をしたいと思っております。

今後の対策としましては、オイルフェンスの設置、吸着マットの取り替えによる油流出防止を引き続き継続してまいります。油が止まらない場合は、県と協議しながら、再度掘削するなどして原因解明をしたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 影山春男君。

9番（影山春男君） ただいまあらゆる手段を施しておるといっておりますが、再質問として次にお伺いをいたします。

県の主な事業で、年三、四回のヘリコプターと自動車と陸からの同時パトロールを実施していながらも、岐阜市椿洞、善商のように、何ら手遅れで、あのような現実になったのであります。まだほかにも多々あるようですが、一番の原因は、一時保管で撤去をする、このような立場に対し黙認をしているところがある様子であります。

そこで、当山県市は、独自の対策として年3回山県市環境保全監視員による監視と郵便局員の協力を仰ぎながら、シルバー人材センター委託、年120日のパトロールを行っているということではありますが、現在まで何件ほどの報告があったのか。

また、去る5月、東深瀬中洞地区での油流出の原因である廃活性炭38トンすべてを掘削をいたし、廃活性炭、石膏ボード、隣地の井戸水の検査の実施をしたが、異常はなかったが、だが、いまだ全面解決に至っていないということであります。近隣及び下流域の市民の方々の不安は、いまだ解決していないのであります。再度水質調査をする必要があると思うので、早急を実施することを強く要望をいたし、答弁を求めます。

議長（藤垣邦成君） 市民部長。

市民部長（長屋義明君） 影山議員の再質問にお答えいたします。

平成15年度におきます不法投棄の情報は、環境保全監視委員、自治会長、市民の皆さんなどから33件寄せられております。また、東深瀬中洞地内の井戸水、河川の水質検査を引き続き実施し、地域住民の安全を図ってまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（藤垣邦成君） 影山春男君。

9番（影山春男君） 答弁をいただきましたが、33件の報告ということで、非常に効果は発しておられると思いますが、再々質問として水道部長にお尋ねをいたします。

この地区、すなわち東深瀬中洞地区であります。今回の問題とあわせて、過去いろいろな問題があり、心配されていることがあります。それは上水道が未施設で、井戸水にて生活をされていることです。その世帯は、6世帯であります。上水道を布設する考えがあるのか、答弁を求めて、私の質問を終わります。

議長（藤垣邦成君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 影山議員の再々質問にお答えをします。

御質問の箇所のように、水道の本管が布設されていない箇所で給水を受けようとする場合は、条例で定めておりますように、自費で本管工事を行っていただくこととなります。しかし、この箇所につきましては、廃活性炭等の不適正処理による油流出等の問題があり、現在水質に特に問題はありますが、今後水質汚染の危険性がございますので、市民生活の安全性を確保するという面から、特例として市で水道本管を布設するというを現在検討をしているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 以上で、影山春男君の質問を終わります。

通告順位2番、田垣隆司君。

5番（田垣隆司君） それでは、山口市有線テレビ放送加入料について市長にお尋ねをいたします。

このたびの山口市有線テレビ放送施設の事業につきましては、企業の振興あるいは若者に魅力あるまちづくりを進める上から、大変意義のある事業と考えておりますが、また一方で、大変大きな事業でありまして、老朽化した場合、更新時等のことを考えますと、将来に大きな負担を残すことは確かであります。私は、加入料についての基本的な面についてお伺いをしたいと思います。

今回の加入金の説明につきましては、具体的な根拠のない新規加入者について5万2,500円をいただいているという説明であります。新規加入者のうち、高富地区への転入者については、この加入料を払うことによって、テレビを見る権利を得るわけですが、それぞれの共聴組合においては、多額の資金を投入いたしまして、施設を立ち替えておりまして、新規の加入者についても、それぞれ加入料をいただいている現状であります。今回加入料が要ることになっている伊自良・美山地区の市民については、既にこのチャンネルを持っておりまして、新しく導入するインターネット及びIP電話、あるいは自主放送分に5万2,500円が必要であるということであればわかりませんが、事業完成後においても、従来と見るチャンネルに変わりはなく、なぜ加入料が必要かお尋ねをいたします。

議長（藤垣邦成君） 平野市長。

市長（平野 元君） 田垣議員の御質問にお答えいたします。

山口市の合併基本方針の中でも、明確に有線テレビ放送の拡充整備ということは掲げておるわけでございまして、これは議員も御承知のとおりだと思いますが、山口市といたしましても、そういったことで今回重要事業の一つととらえて提案しておるわけでございます。

そこで、お尋ねの市内の各共聴施設組合と市の有線テレビ施設が同等の施設というふうな認識をされている面もあるかと思いますが、決してそういった施設ではなく、市内にある各共聴組合は、引き込み端子が51以上500以下の施設であるため、総務大臣へ届け出のみの施設でございます。

また、引き込み端子数が501以上の施設につきましては、有線テレビジョン放送法の規定によりまして、総務大臣の許可を得ることが義務づけられており、許可を得るためには、NHKや民放の各局の同意書や周波数設定書、チャンネル仕様書等を添付しまして審査を受けるもので、市の有線テレビは、この許認可を受けた施設に該当いたしておるところでございます。

また、共聴組合と有線テレビとの具体的な提供業務の差は、自主制作番組といいますが、議会録画放送や、また各種イベント等の実況、あるいは録画の放送等、いろんな面で自主放送番組を地域に密着した情報や文字放送によって、行政からのお知らせ、情報などが提供できるということで、そのできるかできないかが共聴テレビ組合との差でございます。

なお、議員御質問の中で、「共聴組合加入者は、既にテレビの権利を持っている」という権利でございますが、あくまでも共聴組合での権利では、それは組合が解散をすると同時になくなるものであると思っております。したがって、市の有線テレビに加入していただく場合は、加入負担金を納めていただく必要があると考えております。高富地域におきましても、平成2年度開設以来、有線テレビに切り替えをした当時、難視聴の地域に16カ所の共聴組合がございました。この方々も、有線テレビの加入負担金を支払って加入をいただいたところでございます。

また、今回提案しております条例改正でございますが、全面改正といいますが、全部改正ではございますが、加入料につきましては、10年前と同じ額を、現行条例に同額であるというふうに載せておるだけでございます。このことを申しまして、御理解いただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 田垣隆司君。

5番（田垣隆司君） 市長の答弁について再質問を行います。

私は、届け出施設あるいは許可施設であろうとなかろうと、それは関係機関庁への許認可事項でありまして、そのことで公の施設と民間の施設に分離することは、今回の場合矛盾しているのではないかとことを思います。なぜなら、山県市有線テレビ施設は、条例には明示されていますが、そういった面からいえば、公の施設であります。この施設については、伊自良と美山の市民については特別恩恵もなく、そして、利用もできなく、山県市全体から見れば、高富のみの施設でありまして、それぞれの自治体単位で運営している共聴施設と何ら変わりがないものであると存じます。公の施設であろうとなかろうと、市民の持っている権利は同じであります。今回の事業では、岩佐共聴施設を除いて、全市にわたって配線を張り替え、デジタル放送、インターネット及びIP電話の施設を新しく設置するわけですが、聞くところによりますと、山県市有線テレビ施設も老朽化していると聞いていますが、この更新の経費は今回の事業でどのようになっているかわかりませんが、今まで申し上げましたことから、今回のこの事業は、市内の共聴施設の統合と解釈した方が正しいのではないかと存じますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（藤垣邦成君） 市長。

市長（平野 元君） 田垣議員の再質問にお答えします。

今まであるそれぞれの共聴組合と余り変わっておらないだろうということですが、先ほど申しましたように、そういった一定の基準で差はあるということですが、今回の美山・伊自良地域の有線テレビの拡大といいますか、そういうものにつきましても、エリアの拡張ということで、私どもはそういうふうにとめておるわけですが、従来、現在あります有線テレビの条例がございます。その条例を、本来なら一部改正としてエリアの拡大等をすればよかったのかもわかりませんが、いろんな面で全面改正をしたといういきさつもございます。そんなことですので、加入料につきましても、従来の、10年前から設定された加入料をそのまま移行することです。先ほど申されました市民の権利とかそういうものにつきましても、従来も、旧高富町にあった当時、この有線テレビを設置したときに既に16の施設組合がありました。そういった組合も解散していただいて、この有線テレビの方に加入をしていただいたという経緯もございます。そんなことですので、今回もそういった形で進めさせていただきたいというふうに思っておりますし、高富の古くなったと言われましたが、そういった面につきましても、そういったものが出てくれば、更新をしながら、エリアを続けていきたいということも思っております。

以上簡単でございますが、答弁にかえさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 5番 田垣隆司君。

5番（田垣隆司君） 最後に要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。

堂々めぐりになりますが、今回の加入金の負担世帯は、美山・伊自良でおよそ3,700世帯でございます。山形市全体の38%に上る数でございます。金額にいたしますと、約2億円の金額に上ります。解釈の仕方によって、このような結果になりますし、この加入金については、今数多くの議論がなされております。老人世帯の方も含めて、議論も増している状況でございます。大きな問題に発展するような気もいたします。この件につきましても、今回の議会に条例も提案されておりますし、どうかもう一度よく御検討いただくようお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。

議長（藤垣邦成君） 以上で、田垣隆司君の質問を終わります。

通告順位3番、後藤利彦君。

10番（後藤利彦君） ただいま議長の御指名を受けましたので、通告順位に従いまして、質問をさせていただきます。

今世紀に入り、過去最低の出生率で1.29人となり、今後ますます少子化の進む中で、

私どもは今後市内の将来を担う子供たちのために、あらゆる面から子供たちを守っていくことが必要であり、私たち大人はもちろんのこと、行政にも課せられた義務であると思います。私は、今回特に市内における保育所の園児の安全対策に絞って質問をさせていただきます。

山県市内には10カ所の保育所がありますが、園児にかかわるすべての保育所での交通安全対策は万全でしょうか。私が見る限り、非常に危険な状態にある保育所が確認されます。市当局も十分承知されていると思いますが、いかがでしょうか。担当責任者が、市内には危険な保育所が各所に存在すると申されております。また、私は、責任者がこのようなことを申されていいのかわかりませんが、今回の私の質問に対して、あなたの立場が悪くなるというようなことも申されました。私は、それについて本当に理解ができません。それはともかく、どのような危険な状態にあるかを、詳細に説明をしていただきたいと思います。

また、以前から、行政は施設など環境面から積極的に推進することを明記されております。したがって、園児の安全対策から見て、現在保育所の駐車場についても、どのような認識をお持ちでしょうか。また、どのような整備をもって、整備の対策をお考えでしょうか。詳細に部長の説明をお聞きしたいと思いますので、適切な回答をいただきたいと思います。

以上です。

議長（藤垣邦成君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 後藤議員のご質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、将来を担う子供たちを交通事故から守ることは当然のことでありまして、子供たちを取り巻く地域の整備は、大人の役割と考えております。これまで子供たちが、大きな事故もなく元気に保育園に通えるのも、保護者はもとより、地域全体の交通安全に対する意識が高いことと考えております。今後におきましても、交通安全意識の高揚に一層努めていく必要があると思います。

さて、山県市の各保育園におきましては、毎年交通安全指導計画により、親子の交通安全教室等を実施するなど、年齢に合わせた交通安全指導を実施しております。今後におきましても、より実践的な交通安全教室を実施するように計画をしております。

送迎時におきます駐車場の問題は、全国的にも発生しており、山県市においても同様でございます。特に児童数の多い高富保育園・富岡保育園・西武芸保育園、また桜尾保育園におきます駐車場問題等や、保育園への進入路が狭いのが現状でございます。

こうした中で、保護者の皆さんに御理解、御協力をもらいまして、各保育園の周辺整

備に合わせて送迎を行っております。例えば、児童数が最も多い富岡保育園では、時間差による効率的な送迎を実施いたしますし、桜尾保育園では、5月に毎年の交通安全教室に加えて、実際に道路に出て横断歩道を渡るなど、実践的な交通安全教室を開催いたしました。いずれにしても、大切な子供たちが安全で安心して通える保育園を目指してまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

議長（藤垣邦成君） 後藤利丸君。

10番（後藤利丸君） 再質問させていただきます。

今回の定例会におきましても、地方自治法に基づき損害賠償についての専決処分案が提示されました。今後こうした賠償問題、補償問題の発生などが余儀なくされることは必至であります。部長さんから見れば、大したことではないのかもしれませんが、子を持つ親でしたら、誰もが真剣になるのが当然であります。あなたも子供を持つ親でしょうが、私があえて申し上げたいのは、旧高富町の北部にあります保育所でございます。

この保育所は、保育所の前が県道で、主要道路となっております。駐車場が県道の南側にありますので、園児たちが行きも帰りも県道を横断しなければなりません。親の手を放れて、道路に飛び出す園児もたまたま見受けることがあります。先ほど部長は、すべての保育所で交通安全意識向上のためにいろいろ講義をしていると、交通安全教室を開いていると、このように申されておりますが、なるほどそれも一つの交通安全対策ではあるかと思えます。しかし、私が思いますに、そのようなことを小学生、中学生ならまだともかく、園児にこのような教室を開いて、本当に園児がこの交通安全対策に真剣に取り組んでくれるかどうか、その辺を私はよく考えていただきたいと思うのであります。

私たちは、市民からいろいろ小さなことも大きなこともお聞きをしております。困っていることも、我々はいいろいろ聞いてきます。それをこうした行政に反映させるのが私たちの仕事だというふうに私は解釈しております。私が以前から申し上げてまいりました駐車場があれば、駐車場の整備さえすれば、その保育所に対しては解決するのではないかということを常々思っていました。しかし、なかなか進展せず、努力はしていただいておりますが、その努力の跡がなかなか見えてこないのが残念であります。そのために今回私はあえて質問に踏み切ったわけでございます。市内に危険な保育所が幾つもあるということであれば、私はどんどん整備していただくのが本意かと思えます。再度保健福祉部長の決意のほどをお願いいたします。

議長（藤垣邦成君） 暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時33分再開

議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 後藤議員の再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいます各山県市の保育園において、いろいろ問題があると申しますのは、保育園の施設に関するもの、また、保育園の施設の周辺整備に関する事等でございます。そして、施設に関するものとしたしましては、例えば調理室が狭い、保育室の充実、トイレの充実等々がございます。そして、周辺整備の問題につきましては、議員おっしゃいますように、駐車場の問題であったり、進入路の拡幅、八工・におい等の問題、また積雪時の凍結等の問題でございます。私どもは、各保育園のこのような現状は常に認識をしております、もちろん議員おっしゃいますように、定期的な整備に向けて、いろいろ検討をこれからも重ねていくところでございます。また、今年度におきましては、建物の耐震診断を実施いたします。災害などの緊急時の危機管理マニュアルも作成をいたしております、この充実を一層図っていくものでございます。どうか御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（藤垣邦成君） 後藤利利君。

10番（後藤利利君） 最後に、部長にお願いをいたしますが、先ほどから部長もいろいろな形で点検をし、いろいろな形で今後の対策を考えているというようなこともおっしゃっておられますが、私は、最後に、本当に今一番保育所として危険を感じておるところ、こういったところについて本当に部長として真剣にお考えになっておられるのか、そういったところの対策は今後どういうふうにしていくのか、私は再度質問をいたしますが。

そして、また、その北部の保育所につきましては、駐車場が南にあります、あの南の駐車場はどこが管理をしているところなのか、その辺もあわせて最後御回答を賜りたいと思います。

以上です。

議長（藤垣邦成君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 後藤議員の再々質問にお答えいたします。

保健福祉部といたしましては、各保育所の整備は常に検討していますし、認識は持っております。そして、桜尾保育園の南の駐車場と言われますのは、基本的に桜尾保育園の父兄会の方が個人の方から借りてみえる駐車場ということでございます。

以上でございます。

議長（藤垣邦成君） 以上で、後藤利丸君の質問を終わります。

通告順位 4 番、宮田軍作君。

4 番（宮田軍作君） 議長の指名をいただきましたので、山県市内における産業廃棄物処理施設の状況についてお尋ねをいたします。

近隣岐阜市における産業廃棄物大量不法投棄事件が、大きな問題となっております。その量は52万立方以上と膨大で、この処理に要する費用は、数百億円とも言われております。この不法投棄により山県市に及ぼす影響はあるのか。また、山県市内における産業廃棄物処理事業所数及び事業内容、監視体制についてお尋ねをいたします。

山県市の総面積は、2万2,204ヘクタール中、山林面積が84%と、立地的にも今後同業者の進出が予測されます。市として、立入検査ができるのか、また周辺の環境調査等口頭で説明を求めるのではなく、書類で提出させるなど命令する権限を持ち施行できるか、市民部長にお尋ねをいたします。

議長（藤垣邦成君） 長屋市民部長。

市民部長（長屋義明君） 宮田議員の御質問にお答えいたします。

産業廃棄物は、事業活動から生ずる廃棄物でありまして、量的、質的に環境汚染の原因となる可能性のあるものを産業廃棄物とし、種類は法律で「汚泥、廃油、がれき類」など20種類を定めて、県が取り扱っております。また、家庭から出るごみは、これに該当しないため一般廃棄物で、市町村が処理責任を持っています。

議員御質問の産業廃棄物処理事業所数と事業内容ですが、産業廃棄物ですので県に問い合わせをしましたところ、焼却施設が2事業所、産業廃棄物の破砕施設1事業所、産業廃棄物の生もの処理施設1事業所、産業廃棄物の機械選別施設1事業所です。

続きまして、監視体制ですが、県と警察の連携を密にしまして、年に三、四回抜き打ちでパトロールを実施しながら監視を図っております。そのパトロールで不適正な処理がありましたら、県は立入検査指導票を作成し、文書で指導いたします。また、代表者が不在であれば、代表者を県へ呼びつけて指導することもあります。

続きまして、市の立入検査ですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、産業廃棄物に係る立入検査業務は、市町村職員ではできません。市町村職員の立入検査は、一般廃棄物しかできません。産業廃棄物の立入検査ができるのは、権限を持っている知事です。そこで、知事は、市町村職員が産業廃棄物に係る立入調査ができるように県職員に併任することで、産業廃棄物の立入検査権ができるようにしております。当市役所では、環境保健課6名、農山村整備課1名、都市計画課1名、消防本部予防課1名の計9名の

職員が立入検査ができますが、文書で指導する権限はありません。あくまでも初動調査が主で、不適正があれば県へ通報することになっております。

今後の監視体制につきましては、議員が言われますように、毅然とした態度で適正に指導していきたいと思っております。また、突然大きな穴が掘られた、毎日地形が変わっているなどの状況を見られましたら、市への通報をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） 再質問させていただきます。

山口市では、9名の検査資格者といいますが、立入検査することが県の指導でできるという話を聞きました。それから、山口市内における産業廃棄物処理業者の数は、五つということもわかりました。その事業内容もわかりました。先ほど突然大きな穴を掘ったとか何かを埋めたとか、また不法投棄したとかは、市民が注意していれば、通報及び情報提供は可能であります。市民はフェンスで囲まれた事業所、そういうものに立ち入ることができないわけでありまして、そういうところを問題視しております。市民の不審・不安を解消し、安心して住みよい地域にするには、毅然とした態度で調査を繰り返し、未然防止を願うものであります。高富・伊自良・美山の各地域別に、業者数及び事業内容を示していただきたいと思っております。

また、県と連携した立入調査は可能であるが、命令する権限はないとのこと。今後権限を施行する方法はないのか、改めて市民部長にお尋ねいたします。

議長（藤垣邦成君） 市民部長。

市民部長（長屋義明君） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

御質問の地域別の産業廃棄物処理事業所は、高富地域に焼却施設1事業所、破碎施設1事業所、伊自良地域に焼却施設1事業所、機械選別施設が1事業所、美山地域に生もの処理施設が1事業所ありますので、地域住民の皆さんに不安を与えないよう、今後もパトロールを強化しまして、監視を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

立入検査につきましては、県にしかできませんので、県と連携をとりまして、パトロールを強く行いたいと思っております。お願いします。

議長（藤垣邦成君） 宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） 再々質問であります。市長にお尋ねをいたします。

生活する上でごみや廃材など廃棄物を出す以上、どこかで処分しなければなりません。問題は、許可を持つ業者が適正に処理をしないことでもあります。岐阜県は規制が緩いと、

全国から持ち込まれたとも言われていますが、産業廃棄物大量不法投棄事件が大きな問題となっている岐阜市などの反省は、監視体制が問題であったと言われております。役所の担当職員のみでなく、第三者による立入検査が不可欠であるともいわれております。これを教訓にして、山県市として独自の立ち入り権限及び命令、施行できる条例化が必要ではないかと思いますが、市の考えを市長にお尋ねいたします。

議長（藤垣邦成君） 平野市長。

市長（平野 元君） 宮田議員のご質問にお答えします。

今、全国的でございますし、隣の岐阜市でも大変大きな問題になっている産業廃棄物関係問題、大変頭の痛い問題ではございます。そういったことで私は、この産業廃棄物が発生するとき、そういったときに、早くそういったのを確認をし、対応するというのが非常に大切かというふうに思っております。どうしても遅れますと、だんだん撤去命令とか、そういったことができなくなるということで、初動的に早く県あるいは市も一体となって、さらには、どうしても難しいときには、早く警察にもお願いをしまして、早く対応するということが非常に大切かというふうに思っておりますし、岐阜市の問題が発生しましてから、山県市内の各所を担当部局でしっかりと監視するように命令をしましてやっておるわけでございますが、一たん許可されたところに持ってくる廃棄物の調査というのは、なかなか難しい面がございます。そういった面で、早くそういった対応をするというのが、まず第一の問題かと思っておりますし、市のこれからのそういった条例化というような話もございましたが、産業廃棄物の許可権限は知事にございます。そういったことでございますので、その辺につきましては、県とも十分協議を進めながら対応してまいりたいと思っておりますが、いずれにしましても、そういった廃棄物の対応を的確に早く処理していくというのが基本的なことだろうと思っております。議員の皆さん方にも十分御認識いただきまして、また、御協力を賜りながら、強力に進めてまいらなければならないかと思っております。

山県市内にもそういった許可業者もございます。そういった指導も十分意を用いて進めたいというふうに思っておりますし、指導しまして、現在条例化というところまでは考えておりませんが、そういった点につきましても、今後県の対応等も十分検討しながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いまして、答弁いたします。よろしく申し上げます。

議長（藤垣邦成君） 以上で、宮田軍作君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

11時10分までよろしく申し上げます。

午前10時49分休憩

午前11時10分再開

議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

通告順位 5 番、尾関律子さん。

2 番（尾関律子君） 御指名をいただきましたので、2 点について質問をさせていただきます。

まず、1 点目に、子ども読み聞かせ運動の推進についてお伺いをいたします。

初めに、ブックスタート事業の実施についてですが、2001年12月に子ども読書活動推進法が施行され、読書のすばらしさを伝え、ひとみ輝く豊かな心をはぐくもうとの思いで、現在子ども読書運動が各地で広がっています。そんな中、近年ブックスタート事業が全国で実施されています。ブックスタートとは、1992年にイギリスのバーミンガムで始められた運動です。絵本を通して言葉を交わし、赤ちゃん楽しいひとときが持てるように応援するための事業です。バーミンガムの図書館、保険局、そして、大学の三者が連携し、試験的に実施が行われました。そして、1998年の追跡調査によると、集中力が高まり、読む・書く・話す・聞くという語学面や計数や空間の把握といった数学的に考える力にもブックスタートが大きな影響を与えると報告されました。脳の発達のため、生後6カ月までの話しかけが大事だということで、このブックスタートが開始され、現在ではイギリスの9割以上の地域にまで広がっています。

イギリスの事例を調査した民間団体である子ども読書年推進会議が、我が国に合った形で実施しようと、2000年11月にブックスタート運動の展開方法や効果などを調査するため、試験実施を東京都杉並区の協力で始め、2001年4月からは全国の自治体で取り組みが開始され、今年5月の調査では、全国で628の市町村で実施をされ、岐阜県においても6月調べで26の市町村が実施をしております。子育て支援の一環として、山口市の子どもたちが優しくて心の温かい子どもに育ててもらいたいとの願いを込めて、年間280名前後生まれてくる赤ちゃんの乳幼児健診のときを利用して、一日も早く始めていただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

次に、読み聞かせの絵本の充実についてですが、現在伊自良図書館、高富中央公民館、みやまジョイフル倶楽部等で読み聞かせが行われています。ボランティアの方や中学生、図書館司書の方々が努力され、大型絵本や紙芝居を活用されているように聞いていますが、ほかに、飛び出す絵本や、手でさわって体感できる絵本、点字絵本等も取り入れ、充実を図っていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

次に、小学校・中学校の読書運動の推進についてですが、読み聞かせは決して幼児のためのものだけではなく、ある識者は、健康な体には植物の栄養が必要であり、健康な心には書物の栄養が必要であると語っています。今、その読書の持つ力を、さまざまな問題を抱える教育現場に効果的に生かし、新しい形での学校改革が進められています。全校での一斉読書活動を日課にしているところも増えていますが、市内の全学校での推進をしていただきたいと思います。お考えをお聞かせください。御質問します。

議長（藤垣邦成君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 尾関議員の子ども読み聞かせ運動の推進についてお答えをいたします。

初めに、現在の子ども読み聞かせの状況を申し上げますと、高富中央公民館、伊自良図書館、みやまジョイフル倶楽部で、乳幼児から小学生の低学年親子を対象に、絵本や紙芝居による読み聞かせ教室が行われております。また、高富中央公民館主催の乳幼児学級として、0歳児から1歳児、2歳児から3歳児を対象とした教室の中でも、本の読み聞かせを実施しております。

御質問の第1点目のブックスタート事業の実施につきましては、「赤ちゃんが絵本と出会うきっかけになり、親子でかけがえのないひとときを分かち合おう」という趣旨で始まった事業でございます。本市においても、今後は関係課と連携をとりながら、その実施について検討したいと考えておりますが、このことについては、それぞれ類似した事業を他の部署でも行っておりますので、後ほど保健福祉部長が答弁をさせていただきます。

第2点目の読み聞かせの教室での絵本の充実についてですが、先ほど申し上げましたそれぞれの実施場所におきまして、相当数の蔵書がございます。中でも、伊自良図書館には、絵本と紙芝居合わせて6,840冊の蔵書があり、その中には大型絵本や大型紙芝居も用意し、読み聞かせ教室に利用していただいております。今後も読み聞かせのボランティアの方や利用者からのリクエストに応じ、蔵書の充実を図ってまいりたいと考えております。

第3点目の小中学生に対する読書運動の推進につきましては、県が策定しました子どもの読書活動推進計画を踏まえ、本市においても、全校的な読書活動の実施、学校図書司書の全小中学校への配置、司書教諭などの研修の実施等を推進しているところでございます。全校的な読書活動の実施につきましては、全小中学校において行われております。読書活動の例としましては、時間を決めて一斉に読書を行う一斉読書や、低学年を対象にした読み聞かせ等がございます。また、推薦図書を決め、自主的な読書を促し

たり、教科や総合的な学習の時間において学校図書館を積極的に活用するなど、発達段階に応じた読書推進のための指導に努めております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 尾関議員の御質問にお答えいたします。

現在健康課では、ブックスタート事業とは異なりますが、子育て支援事業として、生後6カ月から12カ月の乳幼児の保護者を対象としている乳幼児学級「ミルクキッズクラブ」を開催しております。この学級の課程で、読み聞かせボランティアによる絵本の読み聞かせを行っています。これは乳幼児期からの絵本の読み聞かせの重要性や、議員がおっしゃいます年齢に合った絵本の選び方などをお話しして、絵本を活用した子育てを推進するものでございます。

議員御提案のブックスタート事業につきましては、今後の課題として関係課とともに検討していきたいと考えておりますから、どうか御理解をお願いいたします。

議長（藤垣邦成君） 尾関律子さん。

2番（尾関律子君） 今、御答弁いただいたブックスタート事業については、より検討していただいて、実施をお願いしたいと思います。

また、伊自良の図書館には多くの絵本があるということでございますが、美山地域の方が利用しやすいジョイフル倶楽部の図書室には、図書の巡回ということをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御質問いたします。

議長（藤垣邦成君） 室戸次長。

教育次長（室戸弘全君） 現在伊自良図書館を中心にいたしまして、全市それぞれ図書室、それから、図書の蔵書を含めまして、そういったネットワークづくりを今後進めていきたいというふうに思っております。現在は、その進行中ということになるかと思いますが、今後はみやまジョイフル倶楽部等におきましても、十分蔵書等の充実を図ってまいりたいと、そのように考えております。

議長（藤垣邦成君） 尾関律子さん。

2番（尾関律子君） ぜひ前向きに推進をしていただきたいと思います。

次に、2点目に、文化芸術の振興についてお伺いいたします。

2001年に文化芸術振興基本法が制定され、文化庁の予算が毎年増え、今年は昨年より13億の増加となり、1,016億円になりました。特に、子どもの文化芸術体験活動の推進の予算は、2001年の14億9,000万円から今年は51億7,000万円と、3.5倍増となっています。今、学校や地域で本物の舞台芸術を体験する事業が推進されています。ある識者は、「今

子どもたちに最も必要な滋養剤は、本物に触れることである。特に、ITの仮想現実には、いや応なく巻き込まれていく児童・生徒年齢の子どもたちには、本物の真実と感動が必須の養分である」ということは、言うまでもないと言われています。山県市としては、本物の舞台芸術体験や伝統文化の子ども教室などの事業についてどのようにお考えか、また、助成金についてもどのようにお考えか、お聞かせください。

次に、伊自良地域に、仮称ですが、文化会館が建設中です。来年開館予定とのことですが、市民にとっては、文化芸術に親しむ機会が増えると期待をしております。開館後の予定と、文化芸術の発信基地としての役割をどのようにお考えか、お尋ねいたします。議長（藤垣邦成君） 教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 尾関議員の文化芸術の振興についての御質問にお答えをさせていただきます。

御指摘の国の助成事業であります本物の舞台芸術体験事業に本年度応募いたしました希望市町村が多いとの理由により採択されませんでした。今後も継続してこうした助成を希望してまいりたいというふうに考えております。

さて、文化芸術の振興につきましては、本市にとりまして課題の一つととらえておりまして、各種の事業展開を行っております。例えば公民館における生涯学習の振興、市文化協会への助成、教育振興会主催の文化事業等がございます。

また、御質問ありました文化の里整備事業の中の一環として建設中の（仮称）文化会館の運営につきましては、優れた文化芸術を多くの市民に幅広く提供するため、計画的に音楽会やミュージカル、講演会等を開催し、文化、芸術の発信基地としての開館運営に努めたいと思っております。今後とも文化芸術の振興に努め、心豊かな人づくりやまちづくりを推進したいと考えておりますので、御支援をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 尾関律子さん。

2番（尾関律子君） 山県市の文化会館としては、（仮称）文化の里の文化会館は収容人員が少な過ぎると思います。新たに市の文化会館の建設推進と、また、文化芸術振興条例などの制定を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 今建設中の（仮称）文化会館につきましては、総席数が341席を予定いたしております。議員御指摘のように、山県市の人口にとりまして、この施設が十分かと申されますと、席数等を考えたときには、今後も他の施設、もう少し大きな施設も考えに入れていかなきゃならぬというふうにも思っておりますが、これは今

後の市民の皆さんのそれぞれの熱意でもって、方向性を見出していきたいというふう
考えておりますので、よろしく願いいたします。

その振興条例等につきましても、そういった施設等も含めた中で考えてまいりたいと
いうふうに思っておりますので、よろしく願いします。

議長（藤垣邦成君） 尾関律子さん。

2番（尾関律子君） 21世紀を担う子どもたちに、よりよい環境づくりを推進してい
ただくことを希望して、質問を終わらせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 以上で、尾関律子さんの質問を終わります。

通告順位6番、谷村松男君。

11番（谷村松男君） 発言のお許しをいただきましたので、ただいまより伊自良川改
修期成同盟会の設立につきまして質問をさせていただきます。

伊自良川の改修につきましては、岐阜市北部地域で組織されております伊自良川改修
期成同盟会が活発な運動を展開され、事業促進を図っておられると聞いております。山
県市も合併いたしまして、早くも1年以上が経過してまいりました。私は、山積する諸
問題を一つ一つ解決に向けた取り組みがどうしても必要であると考えております。今ま
では、岐阜市より北のいわゆる山県市区域の伊自良川は、旧高富町と旧伊自良村にまた
がっておりまして、いろいろ問題もございましたけれども、市になりまして、これが一
本化されまして、梅原西部、伊自良地域の皆様方とともに、伊自良川の改修について真
剣に取り組む絶好のチャンスではないかと考えております。

梅原の七日市地域の伊自良川につきまして、地元の自治会長さんを初め、関係の皆様
方の岐阜建設事務所への陳情がございまして、平成14年度に伊自良川沿いにあります山
側より川に垂れ下がってございました竹や木の伐採をしていただきました。平成15年度に
は、堆積土砂のしゅんせつをしていただきまして、地元の関係者一同、大変喜んでおる
ところでございますけれども、皆様方御案内のとおり、昭和51年の9.12災害で伊自良川
の左岸堤防が七日市地内で決壊し、梅原西部、伊自良南部が湖と化したことは生々しく
記憶に残っております。「災害は忘れたころにやってくる」と言われますが、また、い
つこうした災害が起こるかわかりません。普通の年でも、梅原西部、伊自良南部の低位
部につきましては、年に4ないし5回の豪雨時に湛水し、白海となり、農作物に被害を
及ぼし、農作業に支障を来しております。特に、七日市地内では、生活道路の一部も水
没し、大変住民が困惑いたしております。また、年に数回の豪雨のときには、伊自良川
は護岸のブロック積み天端より上まで水位が上昇し、堤防の決壊のおそれが十分にあり
ます。これらは、すべて伊自良川を改修しなければ、解決できる問題ではないと思いま

す。地元関係者は、悲願であります伊自良川の改修を一日千秋の思いで待ち望んでおり、一日も早い改修をお願いしたいものと思っております。

そこで、基盤整備部長さんに3点についてお尋ねをいたします。

第1点は、岐阜市にある伊自良川改修期成同盟会は、どのような組織でどのような活動をしているのか。

2点目は、伊自良川の改修の進捗状況、計画の実施がどのようになっているのか。

3点目は、山県市内の伊自良川改修計画の内容と改修を強力に推進していくため、山県市にも伊自良川改修期成同盟会を設立し、活発な運動を展開していく必要があると考えるが、基盤整備部長の所見をお聞かせください。

議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 谷村議員の御質問についてお答えいたします。

岐阜市にあります伊自良川改修期成同盟会は、流域地域（方県、黒野、常磐）15集落の代表者それぞれ2名から構成されている組織でございます。自主的に運営され、現地の視察、勉強会等を行っていると聞いております。

山県市内の伊自良川改修は、県直轄事業で、山県市小倉地内の清水橋から同地区主要地方道関・本巣線の富士橋までの約900メートル間で計画されております。平成9年度から県単河川局部改修事業によって事業着手されております。

本体工事は、護岸工事で平成11年度から施工され、延長380メートルが完成し、平成16年度の内示としまして2,500万円、延長80メートルが予定されており、今後におきましても、現在の事業規模で進められていく予定でございます。また、富士橋から岐阜市境までの七日市区間の計画は、岐阜市側からの公共河川改修事業計画区間に含まれており、平成14年度までに岐阜市安食地内まで施工されてきましたが、その後中断されていると聞いております。

山県市における伊自良川改修事業の促進につきましては、昨年も現地で市長、岐阜建設事務所長立ち会いのもと、要望を行っていますが、さらに伊自良川流域住民の熱意を結集し、期成同盟会を設立し、関係行政庁へ要望することも意義のあることと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 谷村松男君。

11番（谷村松男君） 再質問をさせていただきます。

ただいま基盤整備部長の答弁では、岐阜市にある伊自良川改修期成同盟会は、地域住民の代表で組織されているとのことでありまして、伊自良川の河川事業の計画及び工事の進捗状況につきまして説明がございました。また、期成同盟会の設立につきましては、

意義あることと御認識をいただきまして、評価をいたしております。

伊自良川の河川改修につきましては、下流の始点、鳥羽川と伊自良川との合流地点にあります繰舟橋、ここが始点でございまして、上流は、先ほど答弁にもございましたけれども、主要地方道関・本巢線に架かっております富士橋までの総延長9,400メートルが公共の国庫補助事業で進められているところでございます。本事業は、昭和45年度に着手し、工事は、現在岐阜市の村山と安食の境にございまして竜巢橋、ここまで延長5,700メートルがほぼ完成していると聞いております。この工事の進捗率は、平成15年度までの延長でいきまして、33年間の時間を費やし、ようやく60%という工事の進捗でございまして、工事は遅々として進んでいないのが現状でございます。

また、山県市の関係区間は、岐阜市との境の岩利より富士橋までの区間でございまして、いまだ全く着工されていないのが現在でございます。そのほか、富士橋を始点に上流の清水橋までの延長900メートルは伊自良地域にありまして、県の単独事業、河川局部改良工事として平成11年度に着手し、現在護岸工事380メートルが施工されている。先ほどの答弁のとおりでございますが、平成15年度までの5年間の進捗率はといえますと42%、極めて進捗率が低く、これも地元要望とはほど遠い現状でございます。このような状態では、いつになったら伊自良川の改修が完成し、水害のない安全で安心な暮らしのできるまちになるかわかりません。伊自良川改修工事の早期完成には、一日も早く期成同盟会を立ち上げ、岐阜市の期成同盟会と手を携えて、促進運動を展開していかなければならないと思います。

そこで、山県市で設立を考えている期成同盟会も、岐阜市の期成同盟会と連携して運動をしていくためには、岐阜市と同じように、流域住民の代表で組織するのが一番よいのではないかと考えます。また、伊自良川の改修につきましても、山県市として非常に鳥羽川の改修も重要でございますけれども、やはり伊自良川の改修につきましても、積極的に取り組んでいただき、重要な事業であるという考えから、同盟会の設立につきまして、山県市の指導、協力なくして立ち上げることはできません。また、今後十分な活動をしていくためにも、市の御指導と御協力がどうしても必要になってまいりますので、積極的な御指導、御支援を賜りたいと存じますが、基盤整備部長の御所見を再度お聞かせいただければ幸いに存じます。よろしく申し上げます。

議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 行政は、市民とともに考えながら進めていくのが本来のスタイルということになっております。そういう意味で流域住民の盛り上がりは非常に大切と考えております。流域住民の熱意を結集した同盟会が設立の方向であれば、市と

いたしましても応援はおしまない所存でございます。鳥羽川の改修とともに強力に県の方へ要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（藤垣邦成君） 谷村松男君。

11番（谷村松男君） ただいま非常に前向きな御答弁をいただきました。本当に地域住民も今後この問題に積極的に取り組んでいくよう、私も努力をしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく市の御指導を賜りますようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（藤垣邦成君） 以上で、谷村松男君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたしたいと思えます。

再開は、13時30分からお願いをいたします。

午後からの再開には、執行部の出席は、基盤整備部長、市民部長、産業経済部長、総務部長で結構ですので、執行者の皆さん、よろしく願いいたします。

午前11時44分休憩

午後零時30分再開

議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。本日の日程は、すべて終了しておりませんが、台風が接近しておりますので、本日の会議はこれで延会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議はこれで延会とすることに決定いたしました。

なお、22日は、午前10時から開会でございますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、大変長時間御苦労さまでございました。

終わりに、市長より御報告があるそうですので、よろしくお願いいたします。

市長（平野 元君） 御報告申し上げます。

台風6号が接近しておりまして、大変災害発生が予想される面もございます。そういった面で県知事からは、10時に岐阜県災害警戒本部が設置されたということの通知を受けました。したがって、山県市におきましては、本日正午、山県市災害対策本部を設置いたしました。そして、第一次配備に入って、部下職員に命令したところでございます。

以上報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

それぞれの美山支所あるいは伊自良支所の配備につきましても、十分意を用い、増員を図っておるところでございます。追加して御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（藤垣邦成君） どうも御苦労さまでした。

午後零時30分延会

平成16年第2回

山県市議会定例会会議録

第4号 6月22日(火曜日)

議事日程 第4号 平成16年6月22日

日程第1 一般質問

日程第2 発議第3号 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会の設置に関する決議
について

日程第3 発議第4号 環境保全対策特別委員会の設置に関する決議について

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 発議第3号 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会の設置に関する決議
について

日程第3 発議第4号 環境保全対策特別委員会の設置に関する決議について

出席議員(21名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 吉田茂広君 | 2番 | 尾関律子君 |
| 3番 | 横山哲夫君 | 4番 | 宮田軍作君 |
| 5番 | 田垣隆司君 | 6番 | 村瀬隆彦君 |
| 7番 | 武藤孝成君 | 8番 | 河口國昭君 |
| 9番 | 影山春男君 | 10番 | 後藤利弘君 |
| 11番 | 谷村松男君 | 12番 | 横山善道君 |
| 13番 | 寺町知正君 | 14番 | 渡辺政勝君 |
| 15番 | 中田静枝君 | 16番 | 藤根圓六君 |
| 17番 | 村橋安治君 | 18番 | 藤垣邦成君 |
| 19番 | 小森英明君 | 20番 | 村瀬伊織君 |
| 21番 | 大西克巳君 | | |

欠席議員(1名)

22番 久保田 均 君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|-------------|-------|
| 町長 | 平野元君 | 助役 | 嶋井勉君 |
| 収入役 | 河口衛君 | 教育長 | 小林園之君 |
| 総務部長 | 垣ヶ原正仁君 | 企画部長 | 船戸時夫君 |
| 市民部長 | 長屋義明君 | 保健福祉部長 | 土井誠司君 |
| 産業経済部長 | 松影康司君 | 基盤整備部長 | 長野昌秋君 |
| 水道部長 | 梅田修一君 | 消防長 | 岡田達雄君 |
| 教育次長 | 室戸宏全君 | 総務部次長兼企画部次長 | 和田真吾君 |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林 宏 優 書記 堀 達 也

午前10時00分開議

議長（藤垣邦成君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（藤垣邦成君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、21日に引き続き、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位7番、中田静枝さん。

15番（中田静枝君） 日本共産党の中田静枝でございます。通告に従いまして、3点の質問をこれから行いたいと思います。

まず、1点目ですけれども、学童保育・みちくさクラブの児童受け入れ不手際の件について質問をいたします。これは保健福祉部長及び教育長に質問いたします。

山口市は、この4月より、放課後留守家庭の学童保育を、保護者の希望のある小学校区で漏れなく実施することにしました。対象児童がたとえ1人でも保育を行うことの意味、これは大変重要なことであります。4月当初、児童1人から6人の小規模の学童保育としてのみちくさクラブが六つの小学校区で始まったと担当課から聞いております。こうして子育ての支援策が大きく前進したことを、まず私は喜ぶたいと思います。しかしながら、そのうち1カ所で初日に、小学校へ入学したばかりの子供の1人が、指導員不在のみちくさクラブの実施場所であります公民館の前に残されてしまったという、あってはならないことが起きたということでもあります。この事実につきましては、既に担当課に確認をしております。幸いにも子どもさんは無事でしたけれども、なぜこのようなことになったのか。

学童保育は、保護者と担当の保健福祉部、そして、教育委員会、学校との密接な連携がなくてはできないものであります。保健福祉部及び教育委員会の責任を問うものです。なぜこのようなことになったのか、原因などを明らかにされたいと思います。保健福祉部長、そして、教育長に答弁を求めます。

議長（藤垣邦成君） 土井福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

学童保育事業として小学1年生から3年生のうち、所定の要件を満たした児童については、下校時から午後6時まで、地域の公民館などを利用して、みちくさクラブという事業を本年4月より実施しております。その中で議員の言われる児童受け入れに際しま

しての手違いがあったということにつきましては、行政といたしまして、保護者の方には大変御迷惑をおかけして申しわけありませんでした。

原因としましては、従前から利用日が確定していたのに、私どもが指導員への連絡手違いが生じたことにごさいます。今後におきましては、このようなことが起こらないよう連携を密に行い、子育て支援策としての児童みちくさクラブが充実して進んでいくよう頑張っまいますので、御理解をお願いします。

議長（藤垣邦成君） 小林教育長。

教育長（小林囿之君） 中田議員の御質問にお答えします。

4月新1年生入学の時期、1年生は他学年より早い時刻に下校しますので、校長、教頭、1年の担任等で同一方向ごとに子供を集め、通学路を覚えたり、あるいは交通安全の指導をするということで、それぞれの地区の特定の場所まで送っていております。

議員御指摘の件につきましては、先ほど保健福祉部長が申しましたとおり、行き違いがあったというようなことで、私の方からおわびを申し上げたいというふうに思います。

学校といたしましては、みちくさクラブが行われる公民館も、他の子供の自宅と同様にとらえておりまして、他の子供と一緒に集団下校で帰ると、こういう方法で下校指導をいたしますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（藤垣邦成君） 中田静枝さん。

15番（中田静枝君） 今、お二方から御答弁いただきましたけれども、置き去りにされた子供の気持ちというのは、本当にショックだったろうというふうに思うわけです。今、部長の方からは、親さんに対してのわびの言葉がありました。しかし、子供さんのときの状況とか、また、その後の子供さんに対するケアとかそういうことについてはどうだったのかなということで、気になる場所ですので、その点も御答弁いただきたい。

それから、今教育長の方から、ほかの子供たちと同じように下校の指導をするというふうなお話だったんですけども、今回の場合には、私が伺ってる限りでは、先生が公民館まで連れておいでになって、そして、子供を残して帰られたというふうに伺ってるわけなんですけれども、ここが私、今回非常に教育委員会としての責任が問われる問題だというふうに思うんです。特に、初めての事業が始まって、子供にはそれなりのことが、親からも多分説明がしてあったというふうに思うわけですけれども、全くそれがそのとおりにはならなくて、自分1人が置き去りにされたと、受け入れ態勢、指導員もいなかったということですから。その相手に対して指導員のいるかないかも確認もしないで、学校の先生が、入学したばかりの子をそこに置いて帰るということが、やっぱり

これは非常に教育者のみならず、このシステムの中での話ですので、非常に問題ではないかというふうに思います。

議長、お二方の答弁いただきたいわけですが、この点について、2点について、いかがでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の再質問にお答えいたします。

子供さんのその後の状況でございますが、御両親には事情を説明して、御理解をいただいておりますし、そのお子さんは、現在も元気で児童みちくさクラブの方に通っております。

以上でございます。

議長（藤垣邦成君） 小林教育長。

教育長（小林圀之君） 中田議員の質問にお答えしますが、先ほど教育者としてとか、教育委員会としてということでございます。当然学校の方も、事情を聞きましたら、なぜという気持ちがいっぱいあるということが本音でございます。ただし、先ほど私が答弁させていただきましたように、みちくさクラブへ帰る子、そして、普通の自宅へ帰る子、皆同じでございます。集団下校という形で、集団が幹線の通学路を帰っていくと。そして、その途中途中で1人離れ、2人離れと、こういうことございますので、そこら辺のところは御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（藤垣邦成君） 中田静枝さん、質問をかえてください。

15番（中田静枝君） 今の教育長の御答弁には、私は、十分納得できるものはありませんけれども、次の質問に移らなければなりませんので、移ります。

二つ目の質問です。介護保険料の引き下げで、高齢者の生活支援をという点での質問をいたします。

昨年4月から山州市の65歳以上の介護保険第1号被保険者の保険料が、第1段階から第5段階まで、すべての段階で一律26%以上引き上げられまして、年金生活者から悲鳴が上がっております。基準の第3段階が1カ月2,570円、これが26%以上値上がりいたしました。1カ月3,246円ということで、676円もの大幅な介護保険料の引き上げになったわけです。政府の年金制度の改悪で、年金給付額手取りの方がどんどんと減らされておりまして、年金生活者はこの介護保険料の引き上げとあわせ、ダブルパンチを受けている状態であります。全国的には国民年金しか受給していない高齢者が900万人、国民年金の受給額は、平均で1カ月4万6,000円ということになっております。山州市の高齢者も、この中に入るわけですが、1カ月2万円とか3万円とかという国民年金

からも、介護保険料が強制的に天引きをされているわけであります。生活の基礎となるべき年金が、介護保険料にごっそりと持っていかれると、こういう状況であります。介護保険料の負担は、市民の皆さんからの声、介護保険料が高過ぎる、年金暮らしの我々は、1カ月分の年金を介護保険に徴収されてしまっている。また、介護保険料が高いのに不満です。国民年金だけの収入では、毎日の暮らしがつらいです。このような具体的な個別の声が幾つも届いているわけであります。介護保険料の負担は、本当に私は、こうした方々にとっては重過ぎるというふうに考えるわけです。介護保険、現在基金も持っているわけですが、この基金を取り崩し、また、それでも足りなければ、一般会計から繰り出しをして、保険料負担の軽減を図り、高齢者の生活を支える必要が、今あります。具体的な市の検討、今すぐ始めてほしい。高齢者の状況を調査し、報告をされるように、そのために具体的な検討を今すぐ始めてほしいと思うわけですが、この点について担当の保健福祉部長の答弁を求めます。

議長（藤垣邦成君） 土井保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

議員もよく御存じのとおり、第2期の介護保険料は、平成14年度の高齢者施策検討委員会で検討策定されました介護保険事業計画の中で介護保険料が決定されまして、平成15年3月議会におきまして、旧の3町村の議会におきまして承認されております。その介護保険料は、平成15年度から17年度の3カ年のデイサービスなどのサービス給付費に対する負担分18%を保険料として歳出するものでございます。

基金につきましては、給付費の約3カ月分程度でございますが、この秋に開設されます老人保健施設等の開設に伴う給付費の増加に対応するためのものでございます。また、一般会計からの繰り出しにつきましては、介護保険の趣旨にそぐわないために考えておりません。

以上でございます。

議長（藤垣邦成君） 中田静枝さん。

15番（中田静枝君） 介護保険制度、制度だけあります。けれども、その制度は一体何のためにあるのかといたら、市民が毎日の生活を幸せな生活にするため、そのためにこそある制度であります。ところが、先ほど御紹介しましたように、市民の生活というのは、まずは、介護保険料に脅かされているんです。これはおかしいじゃないですか。介護保険制度そのものを市は必死になって維持しようとして、経費が上がった分は、どうしても保険料に上乘せしなくちゃならない、上げなければならないと。これはもちろん根本的には国の制度そのものに問題があるわけです。それは承知の上で私は質問し

ておりますが、こうした市民の生活が脅かされておりますので、介護保険制度が幾らあったとしても、その会計が維持されたとしても、市民の幸せとは関係ないことになってしまうわけです。それこそ介護保険制度の最も大事な趣旨に反する状況だというふうに言わなければなりません。

それで、こうした状況というのは、やっぱり全国的な介護保険制度そのものの欠陥のあらわれですので、山口市だけの問題ではありません。ですから、全国の介護保険の保険者でも、自治体ですけれども、介護保険料の低所得者に対する単独の減免制度というのを実施しているわけでありまして。昨年のこれは4月1日、1年前の資料ですけれども、全国の695の介護保険の保険者、地方自治体が主なんですけれども、これは全体の25.2%、4分の1以上が低所得者に対する単独の介護保険料の減免を実施しております。さらに、今現在では増えているというふうに私は予想しますけれども、そういうふうに必要な施策をやっぱり自治体として具体的に生み出しているところがあります。そういったことは、この山口市でできないわけがないわけでありまして、国は制度の趣旨に反するからといって、単独の減免制度を設けることに非常にブレーキをかけております。一般会計から繰り出しをするとか、いろんな条件をつけてブレーキをかけておりますけれども、全国の勇氣ある自治体は、このように約4分の1の保険者が低所得者の生活を守るために頑張っているわけです。山口市ができないわけじゃないですか。市民の幸せを守るための先頭に立っていただくのが、やっぱり保健福祉部の部長だというふうに思いますが、その点についての見解を認識をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の再質問にお答えいたします。

私どもは、この介護保険事業に関しましては、人間がいつまでも自分らしく暮らせる、そして、豊かな長寿社会をともにつくっていく、そういう理念に基づいて私どもはやっております。

現在山口市では、65歳以上の人口の方、すなわち介護保険の第1号の被保険者の方、今年の4月1日現在の人口で3万1,850人に対しまして、この第1号の被保険者が6,572名ございます。全体の人口に対する20.6%の方が、山口市では介護保険の第1号でございます。その第1号被保険者の中で、介護の認定を受けた方、この方は746名ございます。介護の認定と申しますのは、要介護から介護1から5までの認定でございます。この方たちが全体で746名ございます。その方たちの介護サービスに係る保険料が、現在の介護保険料となっております。

基本的に3カ年分の保険料を、今年度ですと、15・16・17年度の保険料を、統一で適正な保険料を決めさせてもらっておりますが、これから先、2010年問題、そして、山口市自体の人口の高齢化というのが進んできます。そのときに介護保険料というものは、基本的には国から、県から、市から、50%の補助をいたします。残りの分に関しましては、先ほど申しましたように、18%分は1号の方の負担でございます。残りの32%は、40歳から64歳の2号被保険者の方が負担しております。ですから、山口市の中の介護認定を受けた方が施設とか居宅で介護を受けられれば、それがすべて介護保険料に反映されます。ですから、山口市におきましては、適正な保険料を試算をいたしまして、それに基づいて計画的にやっております。

あと、議員の御質問の中で、山口市独自の補助とかサービスに関しましては、山口市に関しましては、必要性の高いサービスにつきましては、県とか国の補助事業のそういうものを活用しながらやっていくという方針でございます。現在ですと、介護保険の方の平準化交通費支給事業というものをやっております。これは介護保険を受ける方の、介護をする方がそちらの自宅の方に向かうときの交通費を金銭にて負担している事業でございます。今後もこのように山口市の高齢化率、そして、高齢化の状況を見ながら、将来この介護保険が順調にいきますように検討をして、また、段階的に頑張っていくますから、どうか御理解のほどよろしくお願いいたします。

山口市独自の減免制度のことでございますが、現在介護保険は、施行令にございます第1段階から第5段階、この所得の範囲においての減免を行っておりますから、この制度の方向で当分の間はいくということでございます。

議長（藤垣邦成君） 中田静枝さん。

15番（中田静枝君） 最初から保健福祉部長の方に求めております。

具体的にやっぱり市民の生活実態、介護保険料にかかわる生活実態についての調査を部として再度すべきだというふうに思います。どうですか。

議長（藤垣邦成君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（土井誠司君） 中田議員の再々質問にお答えいたします。

介護保険制度が平成12年度に発足いたしまして、国の方も介護保険というものは常に見直しをかけていると。まだスタートしたばかりでございます。ですから、山口市といたしましても、そういうものにならって、どんどん研究をしながら、頑張っていかなければならないと思っておりますし、調査に関しましては、介護保険事業の実績とか利用者の意向、関連施設、そういうものを正確に把握する必要がございますから、調査というものは山口市にとっては、今後も必ず正確なそういうものの調査データは収集してい

くのは必要というふうに考えております。

そして、山県市内におきまして、そういう各所の施設、例えば山県市の大門には、この秋には老人保健施設、老健施設が完成いたしますし、社会福祉協議会の方では、「議長、質問の趣旨に外れております、答弁の方が」の声あり）北部デイサービス等々の建設が始まりますから、そういうものの調査もそれに合わせて進むことになるかと思っております。

以上でございます。

議長（藤垣邦成君） 中田静枝さん、質問をかえてください。

15番（中田静枝君） 高齢者の生活の実態調査について、私は具体的にしようとする必要があるのではないかとということで質問したわけですが、これについての具体的な回答は得られませんでした。

三つ目の質問に移ります。三つ目は、山県市北部地域に住民の日常生活を支える基本的な施設整備を急ぐようにという点で、企画部長に質問いたします。

山県市北部地域の住民が日常生活を営むのに、不安と不便を感じているという声が届いております。旧美山町の谷合地域の方の声ですが、昔は、この辺から北には3軒ほど開業医があったけれども、今は全くなくなってしまった。また、本が好きなので、今は伊自良の図書館までたまに行っていますと、こういうお話でした。こうした病気になったときの不安とか、また、このような図書についての不便を解消して、市民の日常生活を支えるために必要な対策として、私は、今、美山支所として一部が活用されておりますけれども、旧美山町の役場庁舎をフルに活用していくことができるというふうに思います。

まず、大変本庁舎から離れておりますので、支所に職員の配置、宿直の配置が必要だということ。また、山県市として診療所を開設し、診療所を基本施設として保健福祉センター、これもやっぱり本庁舎から大変離れている。デイケアサービスセンターはできますけれども、また、それと違う市の役割を果たしていかなければならない。看護師さんやヘルパーさんなども置いて、本当に住民の方たちが日常的に安心しておられるような、そういう環境をつくっていかなければならないというふうに思います。

また、図書館、これも図書館が非常に遠いわけです。図書館と名のつくものは、もう伊自良図書館しかないわけで、これを美山支所の建物、旧役場の建物を活用して開設することが可能ではないかというふうに思います。

また、北消防署に救急車の複数配置、これも住民から求められております。本庁舎から遠く離れた地域の重要な課題として、企画部長の見解を求め、速やかな対応を求めた

いと思いますが、いかがでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

本年第1回定例会の折にも、山県市北部地域の活性化という観点から御質問いただき、市民の皆様の不安といったお話も伺いました。それにつきましては、市長が答弁をさせていただいたところでございます。今回また新たに山県市北部地域の住民の日常生活を支える基本的な施設整備を急げということで、美山支所を活用した方策などを御提言いただきました。市といたしましては、新市まちづくり計画を基本とし、まちづくりを進めております。美山地域におきましては、あわせて過疎地域自立促進計画の実現に努めているところであり、快適性や利便性の向上を目指し、総合簡易水道事業や地域情報化事業を推進し、また、生活道路の整備はもちろん、国道418号など地域の骨格をなす国道、県道の整備についても、強く関係機関へ要望を行っておる次第であります。

さて、議員が提言されました施策についてであります。1点目の支所に職員の宿直の配置ということについてでございますが、現時点では考えておりません。

なお、災害緊急時には、地域防災計画に基づく防災体制をとることとしております。昨日の台風6号に際しましても、市長から御報告申し上げましたが、担当部署職員が支所にて警戒態勢で当たりましたことを申し添えさせていただきます。

2番目の診療所を基本とした保健福祉センターの開設については、診療所ではありませんが、現在山県市社会福祉協議会が（仮称）北部デイサービスセンターの開設に向けて準備を進めております。

3番目の図書館の開設でございますが、こちらにつきましては、みやまジョイフル倶楽部に図書室がありまして、そちらに約1万2,800冊余りの蔵書があります。そんなことから新たな図書館建設の計画はございませんので、こちらの図書室の御利用をいただきたいと思っております。

最後に、北消防署に救急車の複数配置をということでございますが、現在北署には1台、また、南消防署に2台の救急車が配備されております。応援態勢もとれていることから、複数配備の計画はございませんので、御承知いただきたいと思っております。

以上お答えをさせていただきましたが、市としましては、今後も「安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくり」を目指し市政を進めてまいりますので、御理解がいただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

議長（藤垣邦成君） 以上で、中田静枝君の一般質問を終わります。

通告順位8番、寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、2年ぶりにこの議場で一般質問をさせていただく機会をいただきました。

まず最初に、教育長に質問いたしますけれども、高富中学校など京ヶ洞地域での大規模事業について質問いたします。

かつて高富町のときに、高富中学校の横に町民体育館を建設する、グラウンドを整備するという工事について幾つものトラブルが発生しました。これに続く形で、今年から高富中学校の校舎や給食棟など、続いて、プールの整備などがあり、当面22億円で計画されています。現在一般競争入札として告示中で、7月16日が入札日というふうになっています。

そこで、質問です。まず最初に、京ヶ洞地域が軟弱な地盤であって、体育館の建設に続くグラウンドの整備にミスがあったということをどのように承知されているのでしょうか。

二つ目、体育館の建設工事に際して、周辺の皆さんに工事の事前説明がなく、苦情が出たということを承知していますか。

三つ目、この工事に際して周辺の宅地に関するトラブルが生じたということを承知していますか。

四つ目ですが、今回6月1日に入札の告示をしていますけれども、6月20日ごろまで業者に仕様書や図面を閲覧させないということですが、これは一般競争入札の不特定多数に入札参加を促し、もって公平、公正、そして、より低価格の事業実施を実現するという趣旨に実質的に反しているのではないのでしょうか。

以上質問いたします。

議長（藤垣邦成君） 小林教育長。

執行者の皆さん、答弁はなるべく簡明にお願いします。

教育長（小林圀之君） 寺町議員の高富中学校など京ヶ洞地内での大規模事業についての御質問にお答えいたします。

高富町総合運動場、現在の山県市総合運動場は、体育館が平成8年、多目的グラウンドは平成10年に完成し、多くの方に御利用いただいているところでございます。

御質問の第1点目のグラウンド整備につきましては、グラウンド南東部の一部排水勾配が悪くなり、水はけが悪くなった件かと思えます。その点につきましては、承知しております。

第2点目の地元説明会につきましては、平成7年6月7日に隣接の自治会より、自治会長ほか20名の参加を得まして開催し、そこで意見等、十分お聞きをしたということで

ございます。

第3点目につきましては、民家の車庫の土間にひびが入り、修理をさせていただいたと。そして、所有者の方に御理解を得た旨聞いております。

4点目の一般競争入札の件につきましては、6月1日の公告日以後、市の掲示板、業界新聞への掲載及びインターネットの市のホームページへの掲載により、事業概要をお知らせし、一般競争入札参加希望者を募集しております。

この募集につきましては、総工費約20億円の大規模事業でありますことから、同種の事業実績のある業者2社による共同企業体での参加を限定いたしましたいわば条件つき一般競争入札となっております。参加を希望された業者につきましても、その資格を審査し、適正と認めた業者に対しましては、仕様書等を貸与し、詳細な積算をしていただいた上で、入札に参加していただくこととしております。したがって、市が求めています一般競争入札の趣旨には反しないものと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、教育長に再度お尋ねいたします。

まず、一つ目ですけれども、今回の高富中学校の建て直しの工事というのは、いつごろ開始する予定かということです。

それから、二つ目ですけれども、かつては体育館のときは説明会を行ったということですが、説明会の開催を知らなかったという人たちが結構いるというふうに聞いています。今回地域住民の皆さんに説明会を行うかどうか、行うなら、いつごろどのように行うのかということについてお尋ねします。

それから、三つ目として、過去説明会を開いても、住宅などへの被害があったということがあります。そこで、住宅や建物への被害の対策については、前回の経験から考えると、行政が事前確認をしておかないと、トラブルを避けれないのではないかとというふうに私は強く懸念しています。

そこで、行政側として、事前の現状確認など調査することについてどのように考えてお見えかということをお尋ねいたします。

議長（藤垣邦成君） 教育長。

教育長（小林圀之君） 寺町議員の再質問にお答えします。

工事の開始時期ということではありますが、7月16日に入札執行ということで、今のところ、これは決まっております、その後議会の方の契約案件の議決をいただくことが必要でございます。そして、その後になりますので、8月の末か9月へ入ってからかと、

こんなふうに工事の開始時期はなろうかというふうに思っております。

2点目の説明会の件でございますが、今の件とかかわるわけでございますが、入札を終え、議会での承認をいただいた上で業者との打ち合わせに入り、そこで工事日程等詳細な打ち合わせをしました後に、地元の方々への説明会をしたいということを思っておりますので、これも8月中過ぎになろうかというふうに思っております。

第3点目の住宅への被害対策と事前確認ということでございましたが、議員御質問の中にございましたように、地盤が軟弱であるというようなことも踏まえまして、事前調査をしなければならぬというようなことは考えております。家屋関係の確認でありますとか、その他どんな事前調査が必要かというようなことにつきましては、今後詳細に詰めてまいりたいということを思っておりますが、事前調査をさせていただきたいと、こんなふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 教育委員会の工事関係は、教育次長が主たる担当ということで、次長にお尋ねしますけれども、過去に全国で入札に関して行政の担当者と業者が深いつながりを持って、例えば予定価格のメモをちらっと見せるとかというようなことでいろんな問題になって、今行政は厳しく職員に対しても規制をかけています。今回そういったことと関連して深く考えるんですけれども、事業者に閲覧させる仕様書、図面、その中に実質的には図面のもっと大きなものですが、その中に若干の数字はありますが、ほとんど図面から必要な部材の数、量を読み取りなさいというような閲覧の仕方をするということを聞きました。結局専門の業者であっても、図面から読み取るということは大変であるし、かなり限度があると考えられます。すると、結局設計会社に相談に行くというふうにならざるを得ないと思うんです。設計会社というのは自治体のこと、設計価格もよく知ってます。特に、今回の設計に係る大建設という名前が出てますけれども、ここはかつて高富町で汚職事件があった。げんきはうすもそうです。それから、昨年の高富小学校もそうです。この自治体に非常に詳しいところですので、設計価格を知るとか予定価格の予測をすとか談合などのおそれというのが非常に生じやすいという懸念を持つわけです。

そこで、ひとつははっきりしていただきたいんですけれども、入札が済んで落札者が決まるまでは、入札に参加しようとする業者と設計業者との接触をしないようにきちっと禁止すべきではないかということです。

それから、今後の件もそうですが、閲覧資料にはきちとした仕様書、必ずこれは存在します。何が幾つ、細かい仕様書がありますから、それも提示すべきではないかとい

う点についてお尋ねいたします。

議長（藤垣邦成君） 室戸教育次長。

教育次長（室戸弘全君） 議員御指摘のまず図書等の閲覧ということにつきましては、今回図面の中に、今御指摘のように、それぞれの部材の特記事項を設けておまして、それぞれ工事業者の方で、その部材等について積算をいただくという方式を持っておりまして、仕様書等につきましては、発行渡しをいたしておりません。

また、もう一点の業者との、特に設計業者との接見ということにつきましても、議員御指摘のとおりでございますので、そういったことは現にないという確信もいたしておりますし、私どもも注意深く見守っていきます。

仕様書につきましては、その図面から把握していただくということをお願いしたいと、こういうふうに思っています。

議長（藤垣邦成君） 寺町君、質問をかえてください。

13番（寺町知正君） 今回はともかく、今後仕様書を見せないということは、設計業者に走るしかないんですよ。そのことをもう一回きちっと説明していただきたいと思っています。

続いて、2番目ですけれども、斎場建設事業と市の土地開発指導要綱、それから、市長の姿勢について、まず基盤整備部長にお尋ねいたします。

現在佐賀の地域で斎場の建設が進められています。事業者は、昨年市長に市の土地開発指導要綱に基づいて承認を申請し、市長は、今年の2月2日に承認しました。この事業に関して地元の皆さんが、市や事業者の姿勢に強い不審を抱いていて、反対の意思表示の看板が道路にも出ています。市の土地開発指導要綱の指導基準の細目6条1項では、事業の目的により必要な駐車場を設けるものとされ、同2項では、店舗、工場、またはその他の用に供するものについてはその都度協議するというふうにされています。本件事業者は承認の前に、この申請の土地は駐車場が不足していて、申請の土地だけでは事業はできないというふうに認識している。だから、承認の前から、ほかの場所で駐車場を探していると私は聞いていました。必要とする駐車場を設置すべき規定が実際に市にあるということと、それから、業者は、駐車場が足らなくて探していると、この関係は明瞭なんですね。そこで、部長に質問いたします。

一つ目ですけれども、通常一般の常識に照らしてみても、この申請に係る分だけでは駐車場が不足するという事は明らかです。それで、なぜ駐車場のことを正確に把握して審査の対象としなかったのかということ。それとも、故意に見逃したのかということです。

二つ目ですけれども、指導要綱の7条1項では、施行前に地元関係者に事業の内容について関係資料を提示して説明会等を行い、周知に努めるとされています。市はこれが適切になされていると認識していますか。

三つ目です。同7条の2項は、市長は当該事業者からの説明会の記録の提出を求めることができるとされています。求めたのでしょうか。求めたなら、その内容の要点は何ですか。あるいは求めていないなら、その理由を述べてください。

4番目ですけれども、指導要綱の7条3項は、同意書または承諾書の提出を求めることができるというふうになっています。求めましたか。求めていないなら、その理由は何でしょう。

それから、同意書または承諾書の有無というのは、7条例1項の説明会を免除するということにはならないと解釈されますが、いかがですか。

最後に、五つ目ですけれども、市は、佐賀地区の住民の皆さんが5月中旬に意思表示の看板を道路沿いに立てたわけですけれども、市有地ですが、県の条例の申請をすべきだと指導したというふうに聞いていますが、これは事実なんでしょうか。もし、そうであるなら、昨年4月から今年5月の中旬までの間に山県市内に設置された看板について、市が同様に当事者に指導した件数とその結果を累計化して述べてください。

以上です。

議長（藤垣邦成君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 寺町議員の御質問にお答えいたします。

斎場建設事業につきましては、山県市土地開発事業指導要綱に従い、適正な計画であるとして承認したものでありますが、市といたしましては、引き続き事業者に対し、地元調整をするよう指導しているところでございます。

まず、質問1についてお答えいたします。

駐車場につきましては、二十数台のスペースを確認しておりますが、事業者からは、斎場の進捗状況から、現在の計画台数で不足が生ずるような事態があれば、別途駐車場を確保するという意向を聞いておるところでございます。御理解を賜りたいと思います。

次に、質問2についてお答えいたします。

事業説明会の開催状況につきましては、地元住民の方を対象に現在まで数回開催されていることを把握しております。市といたしましては、地元の皆様より、事業者からの説明が不十分であるとの強い御意見をいただいておりますので、現在も事業者に対し説明会の開催について指導しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、質問3についてお答えいたします。

事業者に対して議事録の提出は求めておりませんが、現在までの説明会開催状況につきましては、口頭及び文書にて報告をいただいております。今後議事録が必要になりましたら、改めて対応したいと考えております。

次に、質問4についてでございますが、同意書または承諾書の提出につきましては、指導要綱に従い、協議書と同時に提出されております。なお、同意書または承諾書がありましても、説明会を免除することにはなりません。

次に、質問5についてでございますが、看板に関する指導内容につきましては、当初設置された際、一部の看板が公共用地である道路敷に設置されていたため、まず、道路管理者である担当課の指導を仰ぐよう指導するとともに、都市計画区域である佐賀地内では、道路敷以外の場所においても、今回のような規模の看板を立てる場合には許可を受ける必要があることを指導いたしました。

続きまして、昨年4月から今年5月中旬までの指導状況につきましては、今回と同様のケースとして、佐賀地内にごさいますポケットパーク内に無許可で看板が設置されていたことがあり、ポケットパークに無断で看板を設置しないこと、民有地であっても許可が必要である旨の指導を行っております。

このほかには、違法な張り紙や立て看板を撤去できる簡易除去制度がございますので、昨年度はこの簡易除去を2回実施して、違法広告物を除去しており、本年度につきましては既に2回実施しております。

これまでの指導方針といたしましては、明らかに公共用地に無許可で立てられている広告物等についてのみ指導を実施してまいりましたが、今後につきましては、山県市の生活環境をより一層向上させるため、その他の無許可広告物についても指導を強化してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 部長に再質問いたしますけれども、指導要綱では、大幅に計画を変えるときは事前協議に戻る、あるいは承認後であっても再度協議を行うというような規定がちゃんと決まっています。駐車場については、答弁のように、必要なら申請ですか、つくるということを知ってるということですが、かなりの面積が必要なことも明らかなんです。そうすると、この場合に駐車場を設置するということは、当初の申請段階まで戻ってやり直す必要があるというのが、指導要綱の合理的解釈だと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 駐車場の件でございますが、指導要綱に従い、戻ってということでございますけども、私ども聞き取りによりまして話を進めておったところでございます。公務上のお話でございますので、これは信頼できるものとして事務を進めておるところでございます。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、市長に再々質問いたしますけど、市長は、先日地元の皆さんとお会いになったということです。市長は、今政治家であり、かつ山県市のトップということで、指導要綱の最終部分の責任者でもあります。

そこで、質問いたしますけれども、以前高富町長が逮捕されたときは、経済クラブという指名業者も集めた巨大な後援組織があったわけですけども、私がお聞きする限り、平野市長の後援会というのは、非常にこじんまりした講のようなものだと聞いておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

次に、本件の斎場の事業者である経営者個人は、このような後援会のメンバーだというふうに聞き及んでいますけれども、そのようでしょうか。

それから、三つ目ですけど、過去にその事業者もしくは経営者個人から、市長の政治活動への資金援助は受けておられますか。

四つ目ですけども、山県市長としてこの斎場建設の問題に今後どのように対応していく方針ですか。

以上お答えください。

議長（藤垣邦成君） 平野市長。

市長（平野 元君） 寺町議員の御質問にお答えします。

まず、1点目の、私の後援会というようにお話がございましたが、そういった後援会は、私は持っておりません。はっきりと申し上げます。ただ、そういったメンバーというか、皆さん方と会食をするとか、そういうようなことは会費制等でやったことがございますが、そんなことでございます。私の後援会ではございません。

それから、また、資金援助というようなことを言われましたけども、そういったことで過去私が資金援助を受けたことは一切ございません。そこら辺も御理解いただきたいと思います。

この斎場の方針でございますが、これは山県市土地開発事業指導要綱、これに基づきまして、事業者からの申請に基づき慎重に検討した結果でございます。この地域でこういった事業をされるということにつきまして、十分精査をし、許可をしたところがございますので、それを変更する予定はございません。

以上でございます。

議長（藤垣邦成君） 寺町君、質問をかえてください。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、3問目に行きますけれども、地域情報化事業ということで、担当の企画部長に質問いたします。

現在市が30億円余りで進めている事業、そして、現在一般競争入札の直前である地域情報化の事業についてお尋ねいたします。

まず、この事業は、テレビとインターネット、IP電話というものが一つの分類として行われます。それぞれについて年間の人件費、基金の維持費、ケーブルの維持費、その予測の額はどれくらいでしょうか。

それから、年間の実質の収支の額はどのようなか。そして、さらに、黒字に転換するのはいつごろかということです。

それから、二つ目ですけれども、この事業で地元の雇用や経済にどれだけの波及効果があるのか、その数字と根拠を明らかにしていただきたい。

三つ目ですけど、今回最低制限価格を設定する可能性が示されています。最低制限価格を設定する趣旨というのは、極端な安値で、期待した水準が達成できないということのを避けようと、そういったところにあるわけですけれども、最低制限価格を設けずに著しく低い価格で落札されたときは、発注者にもし不安があれば、契約を保留して審査機関で検討するということも制度上できます。

ところで、ITの業界では、各種の価格が今、年ごとに格段に下がっていると、これはよく言われております。そういった状況にもかかわらず、最低制限価格を設ければ、予定価格の3分の2から8割程度のラインを引く、業者は高くするということになります。公正な競争を実現し、もって市民の利益、市の利益を得るという観点から、最低制限価格を設けるべきではないと考えますが、この点いかがでしょうか。

四つ目ですけど、昨年つくられた事業計画書には、最も望ましいのは、光ファイバーケーブルを各家庭まですべてに張りめぐらす方式というふうにされています。光のケーブルについては、業界の関係者は、中電が布設したものが最も価格が安いということをおっしゃいます。そこで、中電が光のケーブルを山口市全域に布設した場合に、市が中電からレンタルするというふうにしますと、そのレンタル料は月額幾らになるのかということについてお答えください。

それから、五つ目ですけれども、高富の有線テレビというのは、十数年前の開設当時、特例として加入料を1加入当たり5,000円ということで、多くの加入者を募りました。

8割方です。現在市が予定しているのは5万2,500円という形で進められています。これについて住民の方から多くの疑問が出ているわけです。

今回の事業は、合併の特例債と、さらに美山地区の過疎債というのを使うということで進んでいくわけですが、そうであるにもかかわらず、合併して新たに市に加わった美山・伊自良地区の新規の加入世帯は、高富がかつて割り引いたように、同じように低い価格ですべきであるというのが当然の結論だというふうに思います。合併して伊自良・美山が非常に軽く扱われていると言われてはいますが、納得いく、市民にわかりやすいものとして特別の割り引きを、合併後の今回もすべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

それから、インターネットの接続業者をプロバイダーというふうにいいますが、住民がこのプロバイダーを選べないというふうな方針だと聞きます。プロバイダーというのは、自由な意思で選ぶもので、これが選べないというふうになると、市民の選択の自由を奪うということになります。

現在市民が使っているメールやホームページも、同じアドレスが使えなくなるというふうに言われています。市民の税金で行うのですから、こういった点は改めるべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

それから、通告の7点目は、時間の都合で割愛してお答えください。

議長（藤垣邦成君） 船戸企画部長。

企画部長（船戸時夫君） 寺町議員の地域情報化についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の人件費で、現行の有線テレビ局職員人件費として5,050万円を本年度予算に計上しております。テレビとインターネット、IP電話は、伝送路を初め、大部分が共通の施設を利用します。特に、新たにサービスを開始するインターネットにつきましては、メールやウェブサーバ類の設備投資を行いませんので、機器維持費、ケーブル維持費は全体で回答させていただきますが、機器維持費、ケーブル維持費は5,300万円ほどを見込んでいます。

人件費を除く収支は、約1億1,000万円ほどの試算です。黒字に転換するのはいつからかとの御質問でございますが、人件費を含む収支としますと、黒字に転換することは考えられませんが、御理解のほどよろしくお願いいたします。

2点目の地元の雇用や経済への波及効果についてでございますが、当該事業の主目的は、デジタル化される地上波テレビ放送の再送信を行うことによる難視聴対策施設としてケーブルテレビを選んで実施し、今後ますますIT化される生活環境の中で、民間のインターネットサービスが期待できない以上、市民の皆様がどの地域に住んでいても同

一のサービスが受けられ、便利で快適な生活が送れるようにするために、大量のデータを高速で伝送できるケーブルテレビの特徴を生かしてインターネットサービスを行うもので、専門機関などで経済効果を分析したことはありません。

しかし、今回市が整備する施設は、事業所の要望にこたえられるように考えてあります。企業活動において、今ではインターネットの環境は必要不可欠となっており、ブロードバンドが利用できないことが、企業活動にとりネックとなっております。事業所の方が、自前で設備投資をするには莫大な費用がかかり、大企業以外は不可能で、現在も市内の事業者の方からは早期開設の要望が多く寄せられていますし、今後は市内事業者の方も、市のケーブルテレビ網を利用し、市内・県内はもちろん、全国や海外との営業所、取引相手とリアルタイムでの取引が可能となり、企業活動の内容が大きく変わるのではないかと考えられます。また、インターネット上に店舗も開設できますので、事業範囲の拡大も可能となりますし、市内の全事業所がホームページを開設し、その運用管理を地元へ委託されたり、また、テレビの地上波がデジタルに移行することにより、宅内配線などの宅内工事を地元業者に依頼されるなど、そのほかにも思いもよらない経済効果が生まれるのではないかと考えていますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、3番目の最低制限価格に関する御質問でございますが、最低制限価格を設定することにつきましては、他の自治体の入札において、実績を得るために低価格で入札され、落札しても工事ができず、大幅に工期が延長されたり、完成後の施設で伝送路等にトラブルが発生して、運用が困難になった自治体があります。山口市としては、早期完成、早期運用を行い、市民の皆様が安心して利用できる施設を建設し、ケーブルテレビの恩恵を受けていただきたいと考えています。したがって、技術力のある企業にその技術に見合った金額で公正な入札を行わせるためにも必要と考えていますので、御理解のほどお願いいたします。

4番目でございます。まず、今回の事業について再度御認識していただきたいと思っております。

先ほどの御質問でもお答えしましたように、難視聴対策としてデジタル地上波の再送信や自主放送番組を市が送信いたします。御存じかとは思いますが、テレビ放送を送信するには、通信と違い、広い周波数帯域が必要です。そのために多くの光ファイバーケーブルに多くの芯線が必要になります。山口市内には、一部中部電力の光ファイバーが敷設されていますが、中部電力の光ファイバーは通信用で、ケーブルテレビ用としては利用できません。もし、貸してほしいと申し出があると、新規で光ケーブルを敷設する

ことになりますので、建設コストは市が行う場合と変わらず、さらに金額は相手の言い値で10年以上使用するなどの使用制限にしばられることになるとの中電からの回答をいただいております。

次に、5番目の加入料に関する御質問でございますが、今年度から実施します有線テレビ施設整備事業は、合併調整方針の主要事業で、高富地域での事業を伊自良・美山地域へのエリア拡大するものであり、今回の条例改正は全部改正で提案いたしておりますが、加入料及び基本料については、現行の料金で提案いたしております。また、現行の加入料金は、平成6年度から御負担いただいておりますので、現在加入される方との不平等を生じさせないためにも、御提案いたしております加入料で御理解賜りますようお願いいたします。

なお、加入促進期限までの加入者の方には、特例措置としまして、引き込み工事等の工事費は市で負担いたします。

6番目の質問でございますが、山県市がプロバイダーになるため、山県市に加入すると自動的にプロバイダーを選択したことになります。通信回線は自由に選択できますので、全く選択の余地がないということではありませんし、市民が現在使っているメールやホームページのアドレスも、現在の契約しているプロバイダーを解約しなければ、引き続き利用することができます。

多くの市民の要望を満たし、複雑な管理やコスト増を避けるために計画した運用方法になっていますし、仮に御指摘のような運用を行った場合でも、山県市に通信料を払い、今回の山県市のサービス内容と同等のサービスを他のプロバイダーから提供されれば、必ずとも市民の負担が軽くなるとは考えていませんので、御理解のほどお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（藤垣邦成君） 以上で、寺町知正君の一般質問を終わります。

通告順位9番、横山善道君。

12番（横山善道君） 発言の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。産業経済部長に畜産環境問題の対応につきまして質問したいと思います。

平成15年度第1回定例会におきまして一般質問させていただきましたが、市の当局より次のように回答をいただいております。

家畜施設から発生するハエと臭いの問題は、衛生的で快適な住環境整備が進む中で大きな環境問題となっていることは十分承知しておるとのことで、それに対して特に畜産農家が多く、しかも、一般住宅と混在する伊自良地域につきましては、畜産による環境

問題対策は大変重要な課題であると心得ております。また、次に、今後の対応につきましても、殺虫剤の適時適量の散布によりまして、ハエの発生を防除するように強く働きかけを行います。また、平成11年度に制定されました家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律により、平成16年11月1日から家畜排せつ物は野積みや素堀による処理が禁止され、施設において管理することとなっております。このため、県の関係機関と一体となって、未整備の畜産農家の指導を行っているところです。また、山県市畜産振興会も設立されました。直面する畜産環境問題に真正面から取り組んでいくとともに、共同処理施設も含めた家畜排せつ物処理施設の検討を行うなどしまして、県当局の御指導をいただきながら、業界と行政が一丸となって畜産環境問題に取り組んでいきますとの回答をいただいておりますが、現状を見てみますと、臭いは風のある日は広範囲に広がり、ハエは網戸にびっしりついたり、飲食店は特に衛生問題で困っております。市当局の方にも苦情が入っておると思っております。また、私も、それ以上に日常のハエと臭いの苦情を聞き、何とかしてほしいということを再三言われております。

この現状につきましては、この数年改善が余りされておらないというふうに思います。新市まちづくり計画の中にも、豊かで美しい自然を守るまちづくりの中で、水環境の保全と位置づけ、家畜糞尿処理施設整備事業と掲げてあります。市当局も、重要課題と認識していただいておりますが、伊自良地域のみならず、市全体の問題として対応をお聞きします。また今年度適用されます家畜排泄物の管理適正化及び利用の促進に関する法律についても、対応はどのようになっているのかをあわせて御回答を願います。

なお、畜産環境問題は、畜産農家を困らせるものではなく、住民と共生できる方策を強く望むものであります。よろしく願いいたします。

議長（藤垣邦成君） 松影産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 横山議員の御質問にお答えします。

家畜排せつ物の管理の適正化が図られるよう、平成11年11月に家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が施行されました。5年の整備猶予期間の終了が、今年10月末に迫っております。家畜排泄物法では、家畜糞尿の野積み、素堀を解消し、家畜糞は堆肥化し、取り扱い性の向上を図るとともに、有機物資材として畜産農家のみならず、農家への土づくりに活用できることを求めています。しかし、未処理の畜糞は、取り扱い性が極めて悪いことや、農作物に対する生育障害を起こしやすく、また、適正量を超える農地への過剰な散布は、臭気などの発生による環境汚染問題を引き起こすおそれがあることから、良質な堆肥を生産するために堆肥舎等の整備が必要であります。

本市の畜産農家の堆肥舎施設整備状況は、養鶏・養豚農家は整備を完了しております

が、未整備の酪農家につきましては、今後期限までに対策を講じてもらえるよう、家畜衛生保健所など県の関係機関と連絡を密にして指導を行い、環境保全にも役立つ堆肥舎が一日も早く完成し、有効に利活用が図られるよう適切な指導を継続していきたいと考えております。

また、市の対応につきましては、早期段階での糞の除去による悪臭の発生、殺虫剤の適量適材散布によるハエの発生を防除するように強く畜産農家に働きかけているほか、専門的見地での指導を県畜産環境衛生保健所に依頼し、伊自良地内の養鶏農家において、早期段階での糞の除去と、定期的に殺虫剤によるハエの防除効果を試み、業者負担による微生物の菌を混入した液剤を直接糞に散布して、悪臭の除去をする試みを行っているところでございます。また、畜産農家の方への支援につきましては、宿舎の消毒等に係る殺虫剤を購入したときに助成として年間2万円を限度として農家に交付しております。

いずれにいたしましても、県の専門的見地からの指導をいただきながら、畜産農家と行政が一丸となって、畜産環境問題に取り組んでいきますもので、御理解のほどよろしくをお願いします。

以上答弁といたします。

議長（藤垣邦成君） 横山善道君。

12番（横山善道君） 今、部長の方から回答をいただいたわけですが、これにつきましては、長年の中、ずっとこの問題というのは発生しておるとのことだと思っておりますが、市民の方も一緒の地域に住んでおりますと、なかなか口に出せないということではないかと思っておりますし、畜産農家につきましても、そういうことは十分理解をしておると。何とかしたいという気持ちもその中に十分いろいろと処理施設をつくったり、あるいは散布をしたりということをしていただいておりますが、よくよく考えてみますと、なかなかこれ、ずっと毎年のように、いろいろと市からも指導していただいておりますが、現状としては、一向に根本的な解決策というところにはなっていないかと思っております。我々もいろんな施設等も検証してまいりましたが、経済的な問題等によりまして、なかなか解決がされていないというのが現状ではないかというようなことを思います。そういうことを思いますと、行政の方としましても、一時的な問題としましては、そういう散布、いろんなところで働きかけをするということもありますし、また、長期的にはどのような観点で今後されていくのか、そこら辺の進展がなかなか見られていないのではないかと思うんですけど、そこら辺のところを再度お尋ねをしたいというふうに思います。

議長（藤垣邦成君） 産業経済部長。

産業経済部長（松影康司君） 横山議員の再質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、伊自良地域におきましては、畜産農家が多く、しかも、一般住宅と混住する地域がありますもので、畜産問題につきましては大きな課題と考えております。議員の質問の中に、いろいろ示唆に富んだお話もありましたもので、そういったことを総合的に判断し、先ほど議員が申し上げましたように、山県畜産環境振興会が立ち上げてありますし、また、県の関係機関とも連携を密にさせていただきまして、検討していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

議長（藤垣邦成君） 横山善道君。

12番（横山善道君） それでは、市長にご質問したいと思っておりますけど、市の方も基本理念の中で、「豊かな自然と活力ある都市が調和した安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくり」ということを基本理念にうたってあるわけでありまして、こういうものから考えましても、やはり行政の強いリーダーシップといいますが、そういうものがないと、なかなかこの問題は解決しないのではないかと。やはり早急にとというわけにいかない部分も重々これは承知するわけでありまして、でも、将来的にこの解消に向けた、毎年一步一步の前進というものが見られないということでは、非常にこれは残念なことであります。毎年繰り返し繰り返し苦情があり、一応こうしておると、同じことの繰り返しのようなことでは、これはやっぱり進歩がないというようなことを思うわけでありまして、やはりこれから長期での観点に立ちまして、行政の方がしっかりとした計画あるいは具体的な施策等を実施していくということが望まれるのではないかと思いますけど、市長、再度その点についてお答えをお願いしたいと思います。

議長（藤垣邦成君） 市長。

市長（平野 元君） 横山議員の再々質問にお答えします。

今、畜産農家の関係、大変重要な問題だと思っております。かねがね県の指導も賜りながら、また、畜産農家の皆さん方とも十分話しながら進めておりますし、また、地域によっては、一般住宅との混在ということで、大変難しい問題もございます。そういったトラブルもありますが、そういったものを乗り越えて、これは一步一步解決に向けて進めたいというのは思っております。

新市まちづくり計画、家畜糞尿処理施設整備事業というのは、まちづくり計画の中にもきっちりと掲げております。そういったことではございますが、これも企業である畜産農家ということも十分検討課題でございますし、助成措置をするにしても、なかなか限度というものがございます。そういった面もありますもので、その辺も十分含めまして、

ただいま担当部長からお答えしましたように、その辺を踏まえながら、県の指導を賜りながら、また、畜産農家の皆さん方とも十分意を注ぎながら、今後とも積極的に推進を図ってまいりたいというふうに思っておりますので、御了解賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（藤垣邦成君） 以上で、横山善道君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開は、13時とさせていただきます。よろしく申し上げます。

午前11時22分休憩

午後 1 時00分再開

議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

日程第 2 発議第 3 号

議長（藤垣邦成君） 日程第 2、発議第 3 号 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（藤垣邦成君） 提案者であります小森英明君に提案説明を求めます。

小森英明君。

19番（小森英明君） それでは、提案説明をいたします。

御指名をいただきましたので、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会の設置に関する決議について提案説明をいたします。

新市まちづくり計画に掲げてあります東海環状自動車道の整備促進を行い、（仮称）高富インターチェンジの建設促進を積極的に働きかけ、さらに市内幹線道路である国道256号バイパス及び国道418号の改良整備も並行して行うよう、当議会といたしましても、市民の代表として市民生活に密着した広域的幹線道路の整備促進について、執行部とともに検討が必要ではないかと思えます。

そこで、地方自治法第110条及び山県市議会委員会条例第6条の規定により、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会を設置し、10人の委員により、東海環状及び幹線道路整備促進に対する調査研究をしてはと今回提案をいたしました。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

議長（藤垣邦成君） 小森英明君の提案説明が終わりました。御苦労様でした。

それでは、発議第3号の質疑を行います。

発言を許します。

15番 中田静枝さん。

15番（中田静枝君） 今、提出者の小森議員から説明がありましたけれども、その内容を伺いましたところ、整備促進という部分が大変強調されておりまして、そのために執行者とともにという言葉も使われましたけれども、議会の特別委員会ですので、調査研究について議会としては付託をすべきだというふうに私は考えます。議会としての調査研究、これについては納得できるわけですが、執行部とともに例えば促進同盟会のようなそういうものではないということで、その点についての提出者のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（藤垣邦成君） 小森さん、質問の内容わかりましたか。

中田さん、執行者と何ですか。執行者とでちょっと言葉がぼけてますけど。

15番（中田静枝君） 議会としての特別委員会を立ち上げるというものですので、その議会の独自の調査研究活動でありますので、執行部とともにというような言葉が使われましたけれども、そこははじめをつけて、議会の調査研究というはじめをきちんとつける必要があるというふうに思います。

議長（藤垣邦成君） 小森英明君。

19番（小森英明君） 「執行部とともに」とは書いてありますけど、この件については、やはり中田議員言われますように、議会の中の特別委員会です。しかし、市民の多くの要望があるということで、もう既に昨年11月20日やったですか、区長連合会なんかが主催されて、ああやって大勢の方からも要望があるということは、執行部の方でも十分承知はしておられるというようなこともあって、こういうふうに記してあるだけです。

議長（藤垣邦成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして発議第3号の質疑を終結いたします。

ただいまから、発議第3号の討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 討論はないものと認めます。

これをもちまして、討論を終結します。

ただいまから、採決を行います。

小森英明君から提出されました発議第3号 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会の設置に関する決議について、発案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、小森英明君から提出されました発議第3号 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会の設置に関する決議については可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、議長の指名にしたいと思います。

横山哲夫君、田垣隆司君、村瀬隆彦君、河口國昭君、横山善道君、渡辺政勝君、中田静枝さん、藤根圓六君、村橋安治君、久保田 均君を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会の委員は、横山哲夫君、田垣隆司君、村瀬隆彦君、河口國昭君、横山善道君、渡辺政勝君、中田静枝さん、藤根圓六君、村橋安治君、久保田 均君を選任することに決定いたしました。

日程第3 発議第4号

議長（藤垣邦成君） 日程第3、発議第4号 環境保全対策特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（藤垣邦成君） 提案者であります小森英明君に提案説明を求めます。

小森英明君。

19番（小森英明君） それでは、提案説明をいたします。

御指名をいただきましたので、環境保全対策特別委員会の設置に関する決議について提案説明をいたします。

私たちの日々の生活に伴って、さまざまな一般ごみが排出されます。また、工場や事業所等から排出される産業廃棄物も多くあります。このような廃棄物が適正に処理され

ないで、野焼きまたは不法投棄等による不適正処理による環境破壊の問題等、また、畜産関係では、糞尿処理に伴う八工の発生、臭いの問題等といった課題があります。当議会といたしましても、市民の代表として、このような課題を解決していく対策が必要ではないかと思えます。

そこで、地方自治法第110条及び山県市議会委員会条例第6条の規定により、環境保全対策特別委員会を設置し、11人の委員により、環境保全対策に対する調査研究をしてはと今回提案をいたしました。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

議長（藤垣邦成君） 小森英明君の提案説明が終わりました。御苦労様でした。

それでは、発議第4号の質疑を行います。

発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして発議第4号の質疑を終結いたします。

ただいまから、発議第4号の討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 討論はないものと認めます。

これをもちまして、討論を終結いたします。

ただいまから、採決を行います。

小森英明君から提出されました発議第4号 環境保全対策特別委員会の設置に関する決議について、発案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、小森英明君から提出されました発議第4号 環境保全対策特別委員会の設置に関する決議については可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました環境保全対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、議長より指名をいたします。

吉田茂広君、尾関律子さん、宮田軍作君、武藤孝成君、影山春男君、後藤利均君、谷村松男君、寺町知正君、小森英明君、村瀬伊織君、大西克巳君を指名をしたいと思いま

す。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、環境保全対策特別委員会の委員は、吉田茂広君、尾関律子さん、宮田軍作君、武藤孝成君、影山春男君、後藤利均君、谷村松男君、寺町知正君、小森英明君、村瀬伊織君、大西克巳君を選任することに決定いたしました。

議長（藤垣邦成君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時13分休憩

午後 1 時28分再開

議長（藤垣邦成君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に、特別委員会の委員長、副委員長が決定いたしましたので、御報告申し上げます。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会の委員長に横山善道君、副委員長に河口國昭君であります。

環境保全対策特別委員会の委員長に大西克巳君、副委員長に武藤孝成君であります。

これをもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

議長（藤垣邦成君） お諮りいたします。本日にて一般質問が終了いたしましたので、明日23日の一般質問は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。したがって、23日は休会とすることに決定いたしました。

なお、24日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。

長時間御苦労さまでございました。

午後 1 時29分散会

山県市議会定例会会議録

第5号 6月24日(水曜日)

議事日程 第5号 平成16年6月24日

日程第1 討 論

- 発議第1号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例について
- 発議第2号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 議第31号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例について
- 議第32号 地方独立行政法人の施行に伴う法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第33号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第34号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第35号 平成16年度山県市一般会計補正予算(第1号)
- 議第36号 平成16年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第37号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第38号 北山辺地総合整備計画の策定について

日程第2 採 決

- 発議第1号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例について
- 発議第2号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 議第31号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例について
- 議第32号 地方独立行政法人の施行に伴う法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第33号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第34号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第35号 平成16年度山県市一般会計補正予算(第1号)

- 議第36号 平成16年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
議第37号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
議第38号 北山辺地総合整備計画の策定について
- 日程第3 発議第5号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書について
- 日程第4 発議第6号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書について
- 日程第5 議会運営委員会副委員長報告について
- 日程第6 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告について
- 日程第7 環境保全対策特別委員会委員長報告について
- 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第9 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第10 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第11 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査について
-

本日の会議に付した事件

日程第1 討 論

- 発議第1号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例について
- 発議第2号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 議第31号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例について
- 議第32号 地方独立行政法人の施行に伴う法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第33号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第34号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第35号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第36号 平成16年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第37号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第38号 北山辺地総合整備計画の策定について

日程第2 採 決

- 発議第 1 号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例について
 発議第 2 号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
 議第31号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例について
 議第32号 地方独立行政法人の施行に伴う法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
 議第33号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
 議第34号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
 議第35号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第 1 号）
 議第36号 平成16年度山県市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
 議第37号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第 1 号）
 議第38号 北山辺地総合整備計画の策定について
 日程第 3 発議第 5 号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書について
 日程第 4 発議第 6 号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書について
 日程第 5 議会運営委員会副委員長報告について
 日程第 6 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告について
 日程第 7 環境保全対策特別委員会委員長報告について
 日程第 8 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
 日程第 9 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査について
 日程第10 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査について
 日程第11 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

出席議員（ 2 1 名）

- | | | | |
|-----|-----------|-------|-----------|
| 1 番 | 吉 田 茂 広 君 | 2 番 | 尾 関 律 子 君 |
| 3 番 | 横 山 哲 夫 君 | 4 番 | 宮 田 軍 作 君 |
| 5 番 | 田 垣 隆 司 君 | 6 番 | 村 瀬 隆 彦 君 |
| 7 番 | 武 藤 孝 成 君 | 8 番 | 河 口 國 昭 君 |
| 9 番 | 影 山 春 男 君 | 1 0 番 | 後 藤 利 弘 君 |

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 11番 | 谷村松男君 | 12番 | 横山善道君 |
| 13番 | 寺町知正君 | 14番 | 渡辺政勝君 |
| 15番 | 中田静枝君 | 16番 | 藤根圓六君 |
| 17番 | 村橋安治君 | 18番 | 藤垣邦成君 |
| 19番 | 小森英明君 | 20番 | 村瀬伊織君 |
| 21番 | 大西克巳君 | | |

欠席議員（1名）

22番 久保田 均 君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|-------------|-------|
| 市長 | 平野元君 | 助役 | 嶋井勉君 |
| 収入役 | 河口衛君 | 教育長 | 小林囃之君 |
| 総務部長 | 垣ヶ原正仁君 | 企画部長 | 船戸時夫君 |
| 市民部長 | 長屋義明君 | 保健福祉部長 | 土井誠司君 |
| 産業経済部長 | 松影康司君 | 基盤整備部長 | 長野昌秋君 |
| 水道部長 | 梅田修一君 | 消防長 | 岡田達雄君 |
| 教育次長 | 室戸弘全君 | 総務部次長兼企画部次長 | 和田真吾君 |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林 宏 優 書記 堀 達 也

午前10時00分開議

議長（藤垣邦成君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 討論

議長（藤垣邦成君） 日程第1、討論。

ただいまから、発議第1号及び発議第2号、議第31号から議第38号までの討論を行います。

なお、討論は簡明にお願いいたします。

初めに、反対討論をどうぞ。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、発議第1号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例についてと、議第31号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例について、この2議案について反対する立場で討論いたします。

まず、発議第1号の政務調査費の条例についてですけれども、そもそもこの条例の根拠は、自治法の100条13項に「会派又は議員に対して」と定められているというところから出発しています。

しかし、今回提案の条例では、会派のみという限定をかけているということで、自治法と非常に不整合であるということは歴然としています。この問題があります。

それから、二つ目として、この条例案においても、それから資料として提出されています市長側の規則ですね、これについても、それから市長の認識としてもそうですけれども、議員の調査に関する収支報告に領収書を添付するというような概念が規定されていないし、交付する市長の側にもそのような意識は全くない、認識はないというふうなことが確定しています。この問題も大きいです。

それから三つ目、領収書の添付ということがされれば、議長や市長が領収書を保管しているということから、情報公開条例の対象になります。今回の条例の規定では、それから市長の考え方からすれば、情報公開の対象にならない、市民が領収書を見たいと言っても見せる必要はないということになって問題があると。しかし、こういった指摘に対しても、提案者は一切改める必要がないと、非常に大きな問題です。

四つ目ですけれども、領収書は各会派の責任者が領収書を保管しているからいいんだという答弁もありました。しかし、例えば会派が組みかえられる、これはもうどこの議

会でもよくあることです。そういった場合には責任者がどうなるのか。恐らく、前の会派のことはほとんど知らない、書類が消えていく、これは間違いないというふうに考えられます。そういう意味でも、会派が5年間保存しますということは何ら正当性を証明する理由にはなりません。

それから、五つ目ですけども、市民の税金を使って議員が特別に活動をするということが政務調査費のそもそもの制度です。この条例に規定するお金を使うのは当然議員なんです。自分で使うお金の支出の根拠となる条例を議員が自分たちで提案するわけですから、もっと市民のことを考えて制度をつくるべきであるということは当然なんです。しかし、この5月以来、話し合いの場において、この議会における議員の発言、そういったものを聞く限り、市民の理解を得て調査を行っていき、そのための費用を市民の税金で負担してもらおうと、そういう発想がとても感じられない。条例をつくるにはとても値しないというふうに考えます。

それから、六つ目ですけども、会派調査費というふうになっているわけですけども、この山形市議会は昨年は会派がなかったわけでありまして。会派という共通認識がつくられたのは4月の選挙が済んで、5月に現在の私たちの任期が始まってから会派云々という議論が出て幾つかの固まりができていくという実態があります。そして、迎えたこの6月議会において、会派としての調査活動に支障が出ているというのは何ら聞こえていないし、そういった実態を誰も認識していないはずですね。そうであるのに、税金だけちゃんと確保したいというのは本末転倒であり、会派をつくって、どうしても調査が必要であるとなったときに提案すれば十分な制度であるということは明らかです。

それから、七つ目として、市議会の議員はこの5月以降、報酬を昨年と比べて1年間で約140万円、ボーナスも含めてですが増やしています。35%引き上げたんですね。それが、先月から私たちに支給されている状況です。年間で言えば月額12万円増えたということですね。当面、それで市の議員として十分活動できるというふうに考えられます。この報酬や期末手当だけでは足りないということを認識できるような状況にはまだ至っていない。これも客観的に明らかだということが言えます。つまり、条例の必要はまだないということです。

それから八つ目、そもそも財政が厳しいから3町村が合併したという本質的な事情があります。しかし、そういった背景と全く裏腹に、1年間で約260万円を上限とする調査費を出そうとする、こんな余裕はうちにはないはずですね。例えば、旧高富町では、およそ6年ほど前ですけど、議会側から独自に財政が厳しいから調査費は返上するというので、それ以降予算はつけないというようなやりとりがあった経過もあります。当

時は補助金という認識でしたけど、これを議会が返上した経過を旧高富町は持っているわけですね。そういった意味でも、合併した新しい市が早々に調査費をつける。全く逆行した考えだというふうに思います。

九つ目ですけども、財政が厳しいからといって合併したということですが、今年の4月以降、市長選挙、それから、この4月の議員選挙もそうですね。選挙のポスター代だとかいろいろな費用、選挙カーの費用、こういったものも税金で出すという制度をもうつくったわけですね。現在の私たちは、そういう制度の延長上に、今この場にいるということでもあります。こういった選挙関係の助成は、1候補者当たり年間で約60万円が上限、そこまでもう制度ができているわけですね。そうであるのに、今、なぜさらに市民の税金を議員のために使うのか、到底理解は得られないというふうに考えます。

今まで何点も述べましたが、どれを考えても現時点において調査費の条例というのは必要性は全くなく、否決すべきものだというふうに考えます。

続きまして、議第31号ですけれども、山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例についてということで、反対の討論をいたします。

まず、この条例の問題点ですけれども、この条例の第11条1項に市民の加入金5万2,500円という規定があります。この問題です。もう一つは、条例案の第14条の1項に、別表に定めるということで、私が問題とするのはインターネットに関する利用料、それから付加機能ということですね。これに関してですけれども、これについては議員の皆さんも御承知のように、山県市は今年の5月に美山、伊自良地区で有線テレビ関係の説明会を行いました。そのときのパンフレットには、@nifty というところの民間会社のサービスを提供するというふうに印刷されています。つまり、山県市は既にその時点で、インターネットのサービスについて、@nifty、その運用をしているジャパンケーブルネットという株式会社に委託するという意思決定を既にしていたということは明らかですね。この議会でもその答弁がありました。そういったことを前提に、条例の別表に10メガ2,100円、30メガ2,625円という枠が意思決定されて説明されているということですね。

まず、加入金の問題について述べます。

かつて旧高富町は、10年以上前ですけれども、有線テレビ事業の加入者を募るために加入金を特例として安くした。それが5,000円でした。そういう形で旧高富の全世帯のおよそ82%まで加入者を募ったという実績があります。それ以降は一部3万円台ということもごく一時期ありましたけれども、基本的には5万2,500円という形で加入率も数%伸びたという程度です。

つまり、このときに旧高富町はおよそ2億円の加入金収入を捨ててまで、あえて5,000円で加入者を集めたという歴史があるわけです。今回、合併して新規に新しい地域に拡大してくる。そうであるにもかかわらず、伊自良、美山地域について特例を設けずに5万2,500円で進めるというわけですね。これについて市は、単に現在のとおり摘要するだけだという単純な説明をしています。通常の場合にエリアを拡大するとかサービスを拡大するという場合ならともかく、町村合併したことの目玉の事業だということで行っていく。それゆえに、合併の特例債と美山の特例債を使うというふうに言われています。だからこそ、合併する美山や伊自良地区の世帯にも、10年前の高富と同じように特例の制度を利用して加入金を減らす、下げる、これはもう当たり前のことだというふうに考えるべきです。仮に、旧高富の10年前と比べて物価が値上がっているという指摘があるとすれば、例えば1万円でもいいわけです。それでも住民の多くの方は一定の理解はできるであろうというふうに見られます。

そういった結果として2億円程度が減収になったとしても、かつて10年前に高富は2億円を捨てて加入者を募ったわけです。同じことなんですね。それに、このまま事業を進めて7月16日の入札を行っていくとすると、確実に入札差金が発生すると、その額はかなりの額だということは行政側も2月、3月以降認めています。ですから、財政上の収支にも特別な支障が生ずるということは決してありません。合併して、伊自良や美山が軽く扱われているという声が非常に強く出ています。高富だけ優遇するという状況をつくる、これは非常にまずい。今の段階だからこそ、合併した直後だからこそ、政策判断として、かつての高富と同じように特別に割り引くべきです。こういったことで、5万2,500円というのは合理性も必要性もないということは明らかです。

次に、運用関係について述べますけれども、先ほども言いましたけれど、ジャパンケーブルネット株式会社との契約というのは、例えば電気の供給とか電話の回線を提供するという利用料の契約ではないわけです。この契約というのは、市が敷設する有線テレビの施設を使って、市が定めた各種のサービスを提供する。その業務に関して一部を民間の方に委託するという、いわば役務の提供という契約なんです。仮に、業務の一部委託ではないと見るとしても、インターネットというサービスを購入するという契約なわけです。ですから、これに関して、テレビやインターネットのサービスについて、ジャパンケーブルネットと契約を結ぶということは、次に述べる点で違法だということははっきりしています。

一つ目は、今の予定どおりに来年の秋からインターネットが開始されるとすると、今の条例を前提にすると、市は利用者を見込んでいるわけですがけれども、およそ2,500人

程度と聞き及びますけれども、毎月2,100円もしくは2,625円を徴収するという事に条例の規定のとおりなっています。そうすると、年間でおおよそ約6,500万円という市の収入が計算されます。これに対して委託先、先ほどの購入先ですね、こちらに、仮に市が50%払うならおおよそ1年間に市が3,300万円払うわけですね。それから、80%支払うならおおよそ5,200万円の市の支出になるということが計算できます。このように山梨市の支出を伴うという契約ですから、事業の開始の前の年に契約するという事は、法律上当然できないわけですね。なぜかという、地方自治法で会計年度独立という原則が明らかにされています。自治法の208条の1項です。「歳出はその年度の歳入をもって充てなければならず」ということも、1年間を指しています。208条の2項ですね。それから、特例として長期継続契約というのが234条の3でも位置づけられていますけども、長期継続契約であっても契約の初年度という概念は当然あります。ところが、今回は、初年度の前年度、ゼロ年度に結んでしまうということです。それから、当然この議会でも予算の議決はしていない。先ほどの、例えば6,500万円の利用料収入、それに対して委託先に何千万円か払う、こういう議決はしていない。恐らくするんであろうというのは今度の3月なんですね。ですから、予算議決、地方自治法の211条の1項で定められていますけれども、こういった議決がないのに契約というのは到底できないんですね。こういった法律の背景を考えれば、市が仮契約を結んだということは、明らかに手続上、違法であるということは明らかです。

それから、別の観点で言いますと、事前に幾つかの会社、特にジャパンケーブルネットと事前に交渉し仮契約を結んでいるということの違法をもう少し整理しますけれども、一般に行政が仕事をするにはいろいろな情報収集は当然必要です。しかし、一般論として見ても、特定の会社との契約を前提とした事前交渉というのは許されません。あくまでも情報収集ですね。まして、仮契約というのはもう到底許されないことですね。しかし、今回の場合は事前交渉をし、仮契約まで結んでしまったということです。

二つ目として、自治法の234条の2項では、「指名競争入札、随意契約は政令で定める場合に該当するときに限りこれを行うことができる」とされています。この際に、政令の167条の2の第1項で随意契約をしてよい場合を定めています。

今回に関連し得るとするのは、一つは2号です。「その性質又は目的が競争入札に適さない場合」、3号「緊急の必要により入札に付することができない場合」、それから4号「競争入札に付することが不利と認められるとき」、5号「著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき」に該当するかです。

議長（藤垣邦成君） 寺町君、論旨が14条から随分逸脱していきますので、討論は簡明

に願います。

13番（寺町知正君） 今回の条例に2,100円とか2,625円という額が出てきているからです。これがなければいい、その違法性を申し上げます。

議長（藤垣邦成君） 反対討論の11条、14条から随分はみ出た発言になっておりますので。

13番（寺町知正君） 14条が違法であるということを今言ってます。

議長（藤垣邦成君） ですから、討論を簡明にまとめてください。

13番（寺町知正君） この、自治法と政令が定める随契の条項に該当するかどうかという判断がどうしても必要なんですね。

今回、いろいろと考え調べてみますと、先ほどの特定の会社以外に、同種のサービスを可能とする業者はたくさんある。価格面でもサービスの面でも同様です。市と市民にとって極めて有利な業者もあるわけです。結局、先ほどの政令が定める条件に該当していない、適合していないんですね。だから、随契にすることはできない場合です。この契約というのは、契約を締結する権限を有する職員に一定の裁量は認められていますけれども、「これを著しく逸脱した場合は違法である」というふうに最高裁の判決で言われています。まさに、その著しい逸脱に該当するということは明らかです。そういった意味で、自治法の234条の2項、同施行令の167条の2の1項に違反する違法な行為であるということは明らかです。

それから、契約が違法であるとその契約は無効である、契約が無効であれば今回の条例も全く違法な条例になるという観点で申し上げますけど、自治法の2条の16項では、「地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならない」、同じく2条の17項では、「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為はこれを無効とする」というふうにはっきり定められています。一口で言いますと、法令に違反してなされた行為は無効であるということですね。そういう意味で、本件の契約は成立していないということです。

このように述べたとおり、山県市が、美山、伊自良の説明会で示した内容、そのものの経過を含めて、すべて根拠がなくて無効であるということが言えます。結局、この議会で議題となっている条例で規定しようとする14条1項、別表、この内容には何ら根拠がない、裏づけがない、結果として意義も意味もない規定なんだということですね。

さらに、自治法の2条の14項では、「地方公共団体はその事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」、さらに、地方財政法の4条1項では「地方公共団体の経費はその目的

を達するための必要かつ最小の限度を超えてこれを支出してはならない」とされています。つまり、本件、議題となっている条例で規定しようとする2,100円、2,625円というのは、「最小経費で最大の効果を生む」という原則に反していますし、必要かつ最小の限度を超えているから、先ほどの法令に著しく逸脱した違法なものであるということです。さらに加えて、算定の根拠にも正当性がないということで、その違法性は具体的かつ甚だしいと言わざるを得ません。

もう1点ですが、議会の条例議決義務というのは自治法でこの議会に与えられています。これを規定した市の事務出納は違法であるのも明らかです。具体的に言いますと、議案の14条1項及び別表には、インターネットの利用料と付加機能が定められていますけれども、これは、何ら市議会の議決を経ずに既に決まったこととして、5月に美山、伊自良地区の説明会でパンフレットを用いて説明され、さらにサービスの内容までも明らかにし、市の広報の6月号にも掲載されています。すべての市民に配られました。

これらに記載されているただし書きは、「予定」というふうには書いてはありますが、今の事実関係からすれば議決は必要ないという意味である。これは、もう事実上は明らかです。なぜなら、議決がされないとか、議会で修正されたから説明会や広報自体も虚偽になるということも言えるからですね。

行政は、この6月議会に提案する前に絶対これでいくんだという意思決定をしたわけなんです。これを裏返すと、議会に修正や否決をさせないための既成事実づくりだと考えざるを得ません。このことは、自治法の96条1項1号で議会に義務づけられた条例制定あるいは改廃の議決権を完全に否定するものであって、違法な市の事務事業の遂行であるということは明らかです。

もう一つ大事な観点ですが、この事業は市が行う事業です。そうしますと、地元にも山梨市も岐阜県にもできるだけ利益があるということは当然考えるべきことであります。しかし、ジャパンケーブルネットは東京に本社を置いて東京で仕事をするだけです。特にインターネットの業務の特殊性から言えば、あそこに社員を何人も送り込む、何十人も送り込む、地元で雇用する、そんなことは一切ありません。収益はすべて東京に持っていかれるということなんです。そういう選択をした上での条例の別表なんです。その問題点は言うまでもなく明らかであります。

以上、まとめますが、結論として、条例の中で定めようとしているスタンダード10メガ、ハイスピード30メガのコースあるいはその付加機能の規定というのも、手続を今のように見てくれば無効であるということになります。仮に10メガが2,100円、30メガが2,625円という条例案が可決されたとしても、違法な契約手続を前提とし、サービス

の提供に関して誤り、かつ根拠のない議会の説明に基づいて議決された議案は違法な条例であるということは明らかですね。

私は、議員としてこのような議案を通すことははずかしくて到底できません。ですから、私は、この条例案は少なくとも現時点では否決されなければならないというふうに考えます。

以上をもって、私は議第31号に反対する理由といたします。

議長（藤垣邦成君） 次に、賛成討論はありますか。

村瀬伊織君。

20番（村瀬伊織君） 私は、議第31号 有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例についての賛成討論を行います。

この条例は、有線テレビ放送を山口市全域に拡大するために全部改正されたものですが、今回、特に焦点となっている第1条の加入料については、改善前の条例と全く同額である5万2,500円であります。このことについて、某議員は6月12日と19日の発行したチラシにおいて加入料を1万500円にすべき、減収する2億円は入札差金で賄えばいい、伊自良、美山地域が軽く扱われているなど、全く無責任な表現であります。善良な多くの市民の心を混乱させ、一個人の意見を何が何でも正当化しようとする売名行為的なことが繰り返されている、こうしたことはいかなるものかと思うところであります。

その点、執行者である市長は、今までの経緯などを含め、いろいろの角度から眺め、さらに将来の山口市の姿がどうあるべきかを考え、責任ある態度を持ってこの条例を提案されたのであろうと考えます。

山口市になった平成15年度には、80世帯の方がこの有線テレビに加入をされております。この方たちは加入料は5万2,500円を支払い、さらに引き込み工事代金も自己負担をされております。今回、全市にエリアを拡大することで特例を設け、加入促進期間内ではこの引き込み工事は全部市が負担するというのであります。

この工事費は約3万円から5万円ぐらいと聞いていますが、新加入者の皆さんは結局差し引き最高で2万円ぐらいの負担で済むということでありまして。現行の加入料を引き下げをすることは、既加入者との不平等の発生も出てきます。この事業実施に当たり、市民説明会や各共聴組合説明会が行われましたが、このことについては、市民の皆様の御理解をいただいていると担当部長から聞いております。また、市民からはもちろん、市内各事業者からも早期完成を望んでいる声が多く届いていることを聞き及んでいます。

最後になりましたが、国の三位一体の改革による各種補償金や交付税の削減等も考慮

し、今後、本市の行政運営を考えると、この加入料は応分の受益者負担であると思います。合併により、行政区域の拡大により、地域市民に対する行政サービスの低下を招かないように、一層の市民への行政サービスの向上を願い、賛成討論といたします。

以上です。

議長（藤垣邦成君） ほかに討論はありませんか。

中田静枝君。反対討論ですか。

15番（中田静枝君） はい、反対討論です。

議長（藤垣邦成君） どうぞ。

15番（中田静枝君） 私は、発議第1号、発議第2号、そして議第31号、議第33号、議第35号について反対討論をいたします。

発議第1号につきましては、市議会の議員の政務調査費の交付に関する条例ですが、これにつきましては、何と云っても、市民から見て透明性を確保するということが一番重要な問題になるところであります。にもかかわらず、今回のこの発議は、領収書の添付そのものを報告に義務づけておりません。これでは市民から見て議員活動が本当に適正に行われていたのかどうかということを示すものにはならないわけで、この発議には賛成することができません。

発議第2号につきましては、山県市議会会議規則の一部を改正する規則についてというものですけれども、これは、市議会の会議規則を決めるに当たっての準則から外れる今度の一部改正であります。「会議録は印刷して議員及び関係者に配付する」というのがこれまでの準則に従った内容であったわけですが、これを、改正案では「議長は必要があると認めたときは会議録を議員、その他の関係者に配付することができる」というふうに変えるものでありまして、これは大きな議会制民主主義の後退であると言わなければなりません。

今回、議論の中で、図書館や図書室、支所などに会議録を配付するということについての議論がなされたことについては評価するものでありますけれども、それを具体的に明文化し、そして議長の裁量による表記は改めるべきであります。

議第31号につきましては、山県市有線テレビの放送施設の設置及び管理に関する条例についてですが、これにつきましては、市の方が行いました新規拡張地域におきます住民説明会につきましても、広大な地域、たくさんの住民に直接かかわる問題といたしましては、開催の回数が非常に少なく、そして、このような状況では住民の皆さんは十分この事業について理解ができるような状況ではないと言えるのではないかと思います。また、加入金につきましても、一般市民も、また市の説明によりますと、営利企業、業

者がこの事業によって大変な利益、事業の幅を広げることができるということで待たれているというようなお話もありましたけれども、そういう一般市民も、また営利企業も同じ額の加入金ということについても、私は賛同できないものであります。

議第33号につきましては、山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてですが、これは、結局額がすべてにわたって引き下げをされるということで、施行の期日が今年の4月1日からということでさかのぼっているわけでありまして。不利益をさかのぼって与えるということについては、こういう問題につきましての原則から外れているというふうに考えます。

議第35号の平成16年度山県市一般会計補正予算（第1号）につきましては、今回の条例制定によりまして議員の政務調査費が補正額として加えられているわけですが、これにつきましても、条例に賛成ができないのと同様に、領収書の添付なしでは透明性を確保することができない、税金がどのように使われるかを、やはり透明性を確保する条例があつてこそ、これも適切な支出になるということを思いますので、これについても賛成はできません。

以上、反対討論といたします。

議長（藤垣邦成君） ほかに討論はありませんか。

討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第2 採決

議長（藤垣邦成君） 日程第2、採決。

ただいまから採決を行います。

最初に、発議第1号 山県市議会政務調査費の交付に関する条例について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第2号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について、お諮りいたします。
本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第31号 山県市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例について、お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第32号 地方独立行政法人法の施行に伴う法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第33号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第34号 山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第35号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第1号）をお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第36号 平成16年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）をお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第37号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）をお諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第38号 北山辺地総合整備計画の策定について、お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議第5号

議長（藤垣邦成君） 日程第3、発議第5号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書についてを議題といたします。

事務局朗読願います。

(事務局朗読)

議長(藤垣邦成君) 提案者であります渡辺政勝君に提案説明を求めます。

渡辺政勝君。

14番(渡辺政勝君) 発議第5号につきまして提案説明を申し上げます。

お手元に資料としてお配りされておりますが、その朗読をもちまして提案説明とさせていただきますと思います。

どうか、よろしく申し上げます。

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書の提出について。

政府においては、日本経済は回復基調にあるとされているところであるが、本市の地域経済は未だ回復の兆しは見られず、経済の活性化による地域づくりが喫緊の課題となっている。

しかしながら、平成16年度における国の予算編成は、三位一体改革の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、市町村の財政運営の基幹たる財源である地方交付税等の地方一般財源の大幅な削減が行われたが、これは国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、地方公共団体の行財政運営の実情を踏まえたものとなっていないことは誠に遺憾である。

特に、平成16年度の税源移譲については、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、命綱である地方交付税等の地方一般財源の削減のみが突出した対策は、本市の財政運営に致命的な打撃を与え、市民生活及び地域経済に多大な影響をもたらす事態を招来している。

このような中、政府においては、先般の「麻生プラン」に沿った考え方の下に、去る6月4日には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針方針2004」が閣議決定されたところであるが、住民が安全で安心して暮らせる行財政運営が実施できる改革の実現が極めて重要である。

よって、政府及び国会においては、2年目を迎える三位一体改革が地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるよう、以下の事項についてその実現を強く求めるものです。

記

1. 地方交付税制度については、財源保障及び財源調整の両機能を堅持し、地方の実情等を十分踏まえ、その所要総額を確保すること。

特に、地方交付税総額は、平成15年度以前の水準以上を確保すること。

2．税源移譲については、平成17年度において基幹税による3兆円規模の税源移譲を先行決定し、実施すること。

3．国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿った廃止・縮減を行うとともに、地域の実態を踏まえ、単なる地方公共団体への負担転嫁は絶対行わないこと。

4．三位一体改革に当たっては、全体像と工程表を早急に示し、地方公共団体の意向を十分尊重し、行財政運営に支障が生ずることがないように対処すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

どうか趣旨を御理解の上、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長（藤垣邦成君） 提案者の渡辺政勝君の提案説明が終わりました。御苦労さまでした。

それでは、発議第5号の質疑を行います。

発言をどうぞ。

質疑はないものと求めます。よって、これをもちまして、発議第5号の質疑を終結いたします。

ただいまから、発議第5号の討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

討論はないものと求めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

ただいまから、採決を行います。

渡辺政勝君から提出されました発議第5号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書について、発案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、渡辺政勝君から提出されました発議第5号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書については可決されました。

日程第4 発議第6号

議長（藤垣邦成君） 日程第4、発議第6号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書についてを議題といたします。

事務局朗読願います。

（事務局朗読）

議長（藤垣邦成君） 提案者であります渡辺政勝君に提案説明を求めます。

渡辺政勝君。

14番（渡辺政勝君） 発議第6号の提案説明を申し上げます。

同じように、お手元に原稿がお配りされていると思いますけれども、その朗読をもちまして提案説明といたしますので、よろしくお願いいたします。

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書の提出について。

我が国の国土の7割、県土の8割を占める森林は、地球温暖化の防止をはじめ、国土の保全、良質な水の安定確保など国民生活に欠くことのできない多面的機能を有しており、その機能を十分に発揮させるためには、森林の健全な育成が不可欠である。

加えて、平成14年3月に策定された地球温暖化対策推進大綱によると、京都議定書に定める日本の温室効果ガス削減目標6%のうち3.9%を森林吸収源対策による削減量で確保する計画となっており、森林の持つ二酸化炭素吸収能力に大きな期待が寄せられているところである。

しかしながら、我が国の森林は、国産材の価格低迷が続く中、林業の採算性が悪化し、これが森林所有者の林業経営意欲を減衰させ、放置林が増加し、このままでは森林の有する多面的機能が大幅に衰退するおそれがある。

よって、国におかれては、農山村の緑の保全・育成など森林整備の諸対策を更に充実させ、森林の有する多面的機能をこれまで以上に高めるとともに、温暖化対策税（環境税）創設の検討にあっては、温室効果ガス3.9%の吸収効果が期待される森林を守る山村整備をより一層促進するための新たな財源として位置づけ、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を図られるよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

どうか、趣旨を御理解の上、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（藤垣邦成君） 渡辺政勝君の提案説明が終わりました。御苦労さまでした。

それでは、発議第6号の質疑を行います。

発言をどうぞ。

質疑はないものと求めます。よって、これをもちまして、発議第6号の質疑を終結いたします。

ただいまから、発議第6号の討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

討論はないものと求めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

ただいまから、採決を行います。

渡辺政勝君から提出されました発議第6号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策

の確実な推進を求める意見書について、発案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、渡辺政勝君から提出されました発議第6号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書については可決されました。

日程第5 議会運営委員会副委員長報告について

議長（藤垣邦成君） 日程第5、議会運営委員会副委員長報告について。

議会運営委員会副委員長の報告を求めます。

小森英明君。

議会運営委員会副委員長（小森英明君） それでは、議会運営委員会副委員長報告をいたします。

本委員会は、去る5月12日、委員5名と議長が出席し、市長、助役、総務部長の出席を求め、委員会を開催しました。

平成16年第2回定例会の会期についてお諮りしました。

続きまして、去る6月3日、久保田委員長は欠席で、委員4名が出席し、助役、総務部長の出席を求め、委員会を開催しました。

助役に、平成16年第2回定例会の提出予定議案、12議案について説明を求めました。

その後、議員発議による議案、2議案について協議しました。

以上で、議会運営委員会副委員長報告といたします。

議長（藤垣邦成君） 報告、どうもありがとうございました。

副委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑をどうぞ。

質疑はないものと求めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第6 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告について

議長（藤垣邦成君） 日程第6、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告について。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長の中間報告を求めます。

委員長 横山善道君。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長（横山善道君） 東海環状及び幹線道

路整備促進特別委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、去る6月22日、委員9名が出席し、委員会を開催いたしました。久保田委員は欠席でした。

委員会は、最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選を行い、委員長に、私、横山善道が、副委員長に河口國昭君が務めることになりました。

また、当委員会といたしましては、特別委員会設置目的であります東海環状及び幹線道路整備促進に対する調査、研究を行い、適切な事業推進を図る必要があり、今後においても継続していくべきであるとの結論に達しましたので、継続審査することを希望し、委員長報告をいたします。

議長（藤垣邦成君） 報告、どうもありがとうございました。

委員長の中間報告に対し、質疑を行います。

質疑をどうぞ。

質疑はないものと求めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。先ほど、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長 横山善道君から付託案件を継続審査とするよう報告がありました件を議題とし、再付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議がないものと認めます。よって、本案は東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会に再付託することは可決されました。

日程第7 環境保全対策特別委員会委員長報告について

議長（藤垣邦成君） 日程第7、環境保全対策特別委員会委員長報告について。

環境保全対策特別委員会委員長の中間報告を求めます。

委員長 大西克巳君。

環境保全対策特別委員会委員長（大西克巳君） 環境保全対策特別委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、去る6月22日、委員11名が出席し、委員会を開催いたしました。

本委員会は、最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選を行い、委員長に、私、大西克巳が、副委員長に武藤孝成君が務めることになりました。

また、当委員会といたしましては、特別委員会設置目的でありますごみ処理及び畜産環境対策に対する調査、研究を行い、生活環境の保全を図る必要があり、今後においても継続していくべきであるとの結論に達しましたので、継続審査することを希望し、委

員長報告といたします。

議長（藤垣邦成君） 報告、どうもありがとうございました。

委員長の中間報告に対し、質疑を行います。

質疑をどうぞ。

質疑はないものと求めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。先ほど、環境保全対策特別委員会委員長 大西克巳君から付託案件を継続審査とするよう報告がありました件を議題とし、再付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議がないものと認めます。よって、本案は環境保全対策特別委員会に再付託することは可決されました。

日程第8 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（藤垣邦成君） 日程第8、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第9 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（藤垣邦成君） 日程第9、総務常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

総務常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。総務常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、閉

会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第10 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（藤垣邦成君） 日程第10、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

産業建設常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第11 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（藤垣邦成君） 日程第11、文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。文教厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（藤垣邦成君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。これにて会議を閉じます。

会期中、皆様方の格別の御協力に対し、心から感謝を申し上げます。

提案されました全議案につきまして、慎重かつ審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて、平成16年第2回山県市議会定例会を閉会といたします。

大変、長時間、御苦労さまでございました。

午前10時59分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 藤 垣 邦 成

2 番 議 員 尾 関 律 子

21 番 議 員 大 西 克 巳